

世界貿易機關設立協定等に関する特別委員會議録 第三号

平成六年十一月十七日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 佐藤 孝行君

理事 越智 伊平君
理事 田中 直紀君
理事 小平 忠正君
理事 日笠 勝之君
理事 辻 一彦君
理事 逢沢 一郎君
理事 片岡 武司君
理事 久間 章生君
理事 小杉 隆君
理事 塩崎 恭久君
理事 根本 匠君
理事 二田 孝治君
理事 松下 忠洋君
理事 井奥 貞雄君
理事 大石 正光君
理事 木幡 弘道君
理事 坂本 剛二君
理事 田名部匡省君
理事 仲村 正治君
理事 松田 岩夫君
理事 山本 拓君
理事 秋葉 忠利君
理事 金田 誠一君
理事 鉢呂 吉雄君
理事 横光 克彦君
理事 前原 誠司君
理事 山原健二郎君
理事 遠藤 利明君

出席國務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君
法務大臣 前田 勲男君

出席政府委員

外務大臣 河野 洋平君
大蔵大臣 武村 正義君
文部大臣 与謝野 馨君
厚生大臣 井出 正一君
農林水産大臣 大河原太二郎君
通商産業大臣 橋本龍太郎君
運輸大臣 亀井 静香君
郵政大臣 大出 俊君
労働大臣 浜本 万三君
建設大臣 野坂 浩賢君
自治大臣 野中 広務君
国家公安委員会委員長 五十嵐広三君
内閣官房長官 山口 鶴男君
国務大臣 山口 鶴男君
国務大臣 小里 貞利君
国務大臣 玉沢徳一郎君
国務大臣 高村 正彦君
国務大臣 田中真紀子君
国務大臣 宮下 創平君
国務大臣 小澤 潔君
内閣法制局長官 大出 峻郎君
総務庁行政管理局長 陶山 皓君
防衛庁参事官 熊谷富士雄君
防衛庁参事官 江間 清二君

防衛庁人事局長 萩 次郎君
防衛施設庁事務部長 涌田作次郎君
経済企画庁調整局長 吉川 淳君
経済企画庁総合計画局長 土志田征一君
科学技術庁原子力局長 岡崎 俊雄君
国土庁地方振興局長 松本 英昭君
外務大臣官房外務参事官 谷内正太郎君
外務省総合外交政策局長事務代理 山崎隆一郎君
外務省アジア局長 川島 裕君
外務省経済局長 原口 幸市君
外務省条約局長 折田 正樹君
大蔵省主計局次長 中島 義雄君
大蔵省関税局長 鏡味 徳房君
文部大臣官房総務審議官 雨宮 忠君
文部省高等教育局長 吉田 茂君
文部省学術国際局長 岡村 豊君
文化庁次長 林田 英樹君
厚生大臣官房総務審議官 太田 義武君
厚生省健康政策局長 寺松 尚君
厚生省生活衛生局長 小林 秀賢君
厚生省老人保健福祉局長 阿部 正俊君
農林水産大臣官房長 高橋 政行君

委員外の出席者

農林水産省経済局長 東 久雄君
農林水産省構造改善局長 入澤 肇君
農林水産省農蚕園芸局長 日出 英輔君
農林水産省食品流通局長 鈴木 久司君
食糧庁長官 上野 博史君
通商産業大臣官房審議官 中野 正孝君
通商産業省通商政策局長 坂本 吉弘君
通商産業省環境立地局長 齊藤 眞人君
通商産業省生活産業局長 江崎 格君
特許庁長官 高島 章君
特許庁特許技監 油木 肇君
特許庁総務部長 森本 修君
郵政大臣官房長 木村 強君
郵政大臣官房審議官 品川 萬里君
労働大臣官房長 伊藤 庄平君
労働省職業安定局長 征矢 紀臣君
建設大臣官房長 伴 襄君
建設省都市局長 近藤 茂夫君
建設省河川局長 豊田 高司君
建設省住宅局長 梅野捷一郎君
自治省財政局長 遠藤 安彦君
外務委員会調査室長 野村 忠清君
大蔵委員会調査室長 中川 浩扶君
文教委員会調査室長 長谷川善一君
農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君

たしますと、貿易体制、大変多くの国々がございますし、中国、ロシアが参画をするということになれば、国連に匹敵するような機関になるわけでございますから、我が国としてこの機関に対して役割を担っていかねばいけない、こういうふうに思いますので、御努力をいただきたいと思っています。

通産大臣にお伺いしたいと思いますが、これも、この協定をめぐって、農業団体、農業、繊維産業等は、今大変な輸出産業が巨額の黒字を稼いでおるんだということで、日本がそれで市場開放を求められて大変苦しんでおる、こういうような批判をし、農業は工業の犠牲になっておるのではなからうか、こういう声も聞かれるわけでございます。

一方、輸出産業からしますと、大変規制で保護された産業があるということで、輸入がふえない、円高になるんだ、大変な企業にとってはリストラを迫られておる、こういうジレンマの中にあるということでございますし、工業と農業が大変そういう意味ではごくくした議論を展開して今日に至っておるのではなからうかと思ひますが、通産大臣として、産業政策上どういうふうにお考えか、伺いたいと思ひます。

○橋本国務大臣 今委員がお述べになりましたような議論、ウルグアイ・ラウンドの発足当時から、表に出たりあるいは消えたりということを繰り返してござりまする、私もそうした声を耳にしたことはもちろんございます。

ただ、農業分野につきましては、従来から各種の貿易制限措置あるいは輸出補助金などが存在をする、そして、必ずしも多角的貿易体制の規律が十分に及んでいない、これは我が国だけのことでございませぬ。そうした認識があつたことから、ウルグアイ・ラウンドの一分野として交渉が開始されたものと承知をいたしております。そして、この農業分野につきましては、各国がそれぞれに困難な事情を抱えつつ、精力的な交渉が行われました結果として国際的なルールが確立をし、

多角的貿易体制の中に取込まれたもの、そのように私は理解をいたしております。

いづれにいたしましても、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果全体を見ました場合、関税の大幅な引き下げ、あるいは知的財産権、サービス貿易についての新しいルールの確定など、多角的貿易体制というものによって立つ我が国の経済にとつては大きな利益をもたらすものになっていくであろう、その期待をいたしておるところでございます。

○田中(直)委員 産業間のいろいろな意見の交換もあるかと思ひますが、我が国は今大変過渡期に來ておるところであるかと思ひますし、産業の空洞化ということで我が国の製造業が一部海外に移転する。しかし、その後は、やはり付加価値の高いものを製造していくということになれば、部品あるいは半製品が入ってくるということになりますと黒字も減少していく傾向にあるのではなからうか、そういうことでありますし、付加価値の高い産業構造を目指していただきたい、こういうふうにお思ひしております。

農業の問題でございますけれども、来年から、御存じのとおり、ミニマムアクセスというところで年々四十万トンから八十万トン、福島県一県で生産しておる米の量というふうなものが輸入される、こういう大変深刻な事態になります。

農林大臣及び大蔵大臣にお伺いをいたしたいと思ひますが、さきに、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱ということで六兆百億円の対策をお決めいただいたわけでございまして、農業の皆さん方から聞きますと、数字は確かに非常にそういう意味では期待できる数字である、こういうことであります。と、とくに農民の身になってみると、その予算が自分たちに本当に有効な形で来るという実感が農業予算にはなかなかないんだ、こういうようなことも言われる方が大変多いわけでございます。

そういう意味で、この決定に従つて、農林大臣にはしっかりと農業の声を聞いていただいて、実

効ある政策を立てていただきたい。また、大蔵大臣はきりと光る農業予算をつくらせていただきたいと期待をするわけでございしますが、両大臣に御所見を伺いたいと思ひます。

○大河原国務大臣 このたびのガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づきます国内対策につきましては、農業に対する合意の受け入れに關しての厳しい悪影響を防止いたしまして、進んで二十一世紀に向けての農業の展望を切り開く、新しい農業構造をつくり上げようという観点で、国内対策に各種施策を盛り込んだところでございします。

それぞれの事業、一々申し上げませんが、経営感覚にすぐれた効率的、安定的な担い手を育成して、その方々が農業生産の大宗を占めるような農業構造をつくり上げたい。あるいは、その方々が前向きに取り組むためには、過去の負債なり土地改良負担金等についての軽減措置を講ずる。あるいは、その方々に対して農地の流動化を集積する。あるいは、基盤となる生産性向上のための基盤整備事業、これを重点かつ加速的に行う。あるいは、共同利用施設等、付加価値を高め、生産性を向上する施設についても重点かつ加速的に振興する。あるいは、一番問題の農業後継者の確保について、新規就農者確保のための新しい施策を講ずる等々を盛り込んでおり、さらには、影響が懸念される中山間地帯に対する施策を集中的に行う、さような内容を盛り込んでおるところでございます。

具体的には毎年度の予算において実現されるわけでございしますが、要は、これを受けとめていただく農家の皆さんがこの施策についての十分な理解を持つていただいて、積極的に受けとめて立ち上がっていただく、これが大事でございますので、我々としても施策については十分なる理解を求めるような努力をいたしたい、さように考えております。

○武村国務大臣 今回のウルグアイ・ラウンド対策につきましては、平成十二年までの六年間を対象にしまして、六兆百億円の対策費を政府・与党

で合意をいたしております。

量、質の両面から見ても、目下の厳しい財政状況の中ではかなりの重点的な配慮のスケールであると思ひます。今農林大臣御答弁ございましたように、質の面からも、新しい農業の推進、規模の拡大や、そういう新しい農業を激しい情勢の中でしっかりと担っていくという方々を激励する、そんなことが基本になっていると思ひます。

なお、毎年度の予算化は、それぞれ予算編成過程の中で真剣に検討をし、適切に対処をしていきたいというふうに考えております。

○田中(直)委員 この予算につきましては、実りある予算にしたいと思ひます。六兆百億円の農業対策につきましては、既存の農業予算の別枠として御検討いただき、実施していただきたい、こういうふうにお思ひしておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

河野外務大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

昨年の十二月に農業交渉の大詰めを迎えまして、受け入れを各党で検討をいたしました。自由民主党は当時野党でございまして、時の内閣の取り扱いにつきまして、大変そういう意味ではいろいろ疑問を挟んだところもございします。その中で、我が党は当時反対をいたしておりました。先般、党声明として賛成、国際信義を守る、こういうことで賛成に立ち至ったわけでありましたけれども、この審議を通じてそれぞれの議員が納得をしてこれを進めていかなければいけない、こういうふうにも思ひますし、自由民主党の総裁としてその辺の経緯を御説明をいただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 議員もよく御承知のとおり、このウルグアイ・ラウンド交渉は、七年を超える長い年月大変厳しい交渉が続けられたわけでございます。その交渉の中で、かなりの年月自由民主党政権下で行われたわけでございまして、それぞれ担当する大臣あるいは関係者は、大変厳しい交渉

に臨んで懸命な努力をなさってこられたわけでございます。しかしながら、昨年暮れに至って、ドゥニ調停案を受け入れるという判断が細川政権下でなされました。当時野党でございました我が党は、そのドゥニ調停案につきまして農村、農民が受ける不安、そういうものを重く受けとめまして、こういうことで果たしていいかという意味から声明を出したところでございます。

しかしながら、マラケシュにおきまして署名が行われて今日に至ったわけでございますが、我が党といたしましては、この問題が多数国間の条約である、さらには新しい村山政権下におきましても外交は継続するという基本的な方針をとるということになりまして、我が党としては、農村、農民が持つ不安を解消するだけの農業対策がとられるかどうかという点に大きな関心を寄せてきたところでございますが、議員も御承知のとおり、過日この問題が政府・与党真剣な議論の末、農村、農業、農民に対する対策がとられて、その対策を確認して、我が党としては、本WTO協定というものは賛成すべきものであるという党声明を改めて出したところでございます。

議員から御指摘もございましたように、世界的な多角的自由貿易体制というものを補強する意味でも、さらに進める意味でも、この協定はぜひ我が国としても受け入れて、そして進んでいかなければならないという判断に立ち至っているわけでございます。ぜひ議員各位の御理解と御協力をお願いをしたいというのが現在の立場でございます。

○田中(直)委員 本協定につきましては、長年の懸案の状況でございますし、各内閣で継続して検討をしてきた内容だと思えます。とかくこの政権におきまして、前の政権の後始末だというような表現で臨まれておられるようなことも新聞紙上で見受けられるわけでありましても、それぞれの内閣で真剣に検討してきたという内容でありますし、村山政権におきましても、十二分な審議を通じて、そしてまた全体としてこの協定というものの

の必要性、あるいはしつかりとした農業対策を打つことによって各議員議員がこの法案について真剣に納得をしていく、こういう姿勢で臨むことが必要ではなからうかと思えます。現にこの委員会の中で真剣な審議が行われ、そしてまた与野党を通じて審議促進に協力をしていたのであれば、こういうふうな私個人は思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

せっかくの機会でございますが、時間もそんなにございませんが、APECに総理初め御出席でございました。APECのことにつきまして一、二伺いたいと思えます。

来年は我が国が議長国となってAPECの主催をする、こういうことが決定されたところでございます。その中で、確かにこのWTO協定はこれは世界の自由貿易でございます。そういう中であって、保護主義あるいは地域主義というものの一歩距離を置いて、アジア・太平洋地域の十八カ国がそういう意味で開かれた地域主義、まあEUのブロックもありますし、また北米のブロックもできておりますけれども、この太平洋のアジアとそしてまた周辺諸国のAPECというのは大変意義深いものではなからうかと思っております。

時代は既に、いわゆるアジアの国とそれからそのほかの地域の国のかげ橋ということで大変御努力をされたというふうに思えますけれども、アジアの国は人口で四割、あるいはGNPで五割でございます。大変な経済の活性化された地域であります。それから、そういう意味でこれから来年に向けて、世間で言われておりますような、アメリカに気を使い過ぎるのではなからうかとか、もう少し日本が指導力を持ったかどうかとか、あるいはもっと明確なメッセージを発信したかどうか、こういうようないろいろなきが言われておられるわけでありましても、それを払拭するように、村山総理が先頭に立って来年の主催国として取り組んでいただきたいと思っております。ぜひ御所見をよろしく願います。

○村山内閣総理大臣 今委員からお話がございますように、APECはアジア・太平洋地域十八カ国が加盟して会議を開いているわけでありまして、この十八カ国の中には先進国もあれば発展途上国もある。多様な要素を持つておる国々が一堂に会して、それぞれの持つておる力あるいはその特徴をお互いにし合って、そして手を差し伸べ合って、協力した体制の中でアジア・太平洋地域全体が発展するような取り組みをしていくのではないかと、こういう意味では、私は大変意義のある会合だというふうに感じてまいりました。

これは、アジア・太平洋地域だけが地域として固まる、EUはEUで固まる、こういうような性格のものではなくて、これはやはりWTOがこれから発足をする、それを全体として補完をしながら世界全体が開かれたものになっていくような、そういう方向を志向するものだというふうに考えておりますから、大変意義の深いものだというふうに私は確信をしております。

来年は大阪で開くことに十八カ国全部同意をいたしました。開くことになるわけでありまして、アメリカで昨年開かれ、ことしインドネシアで開かれて、それぞれの内容のある成果を上げたと思えますけれども、いよいよこれから具体的に、どういう分野をどういう範囲でどういうふうに進めていくかというようなことがこれから課題になるというふうに私は思っています。それだけに、来年大阪で開くAPECというものは極めて意義深いものにならなければならないというふうに思っておりますので、そういうことを十分自覚をしながら、これまでの経過を踏まえて、さらに発展する基盤を大阪のAPECでつくっていききたいという決意でこれから取り組んでいくつもりであります。皆さん方の御協力をお願い申し上げます。

○田中(直)委員 ではあと一問だけにさせていただきますが、APECに加盟して、やはりアジアの国々は確かに先進国もそしてまた発展途上国もあるわけでありましても、対等な関係というものを

も出てきておるわけでありまして、また前進のためのパートナーあるいは開発協力、こういういろいろな形の協力体制が必要ではなからうかと思えますし、ぜひ、この公約をされました地域の解決に向けてのアクションプログラムにつきましても、しっかりとその国々との関係を密にしていって、確立をしていただきたい、実行していただきたい。そして、WTOの協定の中でも、やはりアジアの事情を一番わかる国としてWTOに臨んでいただきたい、こういうふうに思っていますし、アクションプログラムにつきましても外務大臣からお話を伺って、質問を終わらせていただきます。

○河野国務大臣 非公式首脳会議で大きな政治的なビジョンを打ち出されたわけでございますが、そうしたビジョンに向かって歩を進めるためには具体的なさまざまな課題を乗り越えていかなければならないと思えます。今、議員御指摘のように、具体的な課題を一つずつ解決するために、我々も努力をしたいと思っております。ぜひ委員各位の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

○田中(直)委員 どうもありがとうございます。同僚の赤城議員が農業関係を質問いたしますので、かわります。

○佐藤委員長 此の際、赤城徳彦君から関連質疑の申し出があります。田中直紀君の持ち時間の範囲内でこれを許します。赤城徳彦君。

○赤城委員 自由民主党の赤城徳彦でございます。田中議員に引き続きまして、特に農業問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

先ほどの議論の中にも出ておりましたが、このWTO協定、これは全体として大変意義の大きいものだ、物の貿易だけではなくサービス貿易、知的所有権また紛争解決問題、そういういたものを規定する、大変意義が大きいということでございますが、事業業の分野に関しては、これはやはり問題が残るのではないかと私は思うわけでありまして、それは、このガットからWTOという流れの中で、自由貿易というこの流れの中で農業をとら

えようとしたり、そこにどうしても限界があるんじゃないか。

これはもう言うまでもないことですけれども、農業というのは天候や土地の条件に左右されます。したがって、同じ条件で競争するというわけにはいきません。それから、公益的機能、水源涵養機能とか土砂崩壊防止機能とかいう機能は、これは輸出入にはなじまないものであります。また、国民の食糧を供給するというこの機能、これは、少なくともこの基礎的食糧は国内で自給をしなければならぬ。だから、私どもは国会で決議をし、基礎的食糧は国内で自給をします、こう言ってきたわけでありまして。これらの特殊性については、このガットの協議の場でも何度も主張をしてきた。しかしながら、今回のこの合意案では、これが十分に受け入れられなかったんじゃないか。

ミニマムアクセスで四十万トンから八十万トンと、こう言います。これは、先ほど田中議員の、福島県一県分に当たるといふ、それほど大きなもので、八十万トンといえは新潟県一県分に当たります。これは決してミニマムではないわけでありまして、問題はそこから先、七年目以降どうなるかというところ、これは去年は白紙でありますという話を伺った。ところが、実は白紙ではなくて、追加的で受け入れ可能な歩をさらにするか、つまり、例えば枠をもっと拡大するか、さもなければ関税化に移行するという、こういうことが実は決まっておったということで大変な問題になったわけでありまして。

そこで、我が党としては、昨年に党の声明を出して、この調停案については大変問題がありますというところを主張したわけでありまして、我が党が政権に返ったときにも改めて、これは十月二十五日に、「とりわけ、農業協定には多くの疑問や問題点があることは否めません。このことは、国内対策を幾らやったからといって、あるいは自民党が与党になったから、外交は継続だからと

いっても、このWTO協定の中にある農業分野の問題点というのははつきり我々認識していかなければいけないと思ひますけれども、外務大臣、いかがでしょうか。

○河野国務大臣 赤城議員御指摘の問題は、我々もともに憂いを共有するところでございまして。ミニマムアクセスの受け入れという問題を初めとする農業分野に対する影響というものをどう考えるか、さらには消費者が安全性の高い、あるいは安全性が確認できる食糧というものをきちんと手に入れることが果たして引き続きできるのかという点については、我々も問題視しなければならぬ部分があるというふうに考えてきたところでございまして。

○赤城委員 実は私、六月の三日、農水の委員会のことについて質問させていただきまして、当時自民党は野党で、そのときの農水大臣は加藤六月先生でございました。で、私は、この協定にはこういう問題がありますというところを申し上げて、これは何とか再交渉するなり、一部修正とか留保できませんか、こうお尋ねしましたら、いや、これはシングルアンダーテイクングといつて一括処理です、一括して承認するしかないかなんです、こういうことでありましたので、それではもしこれを承認しなかったらどういふことになりますか、こうお尋ねしましたら、承認されないというところを想像したくない、これは身の毛のよだつ思いがするといふふうに当時の農水大臣が言われた。

これは、このWTO協定がもし承認されなかったら、我が国はWTOという貿易機関に入らないという、これは大変なことになるといふことを一番よく認識されているのが当時野党であった方々でありまして、これはもう与党か野党かではなくて、みんなで責任を持って対応していかなければならない課題でございまして。いやしくも政争の具になるとか駆け引きの道具になるといふことはあってはいけない。これは改めて申し上げさせていただきます。

そういう課題でございますから、我が党は、これは政権に返り咲いたときにも、この問題があるという、農業の分野に問題があるというところは認識しながらも、全体としてこれを推進していくという、そういう決定をしたんだ、私はそう理解させていただきます。

そこで、大変な国内対策やいろいろな対応をお考えいただいておりますけれども、実はこの農業分野の問題点というのはそれほど簡単なものではないんだと思うのです。

一つ披露させていただきたいのですが、先ごろある新聞の論説に、立正大学の森島教授、この方は非常に農業に対して造詣の深い方でございまして、この森島教授が寄稿されているものがございます。関税化が猶予される今後六年間にどれだけ体質を強化して二〇〇一年からの関税化に耐えられるかというのが課題であるという。これは、普通ですと特例措置の延長ということもあるのですけれども、これは受け入れられなければ関税化に移行しますから、もうこの方は関税化になるという前提で議論を進めているのです。

で、先へ進めさせていただきますと、高い関税はやがて引き下げられる、国内コストも十分の一に下げなければこれは競争できないけれども、そんなことはあり得ない、日本の米はやがて破局を迎えるだろう、日本の米の存続を求め、体質の強化を図るなら、輸入自由化を事実上拒否するしかないんだ、こゝまで、この農業について造詣の深い専門家がこゝまで言われる。そのぐらい、今はミニマムだと思つておられるけれども、その先どういふ事態が来るかというところは深刻に受けとめなければいけないと思うのです。

そこで、ガットそしてWTOと今回来た、さあ、その先どうなるかというところを、もう既にレールは敷かれていて、基本的に貿易を自由化しましょう、関税に移行しましょう、しかし例外として米についてはこういふこととしたというふうな、その延長線上で次のことを考えたのでは、まさにこの教授が言うような破局を迎えるのではな

いかと私は心配をいたします。

それは、最初に申し上げましたように、農業についての特殊性とかいふような幅広い議論をもっともつとしなければいけない。そのためには、今ある交渉の場ではなくて、もっといろいろな機関が、例えばFAOがこれから人口の爆発と食糧難がどうなるかということに警鐘を鳴らしておりますし、環境問題についても各国の関心が非常に高まっております。そういういろいろな世界の各機関と連携をして、このWTOという自由貿易という枠の中だけでない交渉の場というものを、ぜひこれ外務大臣、提唱していただきたい。そのことがこれから先の交渉に大きく影響すると思ひます。いかがでしょうか。

○河野国務大臣 農業問題については、多くの国が問題意識を持っておられると思ひます。議員御指摘のとおり、ウルグアイ・ラウンド交渉の最終段階までこの問題について強く主張してきた国の一つが我が国でございまして、私の聞いておりますところでも、我が国の強い主張によって、ウルグアイ・ラウンド交渉の最終段階では環境保護あるいは食糧安保、こういった観点から文官として取り入れられているといふふうなところになっております。さらに我が国としては、今後ともWTOを初めとする国際機関において、この問題については主張を続けていかなければならないといふふうに思ひます。

私自身の経験でも、私は実は、カイロにおきまして人口会議におきまして、人口問題を考える視点として食糧問題さらには環境問題にも視野を広げて考える必要があるといふことを演説の中で申し上げたことがございます。また、今回のAPECの非公式首脳会議におきまして、この問題については村山総理から強く主張をされたところでございまして、こうした主張について各国も、考えを共有するという国があったというふう聞いておりますから、議員御指摘のとおり、これからさまざまな場面でこうした問題の重要性を主張していかなければならないといふふうに考えており

ます。

○赤城委員 ぜひこれは、もう六年間あつという間でございますので、各国と連携を深めながら、この我が国の主張というか、これは我が国の主張ではなくて農業を大事に考える、あるいは食糧で、人間にとって不可欠な食糧というものを考えたときに世界共通の課題であると思いますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

それから、このところいろいろ新聞をにぎわわせておりますが、米がいろいろ問題を引き起こしてございまして、昨年の緊急輸入、二百五十万トンからの輸入をしたが、九十万トン近く余つては、この処理のために大変なお金がかかるのではないかとこのことが言われております。

それから、これは豊作で作況が一〇九、生産量にしますと千九百九十四万二万二トン、これに緊急輸入米の売れ残つて分、それからミニマムアクセス四十万トンを受け入れなければならぬ、総供給量が千三百万トンを超える。これに對して米の需要量、消費量の方は米離れが進んで減退をしていくということ、およそ九百九十二万二万二トンぐらゐではないか、こう見込まれております。

そうすると、他用途利用米とかいろいろものを合わせて差し引き考えてみますと、三百萬トンの近い余剰が来年の秋には出るのではないかと、いふうな報道がされておりますけれども、いずれにしても、緊急輸入米の売れ残りをどうやって処理するか、えさや加工用やいろいろなものに回していかなくならぬ。それから、ことし豊作になったので来年は減反をどうするか。やはり二年間固定で安定的にやりますか。言つては、天候に左右されるのが農業でありますから、なかなかそうはいかないのではないかと、この事情がある。

そういう事情がある中で、来年四十万トン入れる。これは協定上義務となつておりますから四十万トン入れるのです、こういう説明ですけれども、常識的に考えると、これは国内で余つては、しかも余つては、去年二百五十万ト

ン入れたその残りが余つては、去年もうミニマムアクセス分は前倒しで全部入れましたと言つてもいいぐらゐ入れているわけでありまして、それでもなお四十万トン入れるということになると、これはもう処理し切れなくなつて、ことしの夏ごろはもうタイ米が各御家庭でカビが生えて捨てちゃつたとか、そういうことにもなりかねない。

私は、このことを何え、これは義務であります、こういうことになると思ふのですが、しかし常識論として、日本が四十万トン入れることが大きな負担になる。世界では食糧難の国もある。そういう食糧を奪うことにもなるのだということ、これは率直に世界の国に訴えて、もう前に輸入したのですから、来年のミニマムアクセスについては免除させてほしいということを率直に言わなければならないと思ひますが、どうでしょう。

○大河原国務大臣 赤城委員はよくミニマムアクセスについての性格は御案内の上の御質問だと思つて、この性格を、ミニマムアクセスにつきましても、輸入機会を与える、ただし国家貿易であるから義務となつておるわけでございます。これは輸入国の都合で過剰であるとかその他によつてなかなかこの国際協定について変更を求めすることは難しい。これはもう申し上げなければならぬといふふうに思つてございします。

それで、ミニマムアクセス自体の、全体が大幅な緩和基調の中でそのミニマムアクセスの取り扱いはどうするかという問題につきましても、まあ備蓄の運営なり新しい加工用途の拡大等、国内需給を十分に配慮いたしまして、国産米の需給関係に影響を及ぼさないような配慮が必要である、さうに思つております。これは相手次第でございますけれども、その場合には、緊急輸入米は一方では息の長い処理をする、棚上げ、やむを得ないといふこととともに、援助等についての方策も積極的に検討をしてみたい、さうに思つておるところでございます。

○赤城委員 なかなか、米という基礎的な食糧を

国が管理して、国同士の約束ですから、これはどうしても入れななくならぬという事情は私もよくわかつてます。であればなおのこと、今大臣言われたように、この処理をどうするかということとは重々御配慮いただきたいと思ひます。

今農家では、こんなに減反強化なんという話がある中で、また四十万トンではさらに強化されるのではないか、幾ら閣議了解、閣議で決めてあつても、その心配はどこへ行つても聞かれますので、これは国内の生産に影響を及ぼさないようにぜひお願いをいたしたいと思ひます。

それから、いわゆる新しい食糧法のことについて、今思ひますが、これは非常に大きな改革になると思ひます。今までと違つて自主流通米が中心の世界になる、政府米の役割は備蓄とかそれから今の輸入のものに限定される。しかもその備蓄分、それはどこから買い上げるかということ、減反協力農家から買い上げてもらう、そのことによつて減反を、生産調整を推進していこう、こういうことになりまして、いかに生産調整に協力していただくかということが大事になつてまいります。

そこで、法律の五十九条二項にあります生産者米価、これをどういふに決めるかというのが、非常に今までとこれは違つた性格を持つてくるところではないかと思ひます。ここに書いてございしますように、自主流通米の価格が上がるとうる。ですから、自主流通米の価格が上がるとうるときには減反協力農家からの買い上げ価格も上がる。問題は、需給が緩和して価格が下がつてしまつたときには、減反に協力しただけでも損しちやつたといふことになつて協力してもらえませんか、需給が緩和したときにも一定の価格を保証する、下支えをするといふことがなければ、これは減反に協力してもらえないのではないかと、思ふのです。

そこで、この条文の後段にあります、生産条件を参酌して、米穀の再生産を確保することを旨と

してとあるのがまさにその意味であると思ひます。この生産条件といふところは書いてございませぬけれども、その中心となるのは生産費だ、また、再生産を確保するには所得をきつと見てやらなければいけないという、そういうことであると理解します。

それからもう一つ、米穀の需給動向を反映してあります。これは普通の行政価格の場合は、需給は緩和しました、価格を下げます、こうなるのです、普通は。ところが今度は、減反に参加してもらふ農家から買い上げるわけですから、需給が緩和したときこそしっかりと価格を見て、減反に協力していただくように価格をむしろ上げる方向にこの文言といふのは読まなければいけないのではないかと私は思ひますけれども、大臣、いかがでしょう。

○大河原国務大臣 ただいまの、生産調整実施者から買い上げる政府米価格についてのお話でございます、十二分の御理解のもと御質問でございますが、ただ、生産調整、需給均衡を図る、全体需給を調整する、その場合に、その価格が生産刺激のあつてはいけないということが一つでございます。

したが、いまして、この点については、生産調整の的確な実施につきましては、何と申しますか、我々が今度の生産調整では、生産者なり地域の自主性を十分に尊重する、あるいは今お話がたびたび出ました政府の買い入れ、あるいは生産調整の助成金、あるいは多様な方法による生産調整の方式を考へるというようにして確保するのが主眼でございます。政府米価格を殊さらに引き上げるといふ点については、御意見もございします。生産刺激になるという問題もございまして、その点については慎重な配慮が必要ではないかといふふうに考へております。

○赤城委員 私は殊さらに上げる、こういうことを言つてはありませぬ、きちつと減反に協力していただくためにはどういふ価格が適

正かということで、通常は価格を上げますと生産を刺激することになります。今度の場合は価格を上げますと減反に参加する農家がふえるということでありまして、そこら辺の事情もぜひ考えていただきたいと思うのです。

もう一点、今までと違って、今までは地域方式で地域の平均生産費より農家を対象にして価格を決めておりましたけれども、今度は生産条件がよくて大規模でやろうという農家は減反には参加しないだろう、むしろ条件不利なところが減反に参加する。この価格を算定するときの要素をとるに当たっては、そういう減反に参加するような農家を対象にとるべきだ。今までのような地域方式とは違うと思いますけれども、その点はどうか。

○大河原国務大臣 政府買い入れ価格につきましては、基本的な考え方は新食管法において示されているとおりでございますが、具体的な算定方式につきましては、これは今後の問題でございます。したがって、今おっしゃいましたように、生産調整の実施に参加する方々が比較的经营規模が小さい農家の方々であらうというのは一つの設例でございますけれども、それらについても十分実態を把握しまして算定をしなければならぬ、さように思っております。

ただ、今の地域方式は、これは新農政、これから目指します新農政でも、担い手というものの育成、これは農業構造改善の一つの目標ですが、それを具体的に各地域におろしまして、生産費が平均よりも低い農家、逆に言えば生産性が高い農家、そういう農家の生産費を基礎にするという点でございます。これは一つの農政の方向にマッチした算定方式であると思えますけれども、今度については新しい、何と申しますか、買い入れ米価の決定については法文も示されましたので、算定方式等については検討いたしまして、米価審議会等の意見を聞きまして、法施行時までに結論を出したい、さように思っておりますが、なお各方面の御意見等もちょうだいしながら進めたい、さ

ように思っております。

○赤城委員 これは、具体的な算定方式は今後の課題だと思えますけれども、今申し上げましたように、根本的に政府米の性格がそもそも変わっているというところは、ぜひこれから考えていかなければならない問題だと思えますので、この点もよろしく願いたいと思います。

さて、先ほどの話に戻りますけれども、WTOの協定受け入れ、大変な困難を伴いながらこれは我々責任を持ってやっていかなければいけない課題でございます。特に農業協定の部分について大きな影響が心配される、これは単に農業、農村だけではなく大きな影響が心配されるわけですが、このことについて与党三党、真剣に議論をして、各大臣、本間に総理初め閣僚大臣御尽力をいたして、地方財政措置を含め七兆を超える、七兆二千億円という国内対策を決めていただきました。これについては、関係各位大変御尽力いただいたことを改めて敬意を表したいと思います。

さて、この対策につきましては、例えば国産食糧の安定供給のための基盤整備でありますとか個別の品目の対策でありますとか、それから負債整理対策、中山間対策、総合的に充実した内容になっておると私も自信をいたしております。しかし、残念ながらこの対策について、ばらまきであるとか後ろ向きであるとか、各方面からそういう声が聞かれるのは大変残念でございます。特にこのことについて御尽力いただいた大蔵大臣、大臣のおひざ元から、あるいは財政審からそんな声が聞かれる。私は、大臣のお気持ちも考えたい、そういう批判というのは本意ではないかなと思うわけでございます。

それから、この対策の中で、特に基盤整備のものについて、公共事業について三兆五千五百億円つけていただきました。事業費でございますけれども、大変大きな、これから推進をしていかなければならないという予算をつけていかなければならないわけでありまして、一方で、財政審の方で、

基盤整備は抑制すべきCランクだということになっておりますけれども、これは相矛盾するわけでございます。これは見直すべきではないかな。特に農道とか集落排水とかいった事業につきましては、これは生活に関連する、地域の生活に密着した事業でございますので、そういったものについてどう考えるのか。

聞くところによりますと、もう今度の予算に向けて大蔵省の方で厳しくこういう予算を切り込むという、既存の予算には影響を与えないと言いつつ、伸び率の方をぐっと圧縮して何とか抑制していかうというふうな話も聞かれますけれども、これは大蔵大臣として、この国内対策をお決めいただいた大臣としてどういうふうにお考えでしょうか。

○武村国務大臣 赤城委員のおっしゃるとおり、今回のウルグアイ・ラウンド対策につきましては、政府・与党ともに、大変短い時間でございましたが、必死に合意を図りながら、いわば日本農業にとっては一つの国難といえますが、大変厳しい事態に直面しているわけでありまして、この事態を乗り越えて、厳しい情勢の中で新しい日本農政の道を開いていこうという共通の認識のもとに大綱もおまとめをいただきました。

大変、おっしゃったように幅広く、各般の施策にまで気配りをした大綱でございましたし、その大綱に基づいて六兆百億円の地方財政を入れると七兆二千億円の六年間の事業予算につきましては、政府・与党で合意を見たとところでございまして、何となく、六兆円というこのスケールからいうと、ばらまきだという批判を受けているのは大変残念であります。中身をきっちりごらんいただければ、一本の大きな柱が通っている。それはやはり新しい農業、この厳しい事態に直面する中で新しい農業の展望を開いていくということが骨格になっているはずでございます。

圃場整備につきましても、やはり規模の拡大といえますか、高生産性の基盤整備事業ということの基本に置いて三兆五千億の予算も絞っているわ

けでございますし、債務対策とか土地改良の過去の負担金の軽減という、一見後ろ向きの予算のようではありますが、これなんか農林省の方で御腐心をいただいて、やはり担い手の出てくる新しい前向きの地域の負担金の軽減というふうなところを方をしておりますように、全体としてきっちりそこは前向きという、新しい農業の展開ということで線が入っていることをぜひ御認識を賜りたいと思うわけであります。

大蔵省みずからこれですっきり合意をしたわけですから、省内にはブービー言っている声は一つもありません。中で、決まるまではいろんなやりとりがありましたが、これ、六年間の事業として、国・地方でもありますが、大蔵省も毎年の予算編成過程の中できちっと適切な対応をしていかなければいけないという思いであります。

Aランク、Bランク、Cランクについては、御承知のように昨年の財政審議会の考え方として提起された問題でございます。確かに幅広い公共事業を幾つかに分けて、これは今度はこちらと農業だけじゃありませんが、公共事業全体でございますが、今後さらに充実を図っていくべき分野、やや抑えてもいい分野、こういうふうな性格づけをして、一定の考え方を政府に示していただきました。これは審議会の答申でございまして、これが即政府の確固としたプランになっているわけではございません。でも、政府としては一つの立派な考えだということで参考にさせていただこうということで、去年の予算編成では対応をさせていただきました。

この考え方、ことし御破算にするつもりはありませんが、しかし、これは大変大きく考え方でございまして、農業につきまして農業全体がどうこうではなしに、例えばおっしゃったような農業集落排水についてはむしろAランクの扱い、生活環境の扱いをすべきだということをはっきり書いておりますように、圃場整備だって、今回の六兆円に入りました大きな高生産の圃場整備は恐らく前向きに、CではなしにAかBか知りません

が、むしろ拡大をしていくべきだということに、あの答申を見る限りはなると私は思っております。十把一からげに、何か農業そのものを軽視するような考え方をとってはいけないというふうに思っております。

○赤城委員 これは最後に総理にお願いしますが、この国内対策は、農業の分野、農家のためだけではなくて、いろいろな各省のものを全部含めて地域対策をどうやっていくかという課題でもあります。このことは緊急農業農村対策にも書かれておりますので、各省をぜひ指揮をして、村山内閣挙げてこの地域対策に万全を期していただきたいとお願ひしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 次に、辻一彦君。

○辻委員 まず第一に、APECとWTOの批准をめぐる状況について、二伺いたいと思ひます。

アメリカの中間選挙後の結果とそれからこのAPECの首脳会議を経て、さらにけさあたりの報道ではEUが各国対応をやるというふうな、これらの三点の状況を踏まえて、我が国としてこのWTO批准についてどういう認識をしておるのか、このことをまず伺いたいと思ひます。

○河野国務大臣 WTO協定を来年一月一日から発足させたい、あるいは発足させるべきだという点については、多くの国々がそう考えているというふうに感ぜられます。これは、G7におきましてもあるいはAPECの閣僚会議におきましてもそうした意見が述べられ、そうした認識を共有するための議論が重ねられました。

一方、議員御指摘のように、アメリカの中間選挙の結果は、大統領が所属をいたします民主党にとつては大変厳しい、つまり、何といひますか、野党側がアメリカ国民の支持を受けるという状況になりました。このアメリカの状況につきましても、APECにおきまして村山総理からクリントン大統領に、私からもクリストファー・国務長官

に、また橋本大臣からカンター、クリストファー両大臣に對しまして、それぞれアメリカの状況はどうだということをもこもも聞いたところでございますが、アメリカ側の返事は一貫して、上下両院十二月一日までに議決するというこれまでの方針に変わりはないということをお述べおられました。

我々といひましたしても、大統領以下アメリカの首脳の方の御発言を伺ひまして、我が国としても欧米各国の状況を十分視野に入れながら、ぜひこのWTO協定を当初の予定どおり来年一月一日からスタートすることができるよう我々としても努力をしなければならぬ、こう今考えているところでございます。

○辻委員 総理に伺ひますが、農業サイドから見ると、ウルグアイ・ラウンドの農業合意は農産物の輸出中心に偏っている、こう見ざるを得ない。食糧安全保障や環境問題とか、こういうものに對して重視をされていぬという不満があります。したがって、農産物の輸出問題であるアメリカやEUに先立つて批准することはない、突出する必要はない、こういう気持ちで我々にも非常に強いのですが、これについてどうお考えか、お伺ひします。

○村山内閣総理大臣 お話がございましたように、農業問題というのは、これは輸出と輸入とでは大分立場が違ひますから、必ずしも意見の一致が見られない面がたぶんあると思うのです。そういうものをひっくり返してこのウルグアイ・ラウンドでは合意をされているわけでありまして、したがって、そういう国の違いというものも十分踏まえた上で、各国の動向を見きわめながら日本としては対応していきたいというふうに思つております。

しかし、来年の一月一日から発足をするというこの協定については、やはりきちっと守る必要があるというふうに思ひますから、ぜひともこの国会で成立を圖つて承認をいただきたいというふうに思ひますけれども、その手続等につきましても

は、やはり各国の状況も十分にらみながら対応していく必要があるというところは、本会議でも御答弁を申し上げたとおりであります。

○辻委員 今度のAPECにおいて、政府の方はあらかじめ、貿易の自由化自体は非常に大事なことであり、しかし、各国に今お話しのようにそれぞれ難しい問題もある、我が国ではやはり農業、米の問題が非常に難しいのだから、これ以上の自由化には農業を除外すべきである、こういうような申し入れをしたというように聞いておりますが、そういう問題を含めて、首脳会議においてこういう問題が総理の方から発言あるいはやりとりがあったとすればお伺ひをいたしたい。

○村山内閣総理大臣 APECで、首脳会議で宣言案が採択をされておりました。二〇二〇年という一つの目標が設定されております。しかし、これは大まかに政治的な意思の表明をしたというものでありまして、先ほど御答弁申し上げましたように、どの分野をどの範囲でどういうふうに進めていくかというふうなことにつきまはしては、これからそれぞれの閣僚レベルやあるいは事務担当レベルで具体的な話を進めていかなければならぬというふうには思ひますけれども、これは単に日本だけではなくて、ほかの国からも、農業問題、とりわけ先ほど御意見がありましたように人口、環境問題等々と関連をして、こうした特殊な問題についてはやはり十分留意をしながら議論をしていくべきではないか、こういう意見を私は申し上げておきました。

ある国からは、農業問題については専門的な分野を設定をして、そして専門家が集まつて議論をするというふうな場をつくつたらどうか、こういう意見さえあつたぐらいです。私も、その意見には賛成をして、積極的に参加する意思があるという点も申し上げておきましたけれども、そういう意味で、農業問題、食糧問題、人口問題というのは、環境問題も含めて特異な分野なのだということをはっきりお互いに理解して意識づけるように申し上げておきましたから、その点について

ではそういうこれからの扱ひはしていかねければならぬのだ、また、機会あるごとにそういう主張を述べなければならぬというふうに私は認識をいたしております。

○辻委員 その考え方を、また来年は大阪でAPECが開かれるわけですから、ぜひひとつ貫いてしっかりとやっていただきたいと思ひます。

そこで、APECの問題でいろいろ伺ひたいことがありますが、あの点もありますから割愛しますが、最後に、来年は大阪で開かれるということになりますね。そうしますと、また中国、台湾の問題が出てくると思うのです。私は長い間、日中友好に昭和三十年ごろからずっとかわつてきて、中国の台湾に対する関係が極めて敏感であるということを感じて理解してまいりました。そういう点で、中国は一つという日中共同声明、これを踏まえて、そして台湾問題に對処すべきである、したがって、来年大阪で開かれるAPECには、台湾の参加があるとすれば経済閣僚に限るべきである、こういうふうな認識をきちつと持つべきであると思ひますが、いかがですか。

○村山内閣総理大臣 これはAPECで、江沢民主席との会合を私はやってまいりましたけれども、その席でも、日中共同声明は守ります、二つの中国というのは認めないということは明確に申し上げてありまして、特に来年大阪で開かれるAPECの会合につきましては、昨年のシアトルとそれからことしのインドネシアにおける会合と同じ中身のものをやるつもりでありますから、そういうふうには御理解をしておいてほしいということも申し上げておりますから、それ以下でもそれ以上でもない形でやってやりたいということにはつきり申し上げております。

○辻委員 次に、私は米の問題について、農業問題の中核であります、中心でありますから、二、三伺つておきます。

今回のこの新食糧法、正確に言えば主要食糧の需給と価格の安定に関する法律案であります、

この新法の法案の内容は、食糧制度における規制の緩和、米の流通を、流れを自主流通米を中心にやる、こういう点と、それから備蓄、生産調整というのを初めて法律の中に明確にうたい込んだという点等々、価格を、政府の買い入れ価格は再生産を可能とする価格で買入れるなど、非常に大事な問題を規定しております。これは、具体的に運用されるのは、これからの省令や政令あるいは通達等々さらに具体化をすると思うのですが、そのときに、我々与党三党で約五十時間、プロジェクトを組んでこの問題について国内対策含めて議論してきたわけでありまして、与党三党合意で得られた内容というものが、そういうものを十分に大事にして、省政令、通達等で後退をすることのないようにいたしていただきたいと思いますが、その点をちょっと確認したいと思うのですが、いかがですか。

○大河原国務大臣 辻委員のお話のとおりでございます。まして、相当な短期間の中で、やはりこの臨時国会で御審議をいただくために、与党の中で大變な御議論をちょうだいしたことは十二分に承知しておりますのでございます。

その際に、骨格としての法律に盛り切れない部分等についても、それを政令なり省令あるいは運用通達等に譲るものがございますが、それらについての御意見も十二分に承知しておりますつもりでございます。今後法律が成立いたしましたら、政省令等につきまして的確にこれを盛り込むようにしたい、さように思っております。

○辻委員 新法の中身の論議は、これは同僚議員がまた後で集中的に論議をすると思いますから、それはひとつ私は譲って、備蓄と過剰米の処理と生産調整の三点について少しお伺いしたいと思います。

まず、備蓄の問題ですが、社会党は長年にわたって百五十万トンから二百万トンをどうあっても備蓄をすべきであるということを随分と主張してまいりました。もし、昨年ああいう大凶作の中でも二百万トン、いや百五十万トンの米が備蓄し

てあったならば、ああいう混乱はなかったと思うのです。それは世界じゅうから凶作で米を非常に無理をして集めました。これは努力は多としますが、米をかき集めたわけですね。そして、これは豊作だから、あれだけ無理して集めたけれども、来年はもう結構ですと、これでは、送った方の国からいうと非常に不信感を持つ懸念があるし、さらに、日本への輸出を当て込んで、期待をして、かなり作付をふやしているところも恐らくあると思うのです。こういうところにとつては、これから輸出の圧力がさらに高まる懸念もある。無理をして集めました。結果としては九十八万トン、約百万トンの米が、輸入米が過剰になった。その結果は、これはまた今後の減反の強化にも響きかねない。

こういう問題を考えると、これは私は、すべての米をめぐる混乱の原因は備蓄政策を欠いたところにもまずある、この点の反省から出発すべきであると思ひますが、そこらはどうお考えですか。

○大河原国務大臣 辻委員御指摘のとおりでございます。まして、備蓄問題については、農政上も過去にいろいろ議論がございました。

まあ、在庫でございますので、通常在庫と申しますか、回転的な在庫の方が備蓄コストという在庫コストが安いというふうな経済的な視点と、そうではない、不作もある、したがって、ゆとりのある需給を確保するためにその在庫を積み増しておけ、そういう議論がしばしばあったわけでございますが、どちらかといえばその前者の方の運営が行われたということでございます。昨年の異常な不作に伴いまして、やはりゆとりのある需給関係、これを確保しなければいけないということとで、本年並びに明年度の生産調整面積を六十七万六千から六十万ヘクタールに減額をいたしまして、八米穀年度末に百三十万トンの在庫を予定したというわけでございます。

新制度においては、この備蓄を全体需給の調整の一つの大きなかめとしておりまして、これについては、その需給調整のための各般のかめと

しての役割を演じさせるというわけでございませう。大体百五十万程度を基準といたしまして、さらに豊作等その他によって幅を持たせるといふ、そういう考え方でこれを運営したいということでございます。

なお、備蓄米については、当然でございますけれども、政府米とあわせて主食なり加工用あるいは援助等々について適切に運用してまいりたい、さように考えておりまして、ひとつ備蓄について一段、二段の政策強化が今回図られているというふうに認識しております。

○辻委員 総理にお伺いしますが、のど元を過ぎると熱さを忘れるということわざがありますが、去年のときにはこの備蓄の問題は国民的な一つの世論にずつと盛り上がっていったと思う。しかし、ことは、幸いなことでありますが、指数を見ると豊作ということになりますから、そうなりますと、また大事な備蓄の考え方が薄れる懸念があると思ひますが、これは私は、今農林大臣もお話のように、いかなることがあっても百五十万トンを確保する、幅を持って二百万トンを目標として、これらの備蓄のしつかりした考え方を、こういう豊作ぎみのときにおいても持つべきである、こう思ひますが、いかがですか。

○村山内閣総理大臣 平成五年産米の不作に伴って米が不足をする、緊急輸入をする、こういう事態が起こって、若干国民の暮らしの中にも混乱が起きたような現象もありましたけれども、そうした経験も踏まえながら、これは、先ほど来意見がありますように、自然を相手にやるわけですから、気象の変化によつては豊作もあれば凶作もあるというふうなことで、必ずしも需給関係が常に安定できない要素があるというふうなことから考えれば、どういふ状況になろうとも、やはり安全な食糧を安定的に供給できるように確保していくということは、ある意味では、単に農村だけではなくて、国民全体の暮らしをどう保障していくかという意味からすれば大きな国の責任でもあると思ひますから、そういうことにも備えて、やはり

備蓄というものはきちっとこのまま持つていくものだし、確保していくものだといふふうに私は考えております。

○辻委員 緊急輸入米が九十八万トン残ったのです。約百万トン。これはやむを得ない面もありますが、また見通しについてのかなりな誤りもあったと見なければいかぬのですが、大体、去年の十二月に、我々はやむなくガット、米の部分自由化を、苦渋の選択をしたわけでありましたが、そのときに、三回の国会決議をほごにしたことについて、政府も政治家も何ら責任が明らかにされていなかった。社会党の村沢政務次官は、ひとり辞任をいたしました。私も、当時社会党の農林水産部会長としてけじめをつけさせていたかどうかということ、辞任をさせていたかどうか。百万トンの見通し等が狂えば、民間なら引責辞任ということにそれなりにかなないのですが、こういう問題についての責任のけじめをどういふように考えていらっしゃるのか、ひとつお伺いしたいと思います。

○大河原国務大臣 御指摘の緊急輸入米については、結果として現在九十八万トンでございます。残ったわけでございます。これについては、辻委員もその事情を御案内のとおりでございます。昨年、昨年の作況指数七四の大不作、約二百五十万トンの需給上の数量の不足。これに対しては、過去四分の一世紀以上、主食用の米を輸入しておらなかったというところで、そのために輸入先国、小麦と違つて国際貿易商品ではなかなか面が薄いわけでございます。輸入先国を手当てする、あるいは荷役とか港湾施設とか、いろいろな面等についての大変な手当てをいたしまして、数量は確保したわけでございます。

国としては、やはり需給上必要な数量はちゃんと用意してあるぞということが、それは食糧制度の上の責任でございますから、その責任を果たさしていただいた。ただし、御指摘のように、本年に参ります際の過程で、御案内のとおり、国産米に対する消費者の嗜好、あるいは猛暑による米の

実は、詳しいお話はできませんが、私は、去年の十月に、旧連立与党の米減反緩和のプロジェクトの座長として、随分議論をして、復田をしなくちゃいけない、減反緩和をしなきゃいけない、一年ではとてもみんなやる気にならない、だから三年はどんなことがあってもやりなさい、こう言っ

昨年の作況指数七四・平成八年度米穀年度末に百三十万トンを達成する。そのために六十万七千ヘクタールから六十万ヘクタールにいたすということですが、その際は、稲作経営の安定という視点から、御承知のとおり、二年継続ということにいたしましたわけですが、異常な作況指数一〇九という豊作でございます。したがっ

それから、国内対策についてありますが、先ほどもお話がありました、財政のなかなか容易でない中で六兆百億、地財措置を含めれば、一兆二千億、七兆二千百億の努力は政府としてぎりぎりのところであった、その点で私たちが評価をいたしたいと思います。またその中で、総理の指示で、自治省の方で一兆二千億の地財措置も特に講じられたという点も前進であったと思いますが、こういうことを、これについていろいろな各方面からPRが、逆のPR、後ろ向きであるとか、ば

したがって、それに対してどのような対策を講ずるかとか、あるいは規模の拡大のできないような中山間地域等におけるあり方についてどういう施策を講じていくのか、こういったような問題も抱えておりますから、そうした全体を包んで、私

は、やはり日本の農業のこれからあるべき状況というものを想定しながら必要な施策を講じていくという意味からすれば、決してばらまきではなくて必要な予算であるというふうに思います。とりわけ農業というものは単に生産農民だけの問題ではなくて国民全体の問題だという受けとめ方をすれば、私は、やはり国民の皆さんからも御理解と御了解をいただけるものだというふうに考えておりますから、ばらまきだというふうな批判は、私は妥当性を欠くというふうに考えております。

○辻委員 先ほど御質問もありましたが、あえて私ももう一点触れたいのですが、それは今度の国内対策で、農業基盤整備は三兆五千五百億を、一番重要であるという認識のもとに総事業費が決められている。ところが、去年の財政審のランクづけは、さっきのお話のとおりCランクになっていた。国内対策で一番重要だという認識、位置づけをしながらなおランクづけはCクラスというのは、いかにも私は矛盾があると思うのです。だからさっき、個々にはAもあるんだ、Cもあるんだというお話であります。文言上これをAクラスというように変えることが性格上難しいような問題であれば、Aクラスで扱うと、これはひとつ確認をしていただきたいと思います。大蔵大臣、いかがですか。

○武村国務大臣 ひとつ御理解いただきたいのは、このABCというのは、決して逃げるために言っているんじゃないんですが、財政審議会から貴重な答申としていただいた考え方であり、政府はこれを非常に大事に参考させていただいてきたことでもあります。

今後参考にはさせていただきたいと思っておりますが、ただ、このABCの分け方も非常に大ざっくりといえますが、大まかにくくっております。生活環境、国土保全、産業基盤と、こう分けておまして、ABCという表現がよかったかどうか、何となく重要性をこれで表現してしまっているような感じがありまして、よく読みますと、

Cの産業基盤におきましても、重点的かつ抑制きみで書いてあるのですけれども、重点的かつ抑制きみはCという意味であり、それが、必要なら読んでもいいと、我が国経済の成長に必要な分野には適切な配慮をしながら書いておまして、今回の高生産性農業、今御指摘の基盤整備、この六兆円余で扱っております新しい基盤整備事業は、まさにここで言うCの中におきまして適切な配慮をしなきゃいけない例外に入る、私はそういうふうな認識をさせていただきまします。結果としてCではない、この三兆五千億はAランクの扱いをさせていただいたというふうにごらんいただいた方がいいというふうに思っております。

○辻委員 Cではない、結果的にはAクラスに扱う、こういうふうに確認しておきます。

それで、中山間地対策についてさらに伺いたいと思いましたが、時間が迫っておりますので、まとめてひとつ伺いたいと思うのですが、中山間地対策は、非常に私、前進をしたのではないかと思います。社会党も中山間地対策には随分今まで、議員立法等を出して力を入れてまいりましたが、前進を喜んでおりますが、そこで、具体的な点でひとつ、一、二だけ伺いたいのですが、これは自治大臣にお伺いします。

山村では、自治体もいろいろ今知恵を絞っております。北陸のある地田という山村、山村では、山に行く人が、年がいて、いない、だから緑の十字館という館をつくって、敷地つきで家を十軒建てて、そして全国に十世帯を公募したところ、十倍ぐらいの応募者があって、今十世帯が中に入って、山へ入っていただいております。一定年数まで働いてもらえば、住みついてもらえば、その家は無料で近い形で払い下げる、それまでは一月一万円の家賃でやっております、このようにして、非常に山村の中でも苦しい中で努力をしております。こういうことに対して、今度の中山間地対策あるいは地財措置、大きな、この手当てがなされるべきであると思っております。それがどうかということ。

それからもう一つは、耕作放棄が今非常に山村で進んでおりますが、こういうものに対して、耕作放棄地を維持管理をする、こういう点から第三セクターをつくって、役場であるとか農協であるとか森林組合が一緒になって、オペレーターを入れていろいろ取り組んでいるという。第三セクターです。それからほかのこともありますが、そういうことに対する第三セクター等の芽が今全国の各地に、山村に特に芽生えております。これらに対する支援というものがいわゆる今度の中山間地対策、特に自治省のこういう地財措置で、農林省、自治省、十三省庁に及んでおりますが、一緒にやってあげてもらいたいと思っておりますが、これについて伺いたいと思っております。

○野中国務大臣 お答えいたします。

委員から御指摘ございましたように、非常に深刻な過疎を迎えておる地域あるいは農山村の地域におきましては、地域の過疎化が急速に進んでいき高齢化が進んでいくという状態の中で、地域の後継者対策あるいは若者定住ということを実行してお考えになりまして、関係の市町におきまして公営住宅等の建設をされまして、そこに若者の定着をしようという努力が行われておるところでございます。

私も自治省といたしまして、それに対して単独事業で取り組んでおるところでございます。また、過疎地域におきましては、この若者定住のための住宅建設にしましては過疎債を入れてまいりましたし、国土庁で昨年から地域整備の集落再編事業を行うことにされまして、国庫補助も入ることになりましたので、この地方負担につきまして、過疎債あるいは一般単独債でこれをお助けをするようにしてまいったわけでございます。

また、本年度におきまして、農山漁村対策の一環といたしまして、過疎地域のみならず、中山間地につきましても、特定地域における定住促進住宅の建設にしまして、一般単独事業によりまして財政支援を行ってござるところでございます。

なお、委員が今御指摘になりました、いわゆる定住住宅として公営住宅をやるということは、公営住宅そのものが家賃収入制度というのが基本原則になっておりますだけに、今後なお建設省あるいは国土庁と一緒に検討させていただきたいと存ずる次第であります。

一方、それぞれ民間企業が参入しにくい、いわゆる劣悪な条件のところの第三セクターのあり方についてでございますけれども、現在、委員が御指摘になりましたように、自治省といたしまして、過疎地域の市町村における地場産業の事業収入、あるいは観光、レクリエーションの事業等にしまして、第三セクターに対する出資につきまして、過疎債の手当てをいたしておりますとか、あるいは振興山村におきまして、森林の健全化のための、保全していく施策にしまして、第三セクターにしまして、その市町村の出資に対して、経費につきましては、特別交付税で措置をいたしておるところでございます。また、森林の管理にしまして第三セクターへの出資や、あるいは立ち上りの経費等につきましても、あわせて特別交付税で措置をいたしておるところでございます。

これらの措置を通じて、それぞれ地域の活性化のための努力をまいりたいと思っております。また、今御指摘のありました、耕作を放棄した土地の管理、あるいは所得確保等を第三セクターで行うということにつきましては、農政審等の指摘事項、勧告事項等もございまして、あわせてこれから検討の課題とさせていただきます。

○辻委員 時間超過して恐縮です。安全問題等を残しておりますが、また同僚の質問でひとつ補っていただきたいと思います。

○佐藤委員長 これで辻一彦君の質疑は終了いたしました。

次に、前原誠司君。

○前原委員 新党さきがけを代表いたしましたして、総理に御質問させていただきたいと思ひます。

まず、今回日本がWTOに参画をするということは、資源に乏しい、そしてまた食糧自給率も低い、また、貿易立国として成り立ってきた日本にとつては、これはむしろ率先をして加盟すべきものだといふふうに認識をしております。

ただ、このWTO、簡単に、どういふふうに変わるのかといふふうなことを考えていきたいわけでありまして、要は、関税も引き下げる、また、ローカルコンテンツなどの、いわゆるその地域での部品調達といふようなものの制限といふものもやめる、あるいは輸出入規制といふものを撤廃をするといふことで、より自由な、力関係の反映をする貿易といふものが主體的になるといふふうには私は理解をしております。

そうした場合には、比較優位の産業と、比較劣位といふ産業か、いわゆる国際競争力で日本が勝てるような産業と、あるいは負けてしまうような産業と、そういうふうな個別の問題とともに、じゃ全体としてどうなるのかといふふうなことをしっかりと見きわめたいといふこと。むしろ、今の議論といふのは、特に比較劣位であります農業あるいは繊維、そういう問題に我々の議論が集中をしております、マクロとしてどうなるのかといふ議論が余りにも欠けているといふふうな気がしております。

例えば、私がある工場の社長といひました場合に、自分はこのWTOに関しては余り関係がないだらうといふふうに思つていた場合に、より自由な競争がなされて、しかしそういう、為替などの影響によつて円高がどんどん進んでいって、そして気がついてみれば、自分の産業も比較劣位であつた場合に、これは国の責任として今から、全体としてどういふふうに変わるから、個々の企業主の皆さんにはどういふ対策をとってくださいますかといふこと、やはり政府としては私は責任感に欠けるといふふうに思つております。

しております。

したがひまして、総理にお伺ひしたいのは、このWTOに日本が加盟することによつて、マクロ経済としてどうなっていくのか、輸出はふえるのか、あるいはまたインバランスといふものは正されるのかどうか、あるいはそれに従ひますけれども為替といふものはどういふふうに変わっていくのかといふ点について、マクロの質問をぜひさせていただきますかと思ひます。

○村山内閣総理大臣 今御意見の中にもございまして、多角的に貿易が自由化される、あるいは関税が引き下げられる、あるいはまた、それぞれの国の持つ輸出入の規制が緩和をされていくといふことになりまして、先ほど来御議論がありまして、我が国にとつては深刻な農業問題を抱えておるといふことは、それぞれの国にはあり得るのではないと思ひます。

しかし、ウルグアイ・ラウンドで協定された、この総体的な、マクロ的な観点から考えますと、それだけやれば貿易が拡大される、経済も拡大されていくといふことになると私は思ひます。たとへば、とりわけ日本のような、資源もない、貿易立国を主体とした国の立場からすれば、それだけ拡大された世界の自由化の中で、日本がどういふふう伸びて、日本経済をプラスさせていくかといふ意味から申し上げますと、私は大きなプラスがあるのではないかと、また、プラスがあり得るような経済政策といふものをこれから考えていかなければならぬといふふうに思つておりますから、これは私はある意味では肯定的に受けとめて、そして発展がされるように、そのことを通じてまた世界経済も発展できるように取り組んでいくことが大事ではないかといふふうに受けとめております。

○前原委員 基本的な認識は私も総理と御一緒でございますが、私が御質問したかったのは、要は、総体として、例えば輸出ドライヴがもっともつとかわかるということになれば、例えばアメリカと日本の関係にいたしますならば、やはり先ほ

ど申し上げましたように、ローカルコンテンツといふふうなものはないかなと発動しにくくなる、あるいは後ほど関連で質問させていただきますが、三〇一条という制裁措置といふものも限定をされてくるといふふうなことになる場合に、じゃ、どこによつて日本の輸出拡大、あるいは貿易のインバランスといふものを是正をしていくかといふふうなことを考えた場合に、唯一とり得る選択肢といふのは、やはりこれは為替といふふうなことになるかといふふうには私は思つております。

そういたしますと、どんどん貿易のインバランスが拡大をする。そうすると、その相殺をさせるためには為替といふものを操作して、あるいは自然に動いて円高がますます進んでいく。今、九十六円、九十七円、そういう程度でありますけれども、ひよつとすれば八十円とかあるいは七十四円とか、そういうふうなことになる。ところが、WTO自体はいい、しかし、そういうところまでは予測をいたしませんでしたといふことでは、私は政府の責任としてはそれでは不十分であるといふふうに思つております。

この質問をさせていただく前に、私は、通産省並びに経済企画庁に、このWTOといふふうなものに日本が加盟をした際に、シミュレーションをやつていられるかどうかといふふうな質問をいたしました。貿易がどういふふうな拡大をする、あるいは円高がどういふふうな拡大をする、しかし、そういうふうなシミュレーションといふのをやっておられないといふふうなことでありまして、まあ私が質問した時点ではシミュレーションされていらない。やはりそれは、私は、WTOの精神はいけいけれど、結果そうなりまして、そして、その結果円高になって、いわゆる産業の空洞化がますます進んでいって、じゃ、そのときになって政府はどういふ責任をとるのかといふふうなことを考へた場合に、今からそれは対策を講じておかなければいけない問題じゃないかと思ふんですね。私は、やはりその有効策といふのは規制緩和だろ

うと思ふんです。

今申し上げたように、じゃ円高に逆にさせない、そういうふうな政策措置をとった場合に、比較優位の産業がどんどん輸出ドライヴをかけていく。そうすると、日本も内需拡大をして、輸入といふものがある程度拡大をするといふふうなものになった場合には、日本がとり得る選択肢、大きな選択肢といふのは規制緩和だろうと思ひます。そして、海外からの投資を受け入れる、そして産業の空洞化といふものを防いでいく、そういうことだろうと思ふんですね。

ですから、私は、このWTOに日本が加盟するに当たつて、精神はいい、しかしその対策はどうするかと言われた場合に、総理としてはやはり規制緩和といふものも、具体的に期限を決めてそしてどの程度やっていくのかといふことをきつたりやはり国民の皆さんに示していただくべきだろうといふふうに思ひますが、その点のお心づもりといふか御決意をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣 規制緩和につきましては、たびたび申し上げておりますように、年度内に五カ年計画を設定をして、そして計画的に進めていくといふことを今決めているわけですね。そして、そういう取り組みをしてもらつておるところであります。

為替といふのはいろいろな要因があつて変動していくわけでありまして、こうすれば為替が安定するとか均衡のとれた形でもって落ちつくとかいふようなことにはなかなかなりにくい背景がありますから、簡単にとは言えないと思ひます。

しかし、いずれにいたしましても、今委員から御指摘がありましたように、WTOが発足をして自由化された場合に、日本がそれに対応して国内産業を守っていく、あるいは日本の経済を安定的に発展させていくといふために必要な対策といふものはやはり十分考へておく必要があるし、立てていく必要があるといふことにつきましましてはよく御理解ができることだと思ひますから、御意見の

るわけですから、したがって私は、どのような状況になろうとも、ウルグアイ・ラウンドで合意したことについては、日本はやっぱりきちつと守る必要がある、守らなきゃならぬというふうに思っていますね。

しかし、APECで議論をされてまいりました、これから多角的に貿易の自由化をしていく、あるいは投資の自由化も図っていく、こういうことにつきましては、全面的にすべて無条件というんではなくて、そういう宣言の中で盛り込まれたものは、大まかな政治的方向をお互いに確認をしていくということになっているわけです。

したがって、この個々の問題について、どういう分野でどういう進め方をしていくかとかいうようなことにつきましては、先ほど外務大臣からもお話がございましたように、これから準備をしてお互いに討議をしながら取り組んでいかなきゃならぬ課題でありますから、したがって、今日日本が抱えている農業問題というのは、それなりの事情というものが踏まえた上で、私は扱っていくかなきゃならぬ課題であるし、どういう場になろうともその方針はやっぱり貫いて、これから取り組んでいかなきゃならぬ問題であるというふうに考えておりますから、そのように御理解をいただきたいと思うんです。

○田名部委員 まあウルグアイ・ラウンドで受け入れた程度のことはおやりになるんだらうと思えます。これ以下でもそれ以上でもないと思っておられると思います。まあ、これ以上議論しても何ですから先へ進みます。

今回のこの法案を拝見して、私の感想から実は申し上げたいと思いますが、私はいま少し、私はもともと国内はより自由化した方がいいという考えを持っておったのですから、一歩前進はしていると思えますが、もうちょっとやっつてよかつたんじゃないかな。それは、そうすることによって、新農政というものをつくらせていただいたんですが、これにもっと近づける、近づくと

ができる。これ、中途半端にやりますと、なかなか新農政が進まない要素を抱えておるといふふうには実は感じているんです。ですから私は、今もつとチャンスだったな、この機会を逃すとなかなかまた、これはいろいろ抵抗もあるし、交通整理もできないという感じを実は持つておるわけです。

特に、企業的な感覚で農業に取り組むべきだといふのは、私の強い気持ちをおの新農政の中に入れておきたいんです。そのことは、結果的には日本の農業がよくなる。まあどんぶり勘定で、もうかたか損したかわからぬ農業をやっているようでは、若い人たちは意欲的にもうこれはやめていくはずがない。それで、他産業並みの収入も得られるというのがあの骨子だったわけですが、小農切り捨てとかいって私は随分怒られました。小農は切り捨てておるんじゃないんです。規模拡大する者、あるいは中山間地等の放棄地があればそれを買い取って、森林に造成して管理をその地域にやらうとか、あるいはもう委託をする。趣味程度の農業、兼業農家、これをだんだん区別していきましょと、これ全部一緒になって議論しておるものですか、これは前へ進まぬのですよ。だから、そういうことをやっつて、規模の大きい人たちがより自由に米が売れるという体制に近づいてほしいかなと思います。

かつて私は、フロリアード、花のオリンピックといいますが、オランダに参りました。オランダのあの花の市場へ行ってみたら、だれその花ですというのが出てくるんです。そうすると、それで入札がばんと入る。物すごく高いんです。もうブランド品になっちゃっているんです。農業も一生懸命努力しているんですから、いいものはもうブランドとして販売できるぐらいの努力をする、と、これみんな競争になっていきますよ。

だから、そういうことを考えると、生産をした人たちが売れる。もう今は農産物、私の地元でも、奥さん方が生産したものを自分で値段をつけて、名前を書いて、住所書いて、電話番号つけて

売っていますよ。それは都会の人たちが皆買っている、これはいいという直接注文するようになったやつっているんです。そういう時代があるんです、これは一挙にできないことは私もわかります。わかりますけれども、もうちょっとその方向を目指してはしなかったということ、そのために、やっぱり政府の関与する部分というのは、たけ少なくなりました方がいい。あるいはこの規制も、したがって緩和して、政府の責任と農家自身の責任というものを、もうちょっとはっきりした方がいいと思うんです。

その辺が、まあ幾らかいろんな面で努力の跡は見られますが、ちよつと足りなかつたかなという感じを持つことと、まあ国家貿易も、私はヒルズ通商代表と四回交渉をやりましたが、国家貿易がけしからぬ、こう言つて、こればかり責められた。ですから、いつかは国家貿易というのは、これを守り切れるのかどうか、そのために国内の整備というのは必要だということになるわけですから、そういうことも将来やっつて考えながらやっついていくということも入れておかなきゃいかぬ。

先ほどどなたかから意見がありました。より多くの議論をここで深めて、例えば、当時私、ミニマムアクセスのときに、関税化した方がいいのかどうかというのを自分でも随分迷ったのですよ。高い関税をやれば、最終的には八十万トンなんて入ってくるかわからぬ。一部農産品にはありますよ、乳製品等は三〇%、六年後でも高い関税を張つて、それでもいいから輸入したいという人は、これはもうやむを得ないわけですから、あれども。しかしまあ、これだけ国産米に、非常に国民が外米は嫌だという志向が多いことを考えると、どっちがよかったかというのは私もよくわかりません。わかりませんが、議論できる状況になつたのです。当時は、ですから、この機会に、これからいろんなことをやはり議論して、農民もよく理解してもらおうということではないでしょうか。どうですか、農林大臣。

○大河原国務大臣 新農政を手がけられました田

名部委員の御所見を十二分にちようだいたしました。

我々の考えも、新農政が目標とするその経営感覚にすぐれた安定的、効率的な経営体は、まさに新農政が想定した規模の経営内容でございます。それに対して、強力なウルグアイ・ラウンド対策としての各種施策を講ずることによって新しい農業構造をつくるということでございます。この点では全く見解が一致しておるといふふうに私は思います。

なお、規制緩和の問題等についてはいろいろな御意見もございしますが、今回の新食糧法案と申しますか、これについても端的に一つをとりますれば、従来は全量が政府管理米で、政府が売り渡し義務を生産者に課して、そして流通規制をする。今回は、その売り渡し義務を廃止して民間流通の自主流通とする。しかも、消費者に対する安定的、計画的な流通のために、計画流通制度を設けて一定のパイプを設ける。そのパイプの担い手についても、指定だと許可可とかというような行政介入的なものではなく、一定要件を満たした者を、資格者に対する登録というふうなことで非常に緩和しておるわけでございます。特に生産者、稲作農家でやる気のある農家の創意工夫という点については、計画流通制度に乗るかどうかもオプションで決められるわけでございます。ただ、米全体がどう流れているかというふうなことで、御案内のとおりその報告をしていただくという程度でございます。相当思い切った規制緩和、大変な規制緩和というふうに私は思っております。

○田名部委員 国が全量を管理しておったときから見れば相当の進歩だというのは、私もよくわかります。ただ、これから向かう方向というものを考えたときにいいのかどうかというのを申し上げておるので、特に米の価格、農家の安定、そういうことを考えますと、規模を拡大して価格を下げる、そうして内外価格差を縮小する、こういうことは求められておるわけですが、ただ米

だけで高い安いことをやっても、なかなかこれはもう無理があります。それは四割、五割下がっても、アメリカ、タイと競争できるような農業でないことは私も百も承知だ。しかし、国民のコンセンサスを得て、そうしておけばどんな時代になっても、私はその程度の差があっても国民は協力してくれる、そのかわり農家も最大限の努力をしていただきたというのを申し上げてきました。

そこで、米だけに視点を置くのではなくて、農業資材の流通のあり方、それから手数料、これはしばしば私が草川先生に質問を受けて、全農はけしからぬ、こう言っても、幾らか手を入れましたけれども、何となく、この手数料というものは値段なのか何なのか。この手数料の中には研修費だとか何とかとあって、あのころ百億も持っていたわけですから、そういうことはやはり排除していく、そうすることによって農家が負担が楽になる。

今、不満はやはり農家、生産者が多いのです、漁業でも何でも。消費者はどうかという、いや高い高いと言って、これもまた非常に文句が多いのです。生産者と消費者が文句あって、一体どうするんだらう。そうすると、流通とかその辺のところしかないのですよ、もうあとやり方は。ですから、そういうことで、この手数料のやり方というのは農家や農協にも非常に不満が多いということを考え、あるいは農機具の利用をどうするか。

一昨日、いわゆる生研機構をちょっと見せてもらってました。これは、出資して企業と一緒にやってすばらしい農機具、五つもう出ている。これはもう白米なんか全部自動で、腰を曲げなくてもいいように、これはできたばかりですけれども、やはりああいうことがどんどん進んでいく。しかし、高いですよ、大型のコンバインなんていうのは二十万円もしますから。それを農家に持たしたのじゃ、農業経営は成り立たぬ。だから、機械のリース会社とか何とかというものが

を農協、農家の若い人たちに支援してつくらせて、そこに持たせてやっていくという、これは結果的には米価にも、生産者にも消費者にも影響が出てくるわけですね。

それから、最近並行輸入というのがはやっておりまして、農協を相当リストラしておかないと、何人か組んで直接農家でも何でもアメリカやどこかへ頼んだら買えるわけですから、そういうことを考えておくと、農協もばやとしていられないのです。ですから、農協も本当にそういう面に力を入れていく。

それから信用事業、共済事業、こういうものを検討していかなくやならぬ。あの貯金量だつて六十兆もあるでしょう。金融の自由化で利ざやが縮小して、そして余り借りる人がないものですか、これは重荷になつて余り借りる人がないものですか、いろいろな、殊にあのバブルの成長期に株や何や手を出しておかしくなつた農協、いっぱいある。ですから、そういうことをやっておりますと、農家の重荷になつていくわけですが、これ。

ですから、こういうことを考えると何として、先ほど申し上げたようなことで、米価というものもは米だけで下がるものではない。全体でやはり農家の方々の生産を安定させながらやっていくというふうなメスを入れてほしい。そうしませんが、農家は減るわ、農協の組合員はふえるわ。これは総理も聞いてほしいのですけれども、今度また営林署の統廃合をやります。これは物すごい抵抗するのですよ、皆さんの仲間の人たちが。まあ行政改革ですから今度は余りおやりにならぬでしょうけれども、これとやらなければ、私は米の検査員についてもそう思うのですよ、今すぐ首切るわけでもない。商工団体の方には経営指導員というのがあるのです。農家も企業的な感覚と言ふならば、この人たをその道に使つたらどうか、検査は私は廃止しないと言つたのですから。そうしたら、いや、全国一律に品質を保証しなきゃならぬ。それじゃ、魚や野菜は市場で値段がついて売れている、米も市場の価格で決まる時

代に、何で検査するんだという議論等もありました、きょうは議論しません。

いずれにしても、まだまだ農業には問題が多いので、その辺のことを御議論してきつとしたものにしてあげる、結果的には農家も生産者も喜ぶという方向に行くべきだ、こう私は思います。どうですか。

○大河原国務大臣 農政の体験に即した具体的なお話でございます。

一つの例としてお話がございましたように、消費者の最終の支払い価格と生産者の出荷価格、その差額が近年ますます広がつておる、生産者の手取り価格は減り、流通、加工の経費が増高しておるといふような問題が国民経済計算等からも明らかでございます、やはりその辺の問題として、具体的には、お話があつたようなその農協系統組織の効率化の問題、手数料問題等でございます。

で、特に私は、今度のやはり米の流通過程における強い弾力化によって競争原理が働きました、それらは事実等についてもその合理化が進むのではあるまいかというふうにも思つておりますし、今日の農業情勢から系統組織も事業二段階、組織二段階にならざるを得ないという点になつておりまして、それが単なるスローガンだけではなくて、具体的な形で実現されていくということが大変望ましいというふうに思つておるところでございます。

○田名部委員 農家の農業離れというのは私は起きてくると思ひます。お金を持った人は現金を持つていつて、機械でも肥料でも何でも安く買つてさうすよ。そうすると、お金のない人は農協へ行つてツケで買つてくる。金利は高い。だから豊かでない人はいよいよおかしくなつていく仕組みになってきますから、そうなるのとやっぱ人間知恵を出してやる。さつき言つたように、共同で仕入れをしようとか何とかといつて農協を頼らなくなつてくるというおそれがあるから、農協よ、しっかりしてね、生産者のために一生懸命になつて

てあげなさいということを言っているわけですね。ガソリンスタンドの経営だとか何とか、それは民間の方がもう寝ないで徹夜で売っている店があるときにですよ。だから、そういうことも含めて農家の負担にならぬようにしてほしいということだけ申し上げておきたいと思ひます。

さて総理、私が政治を志してからこれはもう二十八年になりました。まあこれはど政策が変わる政権というのは、実は初めてなんです、これは言いたくないんですけれども。まあ日米安保、自衛隊合憲、原発容認、国旗・国歌、PKO、消費税、そして、いよいよこれはまあ最後の、恐らくこれは最後じゃないでしょうか、——常任理事国もあり、米の自由化。これだけ国の基本が変わると、党の公約あるいは政治の理念、哲学というのはいくどこへ置けばいいんだろかな、こう思わざるを得ない。こういうことは、結果として政治不信につながらなければいいなという気持ちを持っております。

そこで、閣僚の中で、この米の自由化に前回の選挙で反対された方、ちょっと挙手願えますか。——お一人ですか。自由化反対ですね。どうして反対だったのが賛成になつたのか。——いや、それで結構ですから、調印したから賛成なら賛成で。玉沢大臣どうですか。どうですか、どうして反対だったのが賛成になつたか。

○玉沢国務大臣 御質問でございますので、お答えをしたいと思います、まずもつて八年間の交渉が行われました。その中におきまして、できるだけ日本の農業を守るという観点から、自由化せずこの協定が結ばれるということが一番よかったと思ひます。しかしながら、その交渉の中におきまして、我が国の農業を守りながらも、なおかつ世界のこのウルグアイ・ラウンドの成功に向けて努力をする、こういう中におきまして、前内閣が交渉に当たつたわけであります。交渉の内容等につきまして、またそのやり方等につきましては、大変私はいろいろな点で問題があつた、こういうふうにも思つております。これは私は、言

うならば、いろんな面からいいますならば不備な点もあった、こう思います。

しかし、我が国が世界の国々との交渉の中におきましてこれを承認をした、受けた、こういうことになった場合におきまして、これをこの次の内閣で拒否をする、こういうことはなかなかできない。そういう観点から、非常に不満ではありますけれども、この結果を受けまして、一部の自由化、そういう観点からいいますと、それに対する対策を講じて、予算等も措置を講じてこれを承認するということはやむを得ない、こういうような判断に立ったわけでありまして、

以上です。

○田名部委員 私一年九カ月、これ、交渉に当たった者として、当時、政府でいろんなことがありました。まあ政府のときのことを申し上げることは失礼でありますからやめますけれども、

総理、総理は先ほど来、この資源のない日本にとつてはこれは非常に大事だということをお考えを述べられておりましたが、みんなそうだったんですよ。だから、その考えがあつたときから前へ出ておればこんな議論になつていかなかったし、今この方向が少し変わった方向に進んでおつたと思うんです。

まあ首をひねっておりますから、今から申し上げますけれども、野坂建設大臣は、当時、こういうことを申されておるんですね。農業は消費者負担農政から財政負担農政へ、価格政策から所得政策へ移行しなければなりません云々といつて、この中山間地のことを言っておられる。この中山間地は厳しかったですよ。やれ、やれといつて、所得補償、ヨーロッパはデカップリングといつて私は随分あなたに責められた。閑散になつたらこれをやるのかと思つたら、全然どこへ行ったか、影も形もなくなつたんですが、これはどこへ行ったんですか。

○野坂国務大臣 お答えをいたします。

決していじめたわけではありせんし、私はそういうふうに出ておつて、時の農林水産大臣で

あつた田名部さんに厳しく迫つた、農業は命産業である。したがって、他の産業と同じように所得を得るようには、そういう措置をとるのが政治の基本ではないか、こういう立場で先生に随分と、失礼なことは言つた覚えはありませんけれども、強く提言を申し上げたことは事実であります。

私は、特に中山間地対策というもののについてはデカップリングを主張したことは事実であります。これは財政から所得へというものは、いわゆる外国との競争の場合に、我々としては高い値段で売る、あるいは買うということではなくて容易ではない、したがって、農業はいわゆる予算とか財政政策ではなしに所得政策を考えていかなきゃならぬ、で、所得の場合ということになれば、必然的にデカップリングというものが浮かび上がってくる。

そのときに、先生は大臣席からこう言われました。わかるけれども、なかなか日本農民にはなじまないところがある、十分検討する必要があるんじゃないか、こういうお話をちようだいいたしまして、私も席に座つたわけでありましてけれども、今度の法律案の中で具体的にしていけないではないか。当時は法律の中で所得を入れるとか入れないとかというところで、あなたと私は激しい論争をしたことをよく覚えております。したがって、今度はなじまないかという御指摘ではありまして、やが、そういう農政審議会の中でも、十分議論して、引き続きこの問題については検討を進めてきて、農業の振興に与えるというふうに書いてありますので、そういう点については承知しておる、

○田名部委員 この米のミニマムアクセス、農業のウルグアイ・ラウンド問題というのは、私は、交渉事ですから激しくやるべきだといつて頑張り通したつもりです。それはほかからつた。最後に私は、どう決まるかわからぬとこで答弁したんです。百十何カ国も相手に日本の案だけを通すとは思つておりません、しかし、ダンケルの案だ

けは何としても阻止する、こう言つて頑張つてきたんだ。それは当時の政府の方針でも、私どもの考えが理解されてきたんですね。

ですから、細川政権が決めたからつて、細川政権のときには、もう相当我々の間で詰まつた話、まだ詰まらぬ話というものはありながら、ずっと来た。それは、当時は政府の責任ですから、それはいいとは言えませんが、いいとは言えませんが、経過としては、自民党がずっと長い間これをやってきた、その延長線上で全く別な方向に行つたというふうには私は理解してないんです。

さつき、これは外交の継続性ですから、これも、玉沢さんの、不備な点があつた、こういうお話ですが、当時の細川内閣の中に武村官房長官もいたんだ。五十嵐建設大臣もおつたんですね。だから、よく、不備な点があれば十分閣議で決めていただいて、何も、これから決めるんですから、国会承認を得るのは、反対であれば、これ否決すればいいんですよ。調印したといつたつて、アメリカなんか大統領が決めて帰つたつて議会で反対するのはいっぱいあるんですよ。だから、そうでないでしよう。だから、そこが僕は、建前と本音を余りにも使い分けてきた結果、今日こういう事態になつていふいうに理解しておるんです。

どうぞ、いいものは責任持つて進める、しかし、農家だけは泣かせない、こういう私は約束してまいりましたから、そのところをきちつとやればということでは行つたんじゃないでしようか、みんな。そういうふうには私は理解しております。

そこで、時間が、こんなことをやっているとあれで、それから前へ進みますが、このWTOについて、総理は前回の予算委員会でも保利さんに答弁しましたね。アメリカ、EUの進行状況ですか、決定される状況が見ながらやっていくというふうにお答えになった。これは間違いないでしようね。また、さきさきの鳩山さんも、基本的には批准しなければならぬ、批准は政治的判断であり、

日本だけが先行してやらないという認識は、これは政府・与党首脳会議でも出ておつて、日本だけが先行してばかを見るようなことをしてはならない、これは大衆政府でもそういう認識だ、こうおっしゃつておるんで、これは基本的な考え方ですか。

○村山内閣総理大臣 これは本会議でも答弁をいたしましたし、またこの委員会でも先ほどお答え申し上げましたけれども、ウルグアイ・ラウンドで合意したことについては、これはもうやはり約束事でありまして、日本も受けて帰つていふわけですから、したがって、WTOが来年の一月一日から発効できるように、日本もやはりその責任は果たさなきゃいかぬというふうには思つておりますから、ぜひこの国会で成立をさしていただきたいという気持ちには率直にお願いを申し上げておきたいと思つております。

ただ、アメリカやヨーロッパやら、そういう国々が同調して出発ができるような状況にならなければ、これは協定した意味がなくなつていくわけでありまして、したがって、そういう国々の状況も見ながら、日本が何と早く率先して出す必要は私はないと思つてますから、状況も見ながら、手続についてはそういう配慮もして行いたいということを申し上げたところであります。

○田名部委員 どうも私はそのところが、日本はどうするかという問題なんですよ。アメリカがやつたらおれらも行こうとか、アメリカが仮にこれ反対してつづれるかどうかというのは、これは我々の責任でも何でもありません。これはだめになるだけの話であつて、どうもそこが何となく、アメリカが見たやうなところといつてやられる。それなら何も、これ二日に提案になつて今日まで何にもしないですんだんですよ。一月一日でいいというなら何も、ゆつくりやつてもいい話になつてしまふんで、ですから、そうでなくて、日本は日本としての主体性を持つて決めるというならよく理解できるんですけども、どうも、そうなのかと思つて、いやいや、アメリカがやればという

ようなことをおっしゃるから、一体果たしてどうか、こう思うのですよ。

○村山内閣総理大臣 これは批准をすることに決まっています。これは約束事ですから、きちっとやはり責任を果たさなければならぬ。ですから、このWTOの承認については、ぜひこの国会で成立をさせていただくように御協力をお願い申し上げます。こう申し上げておるわけですよ。それは、考えは間違いないのです。

ただ、これはやはり国際的に同調するものがないければ、日本だけが決めたからといって決まっていっていいわけじゃないんです。したがって、そういうこともやはり十分配慮しながら、取り扱いについてはやっていく必要があるんじゃないか、こういうことを申し上げているわけです。

○田名部委員 外国では批准している国はあるんですよ。そうなんです。だから、国会で承認をといて、協定はまあそつちを見ながら。それはだれもそう思いませんよ。国会で承認したら、もう日本はあれだなと判断するんですよ。こつちはそう思っていない。だから国会承認が、これはもう一番大事なところなんです。どこでも。だから、それを先にやってもらって、そしてアメリカやEUがやったら私たちもというところが私はどうも理解ができない、こう言っているわけです。まあいいですよ、これ。

外務大臣、どうですか。

○河野国務大臣 欧米諸国の審議状況などは、我々逐一情報を得ているわけでございます。現在でもアメリカ及びヨーロッパの主要国の審議は、我々が聞いております。範囲、順調に進んでおります。

アメリカは、先ほどもちよつと申し上げましたが、中間選挙の結果などを踏まえて若干不透明なところがあるのではないかと心配をいたしましたけれども、アメリカの首脳は自信を持って自分たちはこのWTOの問題は処理をするということを言っているわけでございます。私も現在は現在のところ、この臨時国会会期中に本件については国

会の御承認をいただいて、そして、何といたっても明年一月一日からスタートをさせようというわけでございます。これはもう御審議をいただき、承認をしていただいて、欧米諸国とともに手続を済ませ、一月一日スタートを待つという態勢が最も適当だ、こう考えているわけでございます。

現時点では、欧米の審議状況はそれぞれ誠意を持って進められているというふうに私もは見えております。この問題についてどうこうしなければならぬという状況ではないように私も思っております。立法府の中で、自分たちはもちろん承認をするけれども、手続については欧米諸国の足並み、欧米の主要国との足並みもまた十分考えに入れて手続をしたらどうか、こういう御意見もございまして、そうしたことも含めてやろうというのであつて、これはいづれにしても、今年内にそれらの手続が全部終わって一月一日からスタートをするということが各国首脳の間で、繰り返しまだまだな合意で確認をされているわけでございます。ぜひひとつその点は御了承をいただきたいと思います。

○田名部委員 総理、WTOというのは、これは一括して受諾しなきゃならぬんですね。この規定から米だけを切り離すというわけにはいかぬものです。だから、米は反対とかなんとか言ってみたら、あなたがおっしゃる通りに、自由貿易の恩恵を受けてきた。宮澤総理、そこで渡辺外務大臣と二人でしきりに答弁したんですよ。そうしたら閣内不統一だといって今度は怒られましてね、あなたの方の党から。だから、こんなこと知っていて反対していたというんだと、つまみ食いしようとしたのかという気持ちも私も持たなくなりました。だから、さつきこちらの方からやじも飛んだが、こんなことは国会議員として、つまみ食いできないとすればどうするかという判断の中です。余り余計なことを言われぬ方がいいのではないかと私は思います。がね。

大河原大臣、ことしの一月七日に参議院で、自

民党は当時の畑農林水産大臣に対して問責決議を送った。大河原大臣も賛成しました。これは随分きつい問責決議ですよ。三度の本院の決議等に反し、結果として国会を著しく軽視し、農民を初め国民全体を欺いた責任は極めて大きい。輸入国にとつて不公平な結果に終わり、米の品質関税化を初め重要基幹農作物の総自由化を招いた。これにより食糧の安全保障を放棄し、我が国民の生命を他国に牛耳られることとなつて、国益を大きく損なつたことは農政史上かつて見ない大失態だ。こういう決議文でした。また河野大臣も、先ほど答弁にありました。党声明を出された。まあそれはお立場があつたからそういうことだったろうと思ふんですが、今みたいに一括処理だとか何とかと考えれば、それは言いたい気持ちにはわかるけれども、なかなかやれた代物でもないということはわかるわけですね。

その皆さんが反対して、今度はこれを法案、これは外交は継続だというのが法案を出してこれらにいます。まさに「農民をはじめ国民全体を欺いた責任は極めて重大である。」ということは今皆さんがおやりになろうとしているわけですから、まあいづれにしてもこの問題というものは、いつまでも後に残してやるというたぐいのものではないし、今後こういうことが起きてくれれば、今までのお互い互野党問はずとった行動というものは、二度と同じ轍を踏まないということでは私はこれは前進していくんだらうと思ひます。

そこで総理、もう一つあるんですよ。六月二十三日の生産者大会で、思ひ出しました。自民党の山本総合農政調査会長、三度の国会決議をした国会議員が批准を反対しないはずがない、我が党は断固反対する、こう言っているんですよ。その後はあなたでした。社会党代表で、ウルグアイ・ラウンドの後の国内対策はシーリングの外に別枠を設けてやるべきだ。その後、六日後に総理になつたんです。で、私だけは、まことに申しわけありませんでしたと謝つたんですよ。あそこで、ウルグアイ・ラウンドのこと。いや

まあ、やじられたなんというものじゃない。しかし、これは不満があるからといって、それじやガットを脱退するからという、できないんですよ。そのことを私は、なぜそういうことをやつかというのをあのおとき説明しました。これは御記憶あります。

まあこれ、質問しようと思つたが、外交の継続性だと言つても聞きませんが、何であれだけのことが反対になつたのか。それからあの問責決議の後に、十月月たつていますが、この間に何か大きな変化があつた、日本にとつては大変なメリットが出てきたので賛成だ、これはないんですよ。外交の継続性だけで。どうですか、これ。

○村山内閣総理大臣 今御指摘がありました。日比谷における集會、よく記憶しております。

私は、ウルグアイ・ラウンドのこの合意を受け入れることについて、もう与野党問はず大きな問題として皆さんが心配して議論された、これはそうだと思います。社会党も、これは二晩かけて徹夜で衆参両院議員が集まつて真剣な議論をしたわけですよ。その議論の結果、これは今もお話がございましたように、単に農業だけが切り離されて処理をされるのならそれが一番いい、これは国会決議もあることですから、何とかその国会決議は生かされぬものかといつて皆さんが心配して、要求も、努力もされたんですよ。

しかし、全体の動向の中では、これはこれだけ切り離して可決するものではないということもそれは十分承知していることでもあります。同時にまた、今さつきあなたからもお話がありましたように、関税を受け入れるかあるいはミニマムアクセスにするか、この選択もやはりあつたと思ひますが、しかし私は、やはり完全に関税化されるよりもミニマムアクセスを受け入れて、この六年間のうちに国内の対策を万全を期すということの方がある意味ではよかつたのではないかと。今思っていますけれども、そういう政府の努力の成果というものは私にはそれなりに評価していいんではないかと思ふんですよ。しかも、私も

は当時連立政権にも入っており、単に農業問題だけではなく貿易全体、日本の経済全体の立場に立った場合に、これは政府が決断をして受け入れた、やむを得ないというので、苦渋の選択をして私も受け入れることにしたわけですよ。

同時に、それだけにこれからの農業をどうしていくかという問題についてはやはり真剣に考えなければいかぬ。これは当時の細川内閣もわざわざ閣議で了解して一定の方向を決めたわけですから、そのことも受け入れて、私もこれは、これから日本の農業対策をしっかりやらなければいかぬという決意を固めて、同意をするということにしたわけがありますね。

できれば別枠にして、そしてしっかり農業政策を講じていくということが必要だということである。いろいろ議論をいたしましたけれども、先ほど来お話がございましたように、この六兆百億圓、自治省の一兆何千億圓を加えれば七兆になるわけですから、そういう予算も大枠として決めていただければ、別枠にはならなかったけれども、それなりの成果は上げて実現ができたということも私も期待をして了解をした、こういう経過でありますから、御理解を賜りたいというふうに思います。

○田名部委員 別枠かどうかというのは後でやりますが、これは別枠でないと、本当はあの演説と似つかわしくない内容なんです。まあこれは後にしましょう。

そこで、米の特例措置について七年目以降一体どうなるか、それは六年目に交渉することになっております。これはどうですか、決裂すると前のやつに戻るのか、今のままになるのか。これは農林大臣。外務大臣ですか、これは、決裂すれば。

○原口政府委員 もとに戻りませんで、そのままということでございます。

○田名部委員 これはどうですか。この間説明を受けたんですが、七年目以降は白紙だ、事務方は

そう、私どもに外務省も農林省も答えになります。いささか議論になりました。これは白紙ですか。

○東政府委員 関税化の特例措置の七年目以降の取り扱いにつきましては、先生御承知のとおり、六年目の交渉で決められるということでございます。七年目以降も米に関する特例措置を継続するか否かというのは、その時点における諸種のことを考えまして、特例措置の継続を行うということであれば代償等の問題がございますが、そういうことを含めまして、そこで総合的に検討するということが、そういう意味では、いろいろな条件はあると思いますけれども、白紙だということはお考えいただいていると思います。

○田名部委員 白紙だ。どうも私はそう思わないのです。さつき農林大臣何かお答えにならなかったですかね、だれかの質問に。これは全く白紙だ。

○大河原国務大臣 それは、我が国が関税化をとるかあるいは特例措置を引き続いてとるかという意味で白紙でございます。その方針の決定は、今も事務方が申し上げましたように、そのときの農業事情その他、代償措置、追加的かつ相手方が容認できるような条件等について関係国との協議という点に相なっておりますが、それらを見ましてその時点で決めるべきものであるというふうに思っております。

○田名部委員 私は、これは決裂ということはないのであると思うのです。このままいくか、先ほど言った関税化の方が得かどうかという議論は、これからやらなければいかぬですよ、ここで、しかし、常識的にはこれは継続していきましようとなる、受け入れ可能な譲歩を与えるという点になって、その限りでは、白紙と言われどもどうもそうかな。厳密に言えばそういう答えも出るだろうけれども、だめになることもあり得るというのなら白紙と言われてもわかりませんけれども、まだそこまでの結論が出ていないで、こ

こに書いてあるとおりだとすれば、私は白紙と言ふことはおかしい、こう思うのです。

それから、外務大臣、WTOの協定と一九九四年のガットとの関係、これは資料をもらったのですけれども、なかなかわかりませんね、素人には難しくして。

そこで、ガットに加盟している国とWTOに加盟する国の関係がどうなるのか。それからアメリカが、WTOが発足すると、その後すぐ現行ガット体制から脱退という方針が伝えられているが、これがどうかということ、そうやった場合にどういふ影響が出るかということをおっしゃるとお知らせいただきたい。

○河野国務大臣 アメリカはしきりに、直ちにという話をしております。これには、アメリカにはアメリカの思惑があるんだらうと思います。いろいろな説明をして、そうやるのが早くガット体制からWTO体制にみんなを変えろというインパクトもあるんだという説明もございました。そういう点もあるという説明もございましたけれども、それは少し、余り乱暴過ぎないかという議論も我が方もしてみたいことがございます。アメリカにはアメリカのいろいろな思惑があるわけでございますが、私も私としては、できるだけスムーズにこのWTO体制に全体が入っていくということが一番望ましいということを考えているわけでございます。

○田名部委員 アメリカが脱退するという点になると、どうでしょう、アメリカと関係なくなる国が出てきますよね。アメリカはWTO、ほかにはガットに入っています。そうすると、未解決の貿易紛争というのを今やっているのがあります。これはもうだめになるのです。そう理解していいですか。アメリカは、今言っているとおり、自分は抜けて、後をついてくるんだという考えだと思ふのです。日本は両方に入っているということになるわけですね。なかなかこれは、負担金はどうだとか、附属書一、今度は二、三が、新しく通産関係とかいろいろ入ってまいります、そういう

ことで、アメリカ対よその国は一体どうなるんですか。

○原口政府委員 お答え申し上げます。

仮に、ある締約国が、WTOの協定発効後、現行のガットから脱退する場合におきましても、現在係争中の紛争案件に適用されている手続が当該締約国の脱退により不当に中断されることのないように、解決案についても現在議論されているところでございまして、いずれにいたしましても、ガットからWTOへの移行過程において、各国の間の権利義務の義務関係が不安定にならないように、我が国としても適当に対処してまいりたいと思っております。

○田名部委員 時間になりましたから、あとは午後にお願います。

○佐藤委員長 これで田名部君の午前中の質疑は終了いたしました。

午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田名部国務省君。

○田名部委員 私たちが一番関心を持つておるのは国内対策なんです。これは受け入れるときの条件として国内対策をしっかりとやるということでありまして、幾つか質問させていただきます。

先般、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策として六兆百億圓の対策費が決定されたわけでありまして、これは当然従来の農林水産省の予算の別枠として上積みされるのかな、こう思っておりますが、まあ総理、しばしば国会の答弁を聞いておりますと、従来の農林水産予算に支障を来さないよう配慮することとされております。答弁がどうもいま一つ明確でないような気がしてならぬわけですね。これは大蔵大臣にもお伺いしますので、

まず総理の考え方、あなたはこれ答弁しておりますのでね。

そこで、当然、ウルグアイ・ラウンド関連対策については、農林水産省所管の通常予算、二兆八千億あるわけですが、この別枠として措置されていると理解していかうかということ。

○武村国務大臣 先ほど、午前中、総理もお答えいただきましたが、今回の対策はウルグアイ・ラウンド合意に対応する六カ年の新しい事業であるという認識でございます。なお、従来の農林水産予算に対しては支障を来さないように配慮していくという考えに立っております。

シーリングのときから議論はございまして、別枠という表現は、いわばシーリングの別枠という意味で議論が始まったわけでございますが、一つ認めればいろいろな分野で、福祉関係もそうございまして。新ゴールドプラン、あるいは新幹線等々、いろいろありまして、これは別枠という考え方はとらないということで、いずれにしましても予算編成の中で検討をし、適切な対処をさせていただきます。こういう姿勢であります。

○田名部委員 その、一つ認めればということ、それはまあそのとおりでしょう。しかし、これは特殊な事情によるんですね、ウルグアイ・ラウンドという。しかも六年で対策を、国際競争に耐え得る農業というものをやろうというのですから、これは一般の考え方と一緒にしていいんでしょうかね。

で、言葉というのは、まあ役所の人たちは頭いいからいろいろ知恵を出して答弁資料を書くのだらうと思うのですが、従来の農林水産予算に支障を来さないように。この従来のいうのを取ると、まことに立派な文なんです。農林水産予算に支障を来さないようにやる。従来のいうのが入ると、今までの予算のという意味に非常に受け取りやすいんですよ、これ。従来と言うと、古いやつですよという意味にね。だから私は、どうもそんな気持ちにじんでおるのかな。これはわかりません、これからの予算編成を見なきゃわから

ぬわけですから。

ただ、今回の六兆百億のうち——自治大臣の方は一兆二千億、これはまあ別途ね。これはウルグアイ・ラウンド対策なのかどうかわかりませんが、関連のあるものにも使えるでしょう。しかし、この六兆百億のうち農業農村整備事業が三兆五千五百億と、対策費の半分以上を占めておるわけですね。それだけに、これは基盤整備をして、規模拡大をしてということですから、これはまあ結構なことだと思います。これによって農業生産基盤整備が飛躍的に、六年間で国際競争に耐え得るようにするということですから、規模拡大も進むであろう、私はこう理解しておるのです。

ところがこの基盤整備は、昨年の財政審では、先ほど報告がありましたが、Cランクになっておるんですね。私も、これは随分ウルグアイ・ラウンドのことがあからんというところで反対したのですが、財政審がそうだと。で、さっきもいろんな人に答弁しておるのですが、大蔵大臣、勝手に、いや、これはまあBぐらいですか、Cではないみたいだ答弁されておりました。そういう気持ちというものをにじませておったのです。しかし、私も予算の折衝のときに、事務方はこのCというものを忠実に守るので、前回何ほど交渉あったか。大蔵大臣はそうでないと。事務方は、このCランクというものがあっても、これはなかなか譲りませんよ。ですから私は申し上げるので、どうぞその辺のところ、もう一遍お答えいただけますか。

○武村国務大臣 今回のウルグアイ・ラウンド対策では、農業の体質強化を推進する立場から、農業生産基盤整備一般については、高生産性農業の育成に資する農業基盤整備などを重点的かつ加速的に推進をしていこうという考え方でありす。

一方、御指摘の昨年の財政審の報告は、農業生産基盤整備一般を農業基盤整備型という公共事業の一つのタイプとしてまとめた上で、公共事業全体の中では、このような農業基盤整備については

今後は重点的かつ抑制ぎみに扱うべきと、こういう答申、報告ございました。

先ほどお答えいたしましたように、まだこの説明がございしますが、必要が特にある場合を除きと書いてもおりますし、真に必要な事業については重点化をこの農業基盤整備の中でも図っていくべしという考え方が、この表現にはにじみ出ているわけでございます。そういう意味では、今回の六兆百億円の対策費でまとめた中の、今御指摘のような高生産性農業、大きなスケールの基盤整備事業などについては、これはまさにそういう扱いだ、この事業に関してはそういう意味では決してCではないと、結果的にAになるかBになるか、これはそういう評価がいただけることになってもいいんだと、こういう決断で事務当局ともども考えておるところであります。

○田名部委員 まあ結果を見させていただきますけれども、しかし、財政審は財政面からこれを言っているのですよ。ウルグアイ・ラウンドに關係があったからこれはこうしようとか何とかじゃないのです。財政審というのは財政の面からだけ言っているだけであって、そのところはひとつきちつと予算はやってください。

それから、近年農業、農村が厳しいというのは、もう国会議員といわず農家も皆言う。ところが、国全体の予算に占める農林水産省所管の予算というものは、昭和四十六年、一四・三だったのが、それが平成六年にはたったの六・八なのです。それから、予算の伸び率についても、昭和六十年から平成二年、これは連続六年間マイナスの伸び率なんです。言うことは厳しいが、やることは逆なんです、これ。

ですから、いずれにしても、若い農業後継者に誇りを持って農業をやらせようというのですから、きちつとやることにはだれも反対しません。我々だって農家の立場に立つてこういう案をつくったというものを持ってきまして、まことに心強く感じましたよ、私が言っていることをその

まあ大体書いてあるのですから、今までやってきたことを。

ですから、いずれにしても、世界の人口は一年に一億ふえる。環境の問題もある。早晩、これは食糧の危機が来ますよ。食糧が不足になったら、戦が始まりますから。ほかのものと違うのですから。生まれながら亡くなるまで三度三度食べるものですから。そういうことを考えると、いずれにしても不測の事態というものを想定しながらこの予算というものはしつかりやっていかなきゃいかぬというふうに私は考えます。

もう時間がありませんから、大分あるのですけれども、ちよつと総理、どうですか、そう思いますか。

○村山内閣総理大臣 今お話がございましたように、これはもう、人口はどんどんふえていく、それに比例して耕地は逆に減っていく、こういう世界全体の動向から考えますと、この人口と食糧という問題はやはりこれから大変大きな課題になるというふうに思いますし、それだけに、国内の主要な食糧の自給度を高めていくということは大変必要なことだということに思いますから、先ほど来申し上げておりますように、この問題は、単に生産農民だけの問題ではなくて、国民的な課題として、この日本の農業をどうするかという視点から取り組んでいく必要がある問題だということに私は認識をいたしております。

○田名部委員 自治大臣、市町村の財政状況というものは、これは平成五年度の緊急経済対策、これを実施して、非常にやはり苦しいのですよ、市町村、自治体の方が。ウルグアイ・ラウンド関連対策を進めるといっても、これは自治体も負担があるわけですから、自治省の地方財政措置というものがあるとしても求められるということになります。どうですか、これについて。

○野中国務大臣 当然のごとく、先生おっしゃるように、この事業を進めていきます場合には、公共事業部門につきましては農業農村対策事業、あるいは非公共におきましても構造改善事業等、そ

れぞれ従来の地方負担の割合で、一定負担が地方に参るものと考えております。それぞれ、平成七年度を含めまして、地方財政計画の中で地方負担に支障が生じないようにやってまいりたいと存じております。

○田名部委員 大蔵大臣、この予算で、これは事業費ベースですから、六年後に国際競争力がこれで行く、こういうふうにお考えになっておりますか。

○大河原国務大臣 お話しのとおりでございます。我々としては、具体的に申し上げれば、新政策で示した経営体、これが農業生産の、米について言えば六割ぐらいを占める、あるいはコストは、地域によってそれぞれ違いますけれども、五割ないし六割の削減をいたす、そういうような実現を目指してこの事業を進めるわけでございまして、そういう意味では、国際競争力に対して対応できるものだというように考えております。

○田名部委員 米の内外価格差、この目標というのの一体どの辺までが限度か、この辺の目標があったらまたお答えいただきたい。

○大河原国務大臣 内外価格差の問題につきましては、田名部委員十二分に御案内のとおりでございます。我が国農業の規模なり地価なりあるいは労働水準等を見ますと、なかなか厳しい点があるわけでございます。したがって、今度の政策、ただいま申し上げましたような政策によって、あとう限りコストの低減を図り、内外価格差の解消に努める、その姿勢が、むしろその農業サイドの努力、これが大事だというふうに思っております。

○田名部委員 私は、この政府の大綱決定だけで、どうやってこれを六年間担保するのか。その心配は、日本の経済というものはこれからどうなるかわかりません。財政が非常に厳しい状態になったときに、この六兆百億というものは担保されるという保証はないのですか。だからさつきからうるさく言っているのです。このところは、大蔵大臣、もう一たん決めたならばその六年後まで

の達成を目指してやってください。どうですか。

○武村国務大臣 日本農政を転換していく大変な事な六年間の予算だと思っております。財政状況、御指摘のとおり極めて厳しい中でありますが、重点を絞るながら、一つの柱を立てながら、こうした規模の事業費をまわっていただいたわけでございまして、大蔵省としては全力を尽くしてこの事業が予算化されて執行されるように努力をしております。

○田名部委員 先般、連合の政策担当の方々の御意見を伺う機会がありました。もう従来と全然発想が違つて、農家の立場というものを十分やはり考えておるのですよ。しかし一方では、納税者、消費者、そういう立場からも意見を出しておられました。これについても、今回のこの関連対策というのを見たときに、新しい食料・農業・農村政策、この実現を基本にして何をすべきかということとを提言しておりました。あるいは、そういうことが検討されてこの金額あるいは総額をどうするかというところでなく、先にこの金額ありきという感じを受けるという指摘をいたしておりました。私もそう思うのです。何かもう三兆五千億が、これは大体六兆円ぐらいいとおさめるところかなと思つたら、びたつと六兆行つてしまつた。ですから、そんな感じですよ。

やはり何をどうやってというのは余り——私は大分前に、一兆円は必要ですよと、農業者の大会へ行つて、別枠予算の大会に出ていと言われて行つたときに、対策は一兆円必要ですよ。ちょうどこれは六兆円になつてしまつた。まあ先に金額を出した私にもそれは責任があるかもしれぬけれども、いずれにしてもそんな感じを持っております。今までは農家の立場の話ばかりしてまいりましたが、これは一般の国民にどう利益を与えるか、何かあったらお答えいただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣 新しい今度の国内対策におきましては、大きな目標としては、やはり産業とし

ての農業の確立、それから先ほどもお話がございましたような食糧の安定的な供給、特に自給率の低下傾向に歯止めをかけるという点、それから消費者に対して良質、安全な、新鮮なものを、合理的な価格でこれを提供する、それから都市住民にとつても大変大事な農山村、活力ある農山村をつくる、これを政策目標として掲げておるわけでございまして、したがって、全体として、このたびの事業の成果によってその目標が達成されることによつて、全国民的な利益にもかなうものであるというふうにお考えしております。

○田名部委員 大臣、これはもう前から言っていることであつて、六兆百億の利益はどういう影響を受けるかということ、これは前々から今申し上げたことはやつてきて、私も何回も同じ答弁をしてきた。だから、本当はこの対策をやることにしようという利益を一般の国民が受けるかということとを一番考えておいていただきたい。

それと、きのうも地元の町村長が来ました。農林省からも来てもらつて話を聞いた。まあとにかくわかんないのです。前回、五十六年の一部改正のときも、これは一年かけたんです。これは二カ月です。今、今回、末端へ行くの大混乱。それは町村長もあれだけ聞いて、まあ何とかわかつたかなというんです。一般の農民はこれはわからぬのです。これを実施すると非常に混乱が起きます。徹底して農民の理解を求めていくという作業もやってください。

それから政府米ですが、審議会の意見を聞いて、自主流通米の価格の動向、それからその他の米穀の需要と供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌して、これは前から徹夜して大臣と私は一生懸命やつた、この部分ですよ、という計算方式でやるか。かつては、米価の意見を尊重し、米価は据え置くものとすると案をつくりましたね、二人で。どこから見たらつながりはないんだ。

だから、そういうことで私が言いたいの、今の地域方式を改めるんだらうと思う。どう改めて

も、米価が上がれば農民は安心する、下がれば怒るといふことですから、なかなか決め手というものはないので。それじゃ一俵供出したところもちゃんと計算に入れるかといつたら、これは膨大な高い米になる。切ればそこから下がまた不満が出てくるというところで、なかなかこれは難しいのですが、このことを見ると、どうしても、自主流通の部分は市場で決める、残つたのはやはり政府でやる。

また徹夜で毎年これからおやりになるのはやめたらどうかと私は言っているのです。もう米審で決めさせる。米審へ持つていくと、周辺対策がいっぱいあるものですから、私たちに米価だけ決めさせて、そんなものはそちらの方でおやりになるというのはおかしいじゃないですかと言つて随分やつて、私はこれを改革します、こう言つたのですが、その後どうですか。大臣のところでは検討していますか。

○大河原国務大臣 従来の食糧制度のもとにおきましては、政府買い入れ価格については、お話しのように米価審議会の意見を聞いて決める、生所方式で決める。それについて各般の論議があり、政治的ないろいろな御主張もあつたというわけでございまして、このたびは、今度は法文上も明らかに、政府米の価格の決定については、流通の主流をなします民間流通としての自主流通米、その需給事情と価格動向、これを基本として、なお生産コストその他の生産条件、物価あるいは経済事情、そういうものを参酌して再生産を確保するように決めるということで、ずばり従来の食糧法の生産者価格の決定とは異なつた考え方をとつておるわけです。

市場流通の方のやつを政府米価格にも反映させ、それによつて米価全体の価格体系を維持しながら、あるいは市場の需給なり品質評価、それに応じて稲作生産も誘導する、そういう考えで決めておりますので、それになつた算定方式をこれから検討したい、さように思つております。

○田名部委員 大分まだ質問事項が残つております。

すが、もう途中でこれはやめざるを得ないと思います。

そこで、この政策というものは農家がやるんですよ。我々じゃないのです。その農家の人たちがどうやって意欲を持ってやろうとする気持ちになるか、ここは大事ですよ。そういうことを考えると、土地を集積して規模拡大していく、まあお金はかかりますよ。負担金はまた幾ら安くしたといつたって、前にやっていたやつをまたやるとなるとさらに借金がかさむ。ということになると、この間の一定の米価水準というものは、ある程度目標を持っておかなきゃならぬのではないかと。要するに、もうけの中から返していくわけですから、そこを全くと無視して米価を上げ下げすると、今度はここに影響が出てきますからね、農家に。そのところは私は心配しておるのです。生産意欲はわいてきませんし、使わなければ六兆百億は何にもならぬですからね。

そういうことを考えること、私もあちこち見るのですけれども、町長さんなんか先頭になったり農協がやったりしてやっておりますけれども、これはやはりそういう人たちが関与してやらぬと、農家が一人で十町歩、二十町歩まとめてやれといつたって、これはなかなかできない。それから、やるについても、私は出世払いさせたらどうか。金を出すとというのはえらい抵抗があるんですよ。だからかまとめてくれて、そこで農業が始まって、もうけの中から返していくということなら、この間聞いたら農家の方、それならまあ一番いいな、こう言っております。どうぞそういうことも検討してみたい、どう思いますか。

次に、計画流通米以外の米についてであります。これも今度は過料十万円ですよ、届け出しない者は、なかなか守るかなという気があります。今までだって、現行法でも政府に売り渡さなければ三百万の罰金ですよ、懲役二年以下。ところがこれ、やったことはないんですよ。裁判やると勝てないし、大湯村なんかもうどうにもでき

なかった。あるいは川崎事件、これも何回も食糧庁長官、しつかりやれと言つたてでできなかったんです。そういうことを考えると、この過料といふものはどうだろうか、農家個々に。一方でいろいろな規制を受ける、受ける中でやらなきゃ十万円取るぞ、こういうふうになるとどうですか、これは。

○大河原国務大臣 今度の計画流通制度は、事々しく申し上げるのは恐縮でございますが、従来の食糧制度のもとにおいては、食糧法の三つの規定によりまして、生産者は原則として政府に売り渡し義務を負う、例外として、政府が直接買い買しないが、一定の単線的なルートで販売する自主流通米、その制度でございます。生産者は政府に対する売り渡し義務を持っておたわけでございますが、このたびはその三つの規定を廃止いたします。したがって、計画流通米は消費者に必要な数量の安定、計画的な流通のために、食糧法の一の需給の安定、供給の安定を受けて制度としてつくられるわけでございますが、その制度に乗るかどうかは、これは生産者の選択でございます。

ただ、計画流通と計画流通外を合わせた全体の流通量はやはり需給調整上必要なので、したがって、生産者の方にその計画外に乗ることについての届け出だけをお願いということでございまして、これは計画全体の流通秩序維持のための、一種の秩序維持のためのもので、それに対する違反は行政罰でございまして刑罰ではない、そういう考えでございます。

○田名部委員 一生懸命やるようになった農家に余りそういうことは私はなじまないと思う、国の言うとおりにやっておるんですから。これからの問題は、需給調整、例えばミニマムアクセスの分はしませんよ。ところが前の方を見ると、余ったときは調整するとなるとわからぬのですよ。こっちはそのままですと言つたて、こっちは減らせば、お金に色がついていないと同じで米にも色はついていないのですから。そう言いつつも農家の皆さんも戸惑っているのです。価格が

今度は下がると困る。しかし、そう言つたて、約束は次々にほごにされて、おもしろくないという気分も持っておるというのが現状ですよ。

ですから、日本は足りないときは輸入するが、余ったときは売れないといふのでみんなが苦しんでいるんだ。何かひとつこれは輸入、これは外務省も問題あつて、なかなか難しい問題なんだ。しかし、中国、韓国、アジアのどこかと一緒になつて、余ったときはお互いに、これは売れば問題があるから、貸す、助けてあげる、しかし、こっちは困ったときは貸してくれといふことで、備蓄の範囲内でそういうことを考えれば、多少つくつたて今度問題はなくなるわけです。

だから、余りつくれの減らせのといふことではなくて、何とか農家が一定の生産ができる体制といふものを、これはどういふ方法がいいのか、外務省から言わすとなかなか貸し借りといふのは難しい面もあるんだと思うのですが、何かやはり知恵を出して、お互いに食糧不足になれば足りなくなつたところは貸してやる、冷害もあれば何もあるわけですから、どこの国も。そういう仕組みといふものをつくれなかなという気がしてならぬわけです。

時間のようです。これから終わりますけれども、大分残しました。あとまた機会があればぜひお伺いしたいことがありますので、きょうはこれで終わりますけれども、どうぞ、私も一年九ヵ月、農家だけは絶対泣かせぬ、こう言つて話をしてきました。しつかり引き継いで守つていただきたい、よろしくお願いして終わります。

○佐藤委員長 今、千葉国男君から関連質疑の申し出があります。田名部君の持ち時間の範囲内でこれを許します。千葉国男君。

○千葉委員 米どころ宮城選出の千葉国男でございます。改革の皆様の御許しをいただきまして、WTO批准の問題、それから新食糧法について、またウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う関連対

策について、総理並びに各大臣に質問させていただきたいと思ひます。

村山総理、APECの旅、大変御苦労さまでございました。新聞報道によりますと、首脳会議は、経済成長の基礎は開放的な多角的貿易体制であることと認識が一致した、また、それを具体化するには、WTO、世界貿易機関を九五年一月に成功のうちに発足させるよう努力と協力を呼びかけた、こういうふうになられております。

ところで、アメリカでは中間選挙がありまして、共和党大勝利といふことで政局が大きく動いて、共和党内閣というところで、既にアメリカの受諾手続状況につきましては、下院では十一月二十九日、上院では十二月一日、本会議で採決の予定である、このように言われているわけですが、総理が今回苦しい立場に立たされたクリントン大統領と直接日米首脳会談をされた感觸として、その辺のように総理としてクリントン大統領の決意といひますか。そういうものをとお受けとめなのか、お願いしたいと思ひます。

○村山内閣総理大臣 クリントン大統領とお会いをしまして、中間選挙が終わつた後の状況についても若干お話を承りました。その中で、特にウルグアイ・ラウンドの合意に基づく実施法案につきましては、今月末に議会で審議をされ成立することができると考えている、こういうお話を承つてきました。

○千葉委員 どうか総理におかれましては、その見通しに誤りのないよう対応をお願いしたいと思ひます。

次に、外務大臣にお伺いしたいと思ひます。一昨日の十五日に、欧州裁判所がかねて懸案でありました判決が出た、こういうふうに乗つておりますが、WTO協定につきましては、EU全体が署名をするあるいはまた各国が署名する、このように分かれていくわけですが、今回それぞれ署名を行う、こういうことが決まつたようでございます。そう考えましたときに、既にドイツ、イギリス

は国内手続が終了しておりまして、あと一番影響
力のあるフランス、それからイタリア等も今審議
中である。こう考えましたときに、今後手続のお
くれているフランスとかイタリアの場合はど
ういうふうな状況になっていくのか、その見通し
について教えていただきたいと思ひます。

○河野国務大臣 ドイツ、イギリスについては、
議員お話しのとおりでございます。フランスにつ
きましては、十一月末ごろに国会に協定を提出を
いたしまして、秋の国会会期中、すなわち十月二
日から十二月二十日までが秋の国会と聞いており
ますが、審議が終わる予定である、こういう情報
を得ております。イタリアにつきましては、上院
は通過し、現在下院で審議中だ、十一月末まで
は議会の承認が得られる見込みだ、こういう報告
を得ております。

その他、ヨーロッパの国はいずれも現在審議中
の国が多うございまして、いずれも年内に審議を
終えるべく審議が進んでいるというふう聞いて
おります。

○千葉委員 このWTOの批准につきましては、
何といつてもアメリカ、それからEUの影響とい
うのは多いと思ひますし、先ほど来確認されてお
りますように、日本のあり方についてしっかりと
対応をしていきたい、こうお願いしたいと思ひま
す。

それから、二〇〇〇年以降の貿易ルールを決め
る新たな交渉イシューということでは、環境問題
が大きなテーマとなる、このように指摘されてお
ります。WTOは世界貿易機関の訳語であると言
われていますが、たまたま私ばつとローマ字を見
ましたら、このWというのはウォーターのことか
な、それからTはツリーで木のことかな、Oはオ
ゾンで、何かそういう水と木と酸素、こういうこ
とをあらわしているようなふうに、ばつと見たと
きに思ひつきました。これからの貿易も非常に
大事ですけれども、環境あつての貿易である、こ
う考えたときに、やはり世界貿易機関は環境問題
なしにはもう語れない段階に入っていると思ひま

す。

そういう意味で、ラウンドの中であるいは会議
の中で、これまで環境問題がどのような経過を経
て語られてきているのか、教えていただきたいと
思ひます。

○河野国務大臣 環境問題は、ウルグアイ・ラウ
ンドにおいてはいわゆる正式の交渉対象とはなっ
ておりませんが、貿易と環境に対する強い
関心というものがございまして、したがいまし
て、世界貿易機関、すなわちWTOでございま
す。設立協定の前文におきまして環境への言及が
なされておりました。また、本年四月のマラケ
シュ閣僚会合におきまして、WTOの一般理事會
の第一回の会合におきまして、貿易と環境に関
する委員会を設立することが決定されております。
また、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果作成され
ましたWTO協定のうち、農業に関する協定、補
助金及び相殺措置に関する協定、技術的障壁に関
する協定などに、貿易と環境に関連した規定がご
ざいます。

なお、次のラウンドについて国際的な話し合い
はまだ始まっておりますが、環境と貿易の問
題は、ウルグアイ・ラウンド後の重要課題の一つ
としてWTOやOECDなどで検討が進められる
予定でございまして、我が国としてもこれに積極
的に参加をする所存でございまして、

○千葉委員 ぜひそういう姿勢で取り組んでい
たきたい、こう思ひます。

次に、新食糧法案、主要食糧の需給及び価格の
安定に関する法律案について、農水大臣にお伺い
を幾つかしたいと思ひます。

本案は、一つには、ガット・ウルグアイ・ラウ
ンド農業合意を受け入れる、これに伴つて関連の
規定を整備する、こういう面があると思ひます。
もう一面は、昨年来の大凶作で、またこの昭
和の初めの食糧法の実態というものが要するに現実
から大きくかけ離れた制度になつてきた、そうい
うことで、追ひ詰めた形で見直さざるを得ない
、こういうふうな二つの契機があつて今回この

新しい法案が提出されたと思ひつて、食糧制度
が、その間、農政審議会におきまして、食糧制度
の見直し、そういうものが行われ、検討がされて
まいりました。各方面いろいろ動きがありまし
たが、特に最終段階になって、与党三党との調整
の結果、この現在提出されている法案が固まつて
きたのではないかと、こういうふうな言われている
わけですね。率直に印象を申し上げます、農政
審の答申から大分後退したんじゃないか、こうい
うふうな思ひつております。

例えば、今、規制緩和、非常に叫ばれている時
代ですが、生産者や一般の国民の期待から、この
規制緩和という面でも今回ちょっとやはり問題点
が残っている。例えば一次集荷業者、これと生産
調整、その指導を集荷業者がやる。結果的にそこ
で人間関係が強くなつていきますから、当然この
一次集荷への新規参入の道が困難になつてくる、
こういう状況が実は生まれております。

あるいはまた、大騒ぎをしたあのやみ米騒動が
あつて、不正規流通米をどうするか、こういう問
題があります。今回はそれを容認をするという
形に一方ではなつていて、それから計画外の出荷
については届け出義務を負わせた。それにもし違
反した場合は十万円以下の過料を科す、こういう
ふうになつておりました。どうもこの間の事情が
何となくわかりにくくなつていふような気がいた
します。

どういう理由でこういうふうな後退をしてい
たのか、農政審の報告から見るとどうなつてい
るんですが、その辺の間のわかりやすい事情をぜひ
大臣からお願ひしたいと思ひます。

○大河原国務大臣 基本的に申し上げますと、農
政審議会の答申は、いわば若干抽象的に一つの米
の管理システムについての、それぞれの部門につ
いての意見といひます。提案がなされておつた
わけでございますが、具体的な法律制度として固
めたのが今度の法案でございます。したがいまし
て、その点についての印象と申しますか、そうい
う点についての受け取り方の違いがあるのではあ

るまいかというふうな思ひつております、一つはで
すね。

それから、千葉委員が御指摘になりました生産
調整の問題につきましては、従来からもさうよう
でございましたけれども、やはり生産調整は、この
たびも生産者、地域、この意向をできるだけ尊重
するといふ過程で生産調整の配分が行われるわけ
でございますが、その場合には、一種の登録出荷
業者も、やはり米が何はつくられるか、それを何は
出荷として契約を結ぶかということで、生産調整
とは表裏した関係にあるわけでございます。こ
れは何も農協でなければできないということでは
なくて、現在も、商系の取扱量は全体の五%にす
ぎませんが、商系の取扱業者もそのようにやつて
おるわけですね。したがいまして、新規参入につ
きまして、法律にも書いてございまして、登録
録については、一定の資格要件があればこれは自
動的にその資格が得られるということございま
して、その点では御懸念のことではないのではある
まいかというふうな思ひつております。

それから、先ほど田名部委員からも御質問ご
ざいました。計画外流通でございまして、これ
は従来の食糧法によつて、委員よく御案内のと
おり、もう国に対して生産者が売り渡し義務を
つちかけられてルートも特定されるということ
ではなくて、計画流通米制度に乗るかどうかが
生産者の選択になつておるわけでございます。た
だ、計画外流通米として流す場合においても、全
体需給を把握する観点もございまして、そういう
視点から、やはり需給の安定という点から、その
点は計画外流通に回す生産者からもある意味では
御協力を願わなくちゃならない、そういう秩序維
持と申しますか、そういうことでやつておりまし
て、後退といふふうには私は私どもは考えておりま
せん。

○千葉委員 今大臣から、後退ではない、それは
印象論ではないか、こういうお話がありました
が、結局何といひますか、今回見ますと、これだ
け長い歴史を経ているわけですから、どうしても

一挙に大きな変化をもたらすことが困難ではないか、こういうことから、中を取り持ったような暫定的な案にどうしてもならざるを得ないのではないか。

ですから、私は、申しわけありませんけれども、この法律のもとで果たして六年後まできちっともって、本当に今後も食糧の安定供給ができるのかどうか、実は大変心配をしているわけなんです、その辺大臣、国民の皆さんにはつきりと腹構えを、間違ひなくちゃんと安定供給させる、このように言っていたのだと思います。

○大河原国務大臣 新食糧法案におきましては、従来の食糧制度を廃止する、ただし価格と需給の調整を行って供給の安定を図るというのが基本でございますが、政策手法を変えて、従来は政府が全量管理を建前として、それで今も繰り返し申し上げておりますような生産者の政府への売り渡し義務、これを担保として流通規制をやっていたのを、民間流通である自主流通米にいたすということで、これが今の米経済の実態に合うということとを前提として、しかも安定流通、価格の安定形成等に配慮してつくり上げたものでございます。したがって、現在の米経済の実態、今後の動向について十二分に把握いたしまして制度を組み立てたつもりでございますので、単に六年とか時限的なものとは考えておらないところでございます。

○千葉委員 今、六年に限ったことではない、こういうふうにお話ございましたが、私は、今回のこの生産調整の問題を含めまして流れを見たときに、生産調整が本当に円滑にいくのかどうかというところが非常に決め手になってくるのじゃないか、こういうふうな思っております。一説には、手挙げ方式であるとか、あるいは全体の調整をとるなりながら個人の意向を尊重する、全体調整をとるといって、また個人を尊重する、これは非常に難しいわけでございます、どういふふうなことを一体それでやろうとしているのか。国とか町あるいは農協、農協以外の一次集荷者がいろいろ協力

をしていただく体制になると思うんですけれども、実施する場合の大変な苦勞に対して、具体的にこういうふうにするんだというようなものがありまして教えていただきたいと思ひます。

○大河原国務大臣 生産調整につきましては、過去にももう二十年以上やってまいりました。いろいろの問題がございましたが、国の需給の見通しなり需給計画に基づいてその総生産量なりあるいは要調整量を決めまして、それを各県なり市町村というところでお願いをして、そして現場で生産者団体なりあるいは集荷業者等々、関係者が一丸となってそれをやつてまいりましたわけでござい

ます。その際は、従来は一種のペナルティー的な措置もございまして、生産調整の非協力者にはその分を次の年の面積にペナルティーとして追加するとかいろいろの問題があつたわけでございまして、そういうような強制的な措置は今回はとらないということでございます、あくまでも生産者なりあるいはその地域の皆さんとの話し合いを尊重しながら進める。

今もその点がややなまぐらではないかといううなお話もありますけれども、それで建前といたしますが、一方では、十分御案内のとおり、今度の制度では政府買入れを実施者からいたしますし、特別な助成金も用意をいたす。それから、生産調整の手法で転作、何か作物をつくらなければいけないというふうなそういうような点ではなくて、むしろ渾田とかいろいろ条件がある場合には水を張って休んでもらう、水田段階の生産調整というふうな手法も取り入れて、弾力的な対応が生産者からやつていただけるような手法も工夫しなければ相ならぬというふうな思っております。

○千葉委員 今大臣から、ペナルティーはしない、また地域との話し合いをする、こういうふうなこととございましたが、何といひますか、そういう減反調整が少なくて済むような段階ならば、そういう話し合いも、意向も尊重できると思ひますけれども、既に昨年の大凶作からことは大豊作になっておりまして、生産調整を考えたら、大

臣、心のうちは目の前が真っ暗な状態になっていんじゃないかと私は実は思っているわけなんです。

ですから、七米穀年度末の持ち越し在庫量、見通しについて確認をちょっとしてみたいと思ひますが、先ほど来出た輸入米がまだたつぷり残っておりますし、それから当然年度末に最初から備蓄予定にいた在庫量が六十六万トンある、それからこの米不足の中で米消費が逆に減つてしまったという経過もありまして、それも三十万トンぐらゐあるんじゃないか、こういうふうな言われておりまして、それにミニマムアクセス四十万トンが入ってくる、こういうふうなそれぞれ計算をしていきますと、大体、もうみんな含めてしまつて来年度末だけで三百万トンぐらゐになるような私の計算なんです、それについてちょっとお願いいたします。

○大河原国務大臣 全体の需給等から、ただいまの委員御指摘の点についてお答え申し上げますと、まず緊急輸入米につきましては、これは大変残念、遺憾でございますが、別途の息の長い処理をしなければならぬ。したがって、需給関係を考える場合にはあくまでも国産米でやっていかなければならぬという点が第一でございます。

お話のとおり、いわゆる在庫保有、備蓄につきましては、昨年の大凶作がございまして、二年間で百三十万トン、したがって今の米穀年度、来年度の十月末では六十数万トンを予定し、さらに八年の米穀年度末では百三十万トンということとを予定しておたわけですが、作況指数で一〇九というふうな豊作によりまして、ほぼ来年度の十月末に百五十万トンぐらゐに達するのではあるまいかという点がございまして。

したがって、その点を前提として、その在庫が自主流通米の供給あるいは販売環境について大変なマイナス要因に働くのではあるまいかというところで、この点について、やはりそのための一つの生産調整の目標についての考え方を検討しな

ければ相ならぬということ、一方では、きょう午前中いろいろお話が出ましたように、やはり稲作経営の安定という視点から二年間据え置きだというふうな農家の意向、この点についてどういふうな調整をいたすか、今生産者団体と話し合つておるというところでございます。

○千葉委員 ですから、八年度でやつと百三十万トン在庫できるかなというときに、もう来年度で既に三百万トンクラスのお米があるという状況になつてくるわけですから、計算的にはですね。その中でぜひ確認をしておきたい点は、今回のこの農業合意の受け入れに対して、平成五年十二月七日の閣議了解といたしまして、米のミニマムアクセスの導入に伴う転作の拡大は行わない、こういうふうな約束をしていただいているんです、現実には豊作にもなつておりますし、それから消費の量は減退してございますし、転作面積を拡大しない限り実際にお米が余つてしまふ、こういうことになつてくるわけですが、すると、これがミニマムアクセスのお米でこれは普通のお米と、米にいろいろ、外国米ですからつけられればつけられませんが、そのために、そつちはやりませんよといつて言葉だけになる。本当にそういうことが守つていただけるのかどうか、どのような手段でこの決定を守るのか、もう一度御確認をお願いいたします。

○大河原国務大臣 転作面積の積算につきましては、これは御案内のとおりでございます、需給のギャップ、その分をどうするかということでございますが、これは積算上明らかでございます、豊凶あるいは消費の減退、それに伴う通常の転作面積の増減は過去にもしばしば行つてきたところでございますが、ミニマムアクセスに伴う上乗せの転作面積の増加、これははつきり積算上も出るわけでございますから、したがって、その点は昨年の農業合意受け入れの際の政府の方針を守るのとは当然であるというふうな思っております。

○千葉委員 ウルグアイ・ラウンド農業交渉を含む

め世界の流れを見ますと、国内の農業保護は削減の方向にやはり進んでいると思うのです。これから貿易の自由化もますます攻勢が強くなってくる。

こうなつてきますと、国内的にお米は余つてい、米価は低下していく傾向にある、こういうふうになりますと、政府米価について需給の動向を反映させるほか、米穀の再生産を確保する、こういうふうに表示一体の表現になつていくんですが、生産者からいへば再生産できることをぜひお願いしたい、こう思いますし、一般的な経済原則からいへば、これだけお米も多くなつてきているわけですから、どうしても価格が下がる、安い方向へ行く。こう考えたときに、この問題を本当にどうクリアしていくのかというのは大変な私は問題だらうと思つております。具体的には米審にお願いをするとしようかなとも聞いておりますが、政府米価についての基本的な考え方、今までのいろいろないきさつがあるのですが、総理、いかがでしょうか。

○大河原国務大臣 お許しを得まして、私から先に御答弁申し上げます。

生産調整の実施者から買い入れることになりま、す政府米につきましては、米価体系のやはり整合性ということから、基本的に、自主流通米の需給動向なりあるいは市場評価、それを反映した価格を基本とする。なお、参酌事項として生産コストを含む生産条件等に配慮して、その再生産の確保をするということをごさいますして、その基本に基づいた新しい算定方式をこれから検討いたさなければならぬというふうにしておるところでございます。

○千葉委員 今大臣の方から新しい算定方式ということが言われましたけれども、農家の生産費や所得を確保するために各国でもいろいろ研究開発されているわけですから、将来において、例えばアメリカで実施している不足払い制度みたいなものを考えざるを得ない状況になつてくるんじゃないか、こういうふうなこともいろいろ意見

が出ていられるわけなんです、それについてどううお考えを持っていますか。

また、生産調整をする場合に、この生産調整の奨励金、一番大事なのはその水準がどのくらいなのか、こういうことになつてくると思ひますが、今までは村の論理で、みんなでお話し合いをして何となく無言の圧力の中で決まつていくという、こういうやり方が長い風土の中にあつたかと思ひますが、これからは生産調整に参加する生産者というのはやはり経済的メリットがきちつとある、こういうことがあつて納得して参加していただく。そういう意味で、選択に値するだけの助成の水準というものを考えていかなければいけないんじゃないか。こういうことについて、どのように基準を考えていらっしゃるか。

○大河原国務大臣 お答え申し上げますが、前段の価格政策について、所得補償的なものに転換することが必要ではあるまいかという御議論でございますが、これは相当慎重な検討を要するわけでございまして、一種の需給事情により決まつた価格あるいは一定の幅でこれを保証するということから進んで、所得補てん的なものに進みますので、やはり消費者に価格政策を通じてある程度負担していただいたものを、財政がこれを負担するというような困難な問題も持つておるところでございます。今後の問題としてはなお慎重な検討を要するのではあるまいかというふうに思つております。

なお、大変この点についてはお答えにならないのですが、助成金の問題ですね。委員御指摘の生産調整の助成金の水準等については、生産調整の実効が上がるような水準は何としても確保いたさなければならぬという程度で、まことに抽象的でございますが、そういう考えでございます。

○千葉委員 話はちよつと変わるのですが、農産物検査法についてちよつとお願ひしたいと思ひます。

今回の考え方に立ちますと、米麦の生産者は今まで、売り渡す場合、その売り渡す前に国の検査

を受ける、こういうふうになつて定めていられるわけですが、今回の規定によりますと、国は全量管理を前提とするのはやめたんだ。ですから、今まで国が責任を持つて品質を管理してきたわけですから、どうも、こう考えたときに、これからは全量管理の時代じゃないんだから、民間の自主流通主体になる考え方に立てば、品質に対する責任も、国が負わなくても民間で負つていくのではないかと、こういう思い切つた転換も今考えるときではないか、こう思つております。

今日まで国の検査をしてきた役割はそれなりにあると思ひますけれども、今日のように情報が発達して、消費者が賢く自由に選択できる時代になつてきたわけですから、生産者は買いたたかれないように自由に販売先を開拓していくとかいろいろやつて、この問題に大きく転換を図るべきである、こう思つておりますが、いかがでしょうか。

○大河原国務大臣 従来の農産物検査につきましては、公正かつ円滑な取引ということから、国による農産物検査が行われたわけでございまして。これについては実は、やや長くなりますが、戦前からの検査制度は、かつては産地の自主検査だったのを、消費地側からその点についての、必ずしもそれに対する信頼がなかった。したがって、都道府県管轄検査の時代もありまして、最後は食糧制度等の、戦時中の食糧制度によつて、やはり検査官の仕事とは、検査とちよつと、国が買い入れるもので、それから検収業務と両方兼ねてやつてきた、役割を演じたわけでございまして、そういうことで今日の検査制度が、国の検査があるわけでござい

ます。

消費者の側は、特に産地品種銘柄とか品質等について敏感になつておる、またその点についての期待も大きいわけでございまして、果たして民間自主検査によつて、その辺の本来の検査に対する要請なり消費者の要請が満たされるかどうかという点については、なお慎重な検討を要するのではあるまいかと現段階では思つております。

○千葉委員 今、歴史的な経過等も踏まえたお話がございましたけれども、私はやはり、品質については民間が責任を持つ、そういう検査体制に思ひ切つて改めるべきである、このようにお願いを申し上げたいと思ひます。

それで、現在食糧庁が一万人ですが、それでそういう食糧事務の方々が五千人ぐらゐ、こゝう言われているわけですから、要するに新しい時代に対応した、そういう仕事をまた開発をしていけばいいと思ひます。もう何かリストラなんだからやめさせる、みんな人生がかかつていゝるわけですから、そういうことはいけないわけですから、例えばこれからのことを考えますと、世界の人口が将来八十億になる、そういうふうなことを言われているわけですが、その中で今回のように、日本が世界の国々から、日常的にもあるいは大変なときに、いろいろなそういう輸入の問題でお世話になつていられるわけですから、この世界の農業現場がどういう状況なのか、そういう情報システムの整備を急ぐとか、いろいろな国内の中でもそういう新しいものを見つけてそういう転換を図つていかないと、どうしても過去の体制にしがみついてなかなか新しいことができない、それでは前進はできないのじゃないか、こういうふう

に思ひます。

あともう一つ、今一番消費者が求めていらつしやるのは、やはり食の安全性ということだと思ひます。今年度の輸入米騒ぎに見られるように、その中でその体制が果たして十分であつたのか、こういうふうな考えたときに、十分とは言えない状況ではなかつたかと思ひます。そういう意味で、食糧庁も供給サイドに立つ側として安全性の確保にもつと積極的に取り組むべきである、こう思つておりますが、初めに農水大臣、それから厚生大臣の方からもぜひお願いをしたいと思ひま

す。

○大河原国務大臣 御指摘のような点はまことにしかるべきだと思ひかけてございまして、ちなみに、昨年から本年にかけて輸入いたしました緊急

輸入につきましては、これは四分の一世紀も主食用の米を輸入したことがなかったものから、非常にその安全性については我々としても配慮したわけでございまして、まず輸出先国への船積み前に輸出業者としての安全検査をして、こちらへ参りまして農林省が、厚生省の指定検査機関、これに対して検査をし、さらに厚生省が所要に応じてのダブルチェックをするという、トリプルチェックと申しますか三段階のチェックをいたしまして、その安全性についての努力をした。まあ当然のことかと思えますけれども、いたしました。

したがって、ミニマムアクセス米等についても、今後その点についての十分な、農林省としても供給者サイド、委員のお言葉をかりれば供給者サイドとしての安全性についての責任を持たなくてはならぬ、さように思っております。

○井出閣下 答えていただきます。

今回の緊急輸入米に対する安全対策につきましては、今農林大臣御答弁くださいましたが、厚生省といたしまして、農林省と連携をとりながら万全の対策を進めたつもりであります。幸い、どの国からの輸入米につきましても、検査の結果はすべて、基準を上回るものはなかったというわけでございます。

いずれにいたしましても、このたびのWTO協定の農業協定の締結により、今後、米のミニマムアクセス等、農産物の輸入制限の緩和措置がとられてまいるわけでございます。米などの農産物を含む食品の安全性確保は、国民の健康を守る上で極めて重要であると考えております。

このため、検査所の食品衛生監視員の増員、これも実はここ六、七年の間に三倍近くの増員を見てはおるのですが、さらに厳しい定員枠の中でふやしていくなくてはならぬとは考えております。及び、高度な検査を実施する検査センターを横浜及び神戸検査所に設けるなど、従来からも輸入食品の監視体制の充実整備に努めてまいりました。が、国内で流通する米などについても、保健所の

食品衛生監視員による取去検査で対応してまいりました。昨年の実績は、特に地方公共団体にも御協力をいただいたわけでございますが、食品衛生監視員数は昨年七千三百六十三名、取去試験検体数は五十五万六千件を数えておるわけでございます。

そんな意味で、今後とも地方自治体とも連携をとりながら、米初め食料品の安全確保に努めてまいりたい、万全を期してまいりたいと考えております。

○千葉委員 今、食の安全性について両大臣からお話をいただきましたが、今後油断することなく、この安全性についてはしっかりと強化をしていただきたい、こうお願いしたいと思っております。

次に、関連対策について御質問させていただきます。

御承知のように、昨年十二月、細川内閣の時代にぎりぎりの苦渋の選択をした、こういうことでこのガット・ウルグアイ・ラウンド合意を受け入れたわけでありまして、これは昨日のことのように記憶に新しいところでございます。世界の中の日本として、資源が乏しい我が国が貿易で今日の発展を勝ち取ってまいりました。そういう意味では、この自由貿易の原則を外すわけにいかない。しかし、これを、合意を受け入れれば、我が国の農業、農村に与える影響は深刻だ、こういう中で

のぎりぎりの選択であったわけですね。当時、社会党も連立与党の中にありまして、大変な党内議論をお互いにさせていたわけでありまして、そのとき、受け入れのときの委員長としての心境、いまだにまだ生々しく残っているかと思いますが、ぜひお聞かせをいただきたいと思っております。

○村山内閣総理大臣 今、委員からお話もございましたが、お話を承りながら当時のことを思い起こしておるわけでありまして、これは国会、衆参両院を通じて何度か決議もいたしておりますから、この交渉の中で、一般のものと違つて、農業というのはやはり自然を対象にして生産

をするものですから、計画的に確実に物がつくれるというものではございませんので、例外として扱えないものかという意味で私どもは要求をいたしましたし、当時の生産農家の強い声もございましたから、何とかそういう方途は講じられぬものかという努力をしてまいりましたけれども、最終的には関税化がミニマムアクセスに転換をされて、若干この日本の要求については配慮をされたのではないかとようなこともござい

ますし、同時に、今お話もございましたように、単に農業だけではなくいろいろな問題点、多角的な貿易の自由化ということが我が国にもたらす利益というものは判断をすれば、これだけでも全部を否定してしまうという事はできないのではないかと、何よりも国民の期待にこたえる連立政権の役割もある、こういうことから、私どもは最終的に政府の決定したことを受け入れるというので同意をいたしましたわけでございます。

それだけに、この受け入れ後の農業に対して、あるいは農村に対して、あるいは食糧問題に対してどういう取り組みをしようかということは大変大きな責任があるということから、党の本部の中に対策本部もこしらえて、私が委員長として本部長になって、政府と一体となってこれらの農業政策を推し進めて、本当に農村も安定をするし、国民も安心をする、こういう農業をつくっていきたいものだという決意で取り組んできたい、こういうふうな考えておりました。

○千葉委員 今総理から、当時を振り返つての、重大な決意をしてこの合意を受け入れたときの心境を聞かせていただきました。そのときに一番の条件は、万全を期す、国内対策を本当にやつて、これだけ影響を受ける方々にこたえていくんだ、こういう決意で、今もそういうお話がありました。私たちが、田連立の時代に緊急農業農村対策プロジェクトチームをつくりまして、数十回にわたつて、どうやったら本当にこの対策ができるのか、こういうことをずっと勉強させていただきま

したので、政権が交代をして総理がそのまま政府の緊急農業農村対策本部を、こういうことでよろしいわけですね。それで関係大臣の方々が副本部長、本部長、こういうことで認識しておりますが、大変お忙しい総理とは思いますが、総理就任以来、この対策本部は一体どのくらい招集されて会議をされたのでしょうか。

○村山内閣総理大臣 これは正確にお答えする必要があるかと思えますが、記録をたどつて御報告をしたいと思いますけれども、緊急農業農村対策本部の会合につきましては、現在の連立政権が発足をしてから四回開いております。いや、四回でなくて三回ですね。第四回は、これは引き継いでおりますから、四回は八月の二十三日、五回は十月の四日、六回は十月の二十五日と、三回にわたつて開催してまいりました。

このうち第四回には、八月に取りまとめられた農政審議会報告について、それぞれ報告を受けて審議をする。第五回には、そうした報告も踏まえながら大綱の骨子について議論を行つてまいりました。関係閣僚に対しましては、それぞれの立場から国内対策に、取りまとめに向けて尽力をしていただくように私の方からも強く要請をして現在に至つておる、こういう経過でございます。

○千葉委員 今、就任後三回開催をしていただいたと聞きました。それぞれ農政審議会を聞いた、いろいろやっていたのだと思うのですが、総理に対して率直に申し上げたいことは、政策転換ということもいろいろ言われてきた関係もありまして、自衛隊は合憲だ、こういう打ち出しもありました。君が代・日の丸、いいじゃないか、そういう展開もありました。

そういう展開からいえば、農業に対しても抜本的な新しい指示があったのではないかと、こういうふうな期待しているわけなんです。例えば今回の緊急対策の中では、要するに各省庁の壁を破つて、そしてお互いに知恵を出して新しいものを出すんだとか、具体的なそういう中身についてどの

ような指示を出していただいたのですか。

○村山内閣総理大臣 先ほど来私が申し上げておきますように、農業対策というのは、単に生産農民だけの問題ではなくて、どういう事態になろうとも、国民の暮らしにとって一番大事な食糧ですから、安定的に安全な食糧が供給できるような体制を保障していくという意味では、それは国の大きな責任があるわけでありますから、そういう取り組みをする必要がある。そのためには、単に農林省だけではなくて、関係する各省が力を合わせて総合的な立場からどうやって取り組んでいくかということも検討する必要があるということから、私は閣僚懇談会等でそういうことについても閣僚に要請をいたしておるところでございます。

特に、例えば中山間地域の対策なんかにつきましては、これはもう農業だけではなくなかややはり自立が難しいわけですから、しかし中山間地域が果たしている役割というのは、単に食糧を生産するだけではなくて、水の問題から環境の問題からいろいろな公益的な役割も果たしているわけですから、そういう村落の町づくりというものをどう進めていくかというのは、これは単なる農業政策だけの問題ではない。したがって、自治省も含め、関係省庁が力を合わせて総合的な対策を講ずることによって裏づけられていくのではないかと、こういう考え方で私は各閣僚にも要請をいたしてきておる経過がございますから、そのことについて御報告を申し上げておきたいと思っております。

○千葉委員 今総理の力強い決意を聞かせていただいたのですが、実際そのように言っていたら、しっかりと各省庁が具体的にそういう知恵を出して、残念ながら今、次の質問で私中山間地をお話ししようと思つて、総理が先にお話ししてしまつたわけなんです。要するに、そういうことについて本当にやつたのか。各省庁全部一緒に勉強させて聞いてみました、現場の事務方の人たちに。だけ

れども、確かに今総理はそういうふうに全部連携とつてやるようにとおっしゃっていますけれども、現場はなかなか縦割りが強くて、本当に知恵を出し合つてこういう、こつちも出して、こつちも出してこうなつたという話は、今回各省庁、時間の関係でできるかどうかわかりませんが、全部みんな勉強させていたいただきましたけれども、本当にその辺のところ、やはりこれだけ大変な思いをして受け入れたんだ、そして対策も万全を期す、こう約束をしたわけですから、そして総理が本部長になつて対策本部をつくつた、ところがそれでも、総理は一生懸命それは言いましたと言いなから、現実にはなかなかそういうふうに体制はままだいていない、これが率直に私が各省と勉強した結果ですよ。

ですから、やはりそういう問題についてもつきつきちつとなるようなシステムというものをつくつていかなければならぬんじゃないか。こういう話になるとは全然思つていなかったわけなんです。が、ぜひそういう新しいシステムをつくつていく中でやっていただく、こういうことをぜひお願いをしたいと思つた。

私は、農業の問題、さまざまな問題がたくさんありますけれども、今、日本の食糧をどうするんだ、これはやはりつくる人がいなければできないわけですから、一番大事なことはやはり担い手の育成である。ところが、農村の現場というのは、高齢化社会は大変進んでおりますし、非常に後継者はいない、百軒に一人、こんなのが現実になつていくわけです。

農水省としても力を入れて、青年農業者育成確保資金等をつくつて農業青年がふえるようにやつていける。現在、新規就農は大体五千人以上だ。だけれども、今後の新規就農の展開と比べたならば、毎年一万人以上の、二倍、三倍のそういう新規就農者ができるような体制をつくつていかなければいけない。そうすると、そういうふうになつてくると、やがてやってみようかなという人たちに對して、やはりそういうインセンティ

ブを与えるような施策というのはもつとできなくてはいけません。思つてはいるのですが、今の育成金の体制では、全然そういう意味では弱いと思うのです。

私は、そういう意味ではこれは提案なんです、思い切つて農業に農業青年育成の育英金制度みたいなのを設けて、それで、今の育英金制度は、例えば学生時代に奨学金をいただいで、そして社会人になる、ある方は学校の先生になる、そうすると、十五年間学校の現場へ戻つてやつた場合はその育英金は免除される、そういうものがあります。ですから、農業の中で勉強して、そして本當に農業を十五年なら十五年きちつとやつたときはその奨学金を免除してあげるとか、そういう形でもつと若い人たちがあつて新しい人たちができるようなそういう援護体制というのをしくべきではないか、こう思いますが、まず農水大臣からお願ひします。

○大河原国務大臣 お話のとおり、新規就農者の確保は、今回の国内対策においても重点的なものとして、新しい新規就農の資金制度を設けたい、さように考えておるところは先生御案内のとおりでございますが、その場合に、育英資金あるいはその貸し付け免除等の問題につきましては、委員御案内のとおり、特定の産業に従事する者に対する免除とか育英資金とかという点については、国の債権の、貸し付けの管理等からいっていろいろな問題があるように聞いております。したがって、これについて実質的にどういう形でその目的を達成する方式があるのかどうかということについては、検討を当然いたさなければならぬ、さように思つております。

○千葉委員 今大臣からお話がありました、私が農水省、大蔵省とこういういろいろ聞いてみると、どうしても大蔵省の壁が厚いということだそうなんです。要するに、学校の先生とかお医者さんというのは公益性が強い、だからそういう免除制も入ると、だけれども、産業従事者になるような人にとやうなのはおかしいじゃないかということではな

かなか壁が厚い、こういうふうに言われているわけですが、今国にとつて食糧の安定供給が大事だといふのであれば、それはお医者さん、学校の先生も大事ですけれども、一番大事な、食べて初めて学ぶのだし、食べて初めて病気になるのですから、それのもつとつくつていくのですから、その人たちが、その人を大事にしなかつたらどうにもならないのじゃないか、こう思いますが、大蔵大臣、いかがでしょう。

○武村国務大臣 何かと財政的に難しいときは大蔵大臣が、大蔵省が黒者になつてしまいがちであります。これも、お話を伺っていると、その一つなのかもしれません。でも、いろいろ議論を事務局もいたしておりまして、農林省と真剣に協議中でございます。

一つは、例えば看護婦さんとか学校の先生、就労をされるときには国家試験というものを終えてそういう職につかれるという、こういう形は確かに特別な扱いになつていくようなんです。じゃ、農業はどうか、私的な営利活動じゃないか。大変大事な、今一番、国を挙げて新しい担い手を激励して、いこうというときでありますから、本当は学校の先生や看護婦さんの方が希望が多いのじゃないか、こつちは希望が少ないからこつちの方にむしる力点を置いた方がいいという主張もあるかもしれません。しかし、やはり農業は新しい経営の中で、一種の自由な経済活動の中で頑張つていただくと、いふことになりまして、教員や看護婦の場合ともやはり違ふということから、今日までの常識で考えると、それはまあ無利子貸し付けが精いっぱいです、こういう議論が事務局間で交わされているところであります。

大蔵省は何でも金がないからだめと一方的に言つていられるわけじゃない、従来の法律体系とかいろいろな横並びの関係でそういう議論が進んでいるという状況であります。

○千葉委員 ぜひ、さらに弾力的な運用ができるようをお願いしたいと思います。中山間地対策についてお願いしたいと思います。

す。

私は、この夏、衆議院の欧米各国農業調査団の一員として、フランスの山岳農業を視察をさせていただきました。そこで実際にグリーン・ツーリズムの先端として民宿経営をしている方々にもお会いしてきたわけなんです。大変印象に残ったことは、このフランスのグリーン・ツーリズムは、一九七〇年代から二十年がかりで今のような民宿経営ができるようになって、それで一年間で大体二百人ぐらいのお客さんが来て、ちよつと空を見上げれば山脈があつて、それで馬に乗り、そして絵をかき、プールがある。もう本当に、何というか、ああいうところだったら本当に行つてみたいなという、そういう経営が行われているわけなんです。

そういうときに、今回のこの中山間対策で農水省から出てきたのは、都市交流の拠点を整備するということ、まあ東京、大阪とかの中心にあるさとプラザをつくつて、そして地域産品とかそういう情報活動をしよう、こういうことなんです。それはそれでいいと思いますが、せっかく田舎へ行こう、そういうところへ行こうと思つて行つたら、ふるさとが何にも新しくなつていない、何だということになつてくるんじゃないか。そういう意味で、やはり日本版のグリーン・ツーリズムをつくるために本格的に農水省としても頑張らなければいけないんじゃないかと思つて、いかがでしょうか。

○大河原国務大臣 お答えいたします。

お話しのとおりでございます。グリーン・ツーリズムにつきましては、やはり長期滞在型の余暇活動と申しますか、そのためには、やはりそれに關係する指導の人材も必要でございますし、受け入れの施設等についてもその整備をしなければならぬ。いろいろ、今もフランスの例のお話ございましたけれども、交流施設も必要だし、あるいは体験農場等も必要だということ、やはり整備が必要でございます。

これについては、農業構造改善事業等でもその

事業の選択種目の一つとしてこれらを大幅に今後取り上げたいというふうに考えておられます。受け入れ施設の整備と人材の養成、あるいは生活環境の整備という点も、今の御指摘もございましたが、整えていかなければならぬということ、町の、都市の方々の余暇活動とそれに伴う地域の農家の皆さんの収入機会の増大という点で、大きな意味を持つておるものとして進めていきたいというふうに思つております。

○千葉委員 これからの中山間地対策というのは、いわゆる農業として生産政策としてやつていくというよりは、やはり農林業の体制ももちろんあるんですけれども、もつと地域政策として、村をどうしていくのかとか集落をどう大切にするんだ、こういう感覚で考えていくべきではないか、こう思つております。

そういう意味で、例えば今各地に芸術村ができたり、文化村、スポーツ村等ができておりますけれども、国土庁の考え方として、かなり最近そういうものを積極的に取り上げられている、こういうふう聞いておりますが、いかがでしょうか。

○小澤国務大臣 お答えをさせていただきます。

もう千葉先生御指摘のとおりでございます。各省庁と相提携しながら鋭意検討をしまつてまいりております。

実は、千葉先生、私は戦後農業でして、今でもやつておりますが、もうとにかく百姓のつらいことは人一倍よく存じております。そんな關係で、地方議会から、そして法の改正のできるのは国政である、農民の味方としても国へ行つてひとつぜひ農民の汗を知つてもらいたい、こういうことで国政に農民代表として参画をさせていただいたわけなんです。もうおやじさんが、かつての悪代官から、百姓は生かさず殺さずである、こういうことをよく言い聞かされておりますので、身にしみております。

現在でも田畑をやつておりますが、特に、私は東京ですが、中山間地域、奥多摩町とかそしてま

た檜原へ行きますと、もうこんな山なんです。そこで農作業をやつておる。また、実際に中山間地域にも私も視察に行つております。もう十分意向を聞いておりますので、先生御指摘のように、ひとつ私も万全を期して、国土庁としても前向きな姿勢で、先生のお気持ちを体して一生懸命頑張つてまいり、もう本当に味方としてやつてまいりたいと思つておりますので、よろしくお願いいたします。

せつかくの機会ですから、ちよつと具体的に……(千葉委員「いや、もう時間ないですから、また。気持ちだけで」と呼ぶ)そうですか。じゃ、もうそれで十分わかつたと思つて。

○千葉委員 長官から、本当に真心こもる力強いお話をいただいて、ありがとうございます。

まあ、そうした芸術、文化、スポーツ等の地域振興を図るために、各地における事業対策というものが非常に大事になつてくるわけですが、今回、農林省関連対策予算として六兆百億、地方単独施策ということで農山村対策のために今後六年間で一兆二千億の措置をしていただいたわけですが、自治大臣、この内容についてちよつと御説明をしていただきたいと思います。

○野中国務大臣 先ほど村山総理からも御答弁ございましたように、今回のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づきまして、総理から、国の施策とあわせまして、地方においてもこの深刻な状況を何とかお手伝いする方法がないかということ、私ども自治省といつたしまして、地方単独施策を拡充することによつて現在の農村農業経営の少しでも一助になりたい、このようにして今回お願いをしたところでございまして。

その一つは、農山漁村ふるさと事業でございまして、これを創設することをお願いをしておるわけでございます。

これは、今申し上げましたように、今回の農業合意に伴ひまして著しい影響を受け、また人口が委員御指摘のように減少をし、高齢化が進み、そ

して後継者が少ない、そういう農山村地域の活性化を図るために、農業あるいは林業等の施策を初め、自主的そしてかつ主体的な地域づくりを推進するソフト事業として、今回地方交付税で措置しようとするところでございます。

いま一つは、従来からやつてまいりました農山漁村対策を拡充をいたしまして、農業集落排水緊急整備事業を推進しますとか、あるいは農道の整備等を推進しようとするところであります。

第三は、ここの異常洪水等に見られますように、森林の保全がいかに大切であるかを私どもは大きな教訓としたところでございますが、そういう山村対策を拡充をいたしまして、特に森林を保全する。そういう保全する上で、市町村等が公有化する方法を考えたり、あるいは林道の整備等を推進しようとするわけでございます。

これらの対策に基づきます措置は、平成七年度から平成十二年度までの六年間にわたつて、地方財政計画に基づきまして実施をする地方単独事業でございまして、このソフト、ハード両面にわたります事業を約一兆二千億で行つてまいりたいと思つております。具体的な内容につきましては、年末の地方財政計画で入れてまいりたいと存じております。

○千葉委員 時間がなくなつてまいりましたので、お願いにとどめたいと思つていますが、今回のこのふるさと事業と、昭和六十三年から始められてあるふるさと創生一億円事業、まあ今までも続けられていてということですから、その内容を考えたときに、前の事業と今回の事業について、性格づけをどうするんだとか、あるいはまたどういう關係になつてくるのか、そういうことについて具体的な御指示を願つて、有効にこれが発展につながるように使つていただくようお願いをしたいと思います。

通産大臣にお願いしたいと思います。

多様な就業機会を確保するというところで、農山村へ工業等の導入を促進する、こういうふうにしてべられてるんですが、簡単にお願いを申し上げ

ます。

○橋本国務大臣 通産省といたしましては、従来から例えば低利融資制度や税制上の優遇措置などによりまして、工業などが農村地域に導入されやすい条件づくりを努めてまいりました。そして、これによる雇用機会の確保、あるいはこれらの地域における情報化に資する措置などを講じてまいりました。先般取りまとめられましたウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱を踏まえながら、こうした方向にさらに努力してまいりたい、そのように考えております。

○千葉委員 農村の生活環境整備、これは非常に大事になっております。財政審におきましても、農業集落排水はAランクだ、この位置づけられているわけなんです。特に農村の下水道につきまして、建設省、農水省、厚生省、それぞれありまして、建設省は公共下水道である、農水省は農業集落排水だ、厚生省は合併処理場だ、こういうことでいろいろ各省力を入れていただいていることはありがたいことなんです。結果的に事業地区が入り組んで、地域によっては下水管と汚水管がばらばらになる、そういうことで摩擦が起きていて、こういうふうなことが地元から寄せられております。今後、一生懸命やっていたことが大事なわけなんですけれども、そういう建設上の調整をやはりしっかりとやっていただくことが大事なんじゃないか、こう思っておりますが、建設大臣、お願い申し上げます。

○野坂国務大臣 千葉先生にお答えをしますが、先ほど各地域ではそれぞればらばらの動きをしておるのではないかと御指摘がありまして、総理が各関係省庁は連携をとって効率と経済性を持って進めておるといふことでございました。

その方針に基づきまして、今先生から御指摘のありました農林水産省の場合は集落排水、私の方は公共下水道、合併排水事業は厚生省、こういうことになっておりますので、それぞればらばらにならないように、各都道府県下の市町村の地形あるいは人口の集積状況その他の、地域にふさわし

い汚水の処理ということを十分検討いたしました。効率と経済性を考え、特に各地方自治体、県庁に向かって、この点については重複しないように十分対応してほしいということを三省とも申し合わせて作業を進めておりますので、御了承いただきたいと思っております。

○千葉委員 ぜひ三省の協力体制を強化していただきたいと思っております。この対策が十分進むようにはお願いしたいと思っております。

建設省の対策の中で、安全で快適な生活環境の整備というところで、自然災害対策についての推進をする、こういうことが言われているわけなんです。たまたま私宮城県ですが、この九月二十二日集中豪雨がございまして、また被害が出たわけでございます。台風二十四号、二十六号相前後しまして、三百億ぐらいの被害になっておるわけですが、そのたびごとに私たち地元の議員は現場に駆けつけて、視察をしたり、皆さんに元氣出してくださいといういろいろやっているわけなんです。ずっとこう見てきますと、いつも水が出る地域は同じである、いつもやられるところは同じだ。それで、我々行くと、何度言ったら直るんだという怒られるわけです。

ですから、そういう意味で、水害とか何かについての水害マップ等については、ちゃんと、県に行つてあるんだろと言つて、あると言ふんですよ。ところが、みんなに知っているのかと言ふと、余り知らない。ですから、そういう水害マップ等を公開すべきではないか。あるいは、これはいつも水上がりやすいところというところについてはもうわかっているわけですから、もう少しストピッドアップして対策を、いろいろなところを平等にやるのも大事なんですけれども、いつもやれるところを少し早目にやっていたかというところを対策をさせていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○野坂国務大臣 お答えをいたします。先生御指摘のとおりでございます。そういうところが約三千二百町村ございまして、そのうち

約八割は十年に一度はそういうことに見舞われております。しかし、先生の御指摘のように、例えば御出身地の名取ですね、名取というところろはよく始終浸水するということがありまして、で、御質問があると思つて、こういうのをつくつてみました。全部こういうことになつておりまして、この浸水は完全にそういうことのないように対応する、そして、それ以上に厳しきには、どこに避難したら一番安全であるということ全国をそういうところについては指示をいたしまして、各公民館長のところまでは徹底をしておるつもりでございますので、よろしく御了承いただきたいと思います。

○千葉委員 今後ろから何か、話し合いがついた上でやっているんじゃないかみたいな話がありましたが、決してそういうことはありませんので、私たちとしては、きちつとやっていたきたい、こういうことをお願いしているわけでございます。

それから、厚生大臣にお願いしたいんですが、中山間地、僻地における医療の充実ということが非常に叫ばれておまして、厚生省としても一生懸命頑張つて、いろいろなローテーションを組んでいるということですが、結果的に医者さんが足りないために計画倒れになっている、こういうことが現場で指摘されております。

また、ゴールドプランがあるわけなんです。そのゴールドプランの推進についても、特に田舎の場合、高齢化が進んでおまして、最近では特別養護老人ホームというのがどうしても福祉の施策の核になっておまして、一つの養護老人ホームができる、今まで地域から離れていた人が地元へ帰る。そうすると、もう既に三十人ぐらいが空席待ちである、こういう感じ、本当にこの特別養護老人ホームが待たれているわけなんです。何か今更によつという話を聞いています。

と、最初の予算が一万床の予算だったけれども、実際は地域が、町村が、それ来たというところで、ありがたいというのでどんどん計画を進めて、そ

の要望が出てきたら二万床になった。それで、現実にはなかなかできにくい。こういうことで、何か特別聞いた話なんです。真空切りというのがあるんだそうですが、何か昔の赤胴鈴之助を思い出すような話ですが、二割、八割の問題について、そのことを明確に担保としてお話をさせていただきたいと思っております。

○井出国務大臣 お答えいたします。

まず最初、僻地における医療の確保の件の御質問でございますが、平成三年から七年度までは第七次へき地保健医療計画が今進められておまして、この計画に基づき、僻地中核病院の整備、僻地診療所の整備、医師のローテーションシステム等による僻地勤務医師等の確保など、各種の施策を行つておるところでございます。

確かに、医師不足はまだ解消されておらないこと、先生の御指摘のとおりであります。今後とも僻地医療対策に必要な施策については予算執行上も最優先で採択するなど、特段の配慮に努めていきたい、こう考えております。

また、この七次へき地保健医療計画は平成七年度で終了するわけでございます。ですから、実は今年度、農山村地域を含む全国の無医地区等の実態調査を今しております。この調査結果とともに二十一世紀に向けた総合的な僻地保健医療対策について現在検討委員会において検討を行つていただいております。その結論を踏まえて僻地医療対策の一層の充実を努めてまいりたい、こんなふうに考えておるところでございます。

二番目の御質問でございますが、確かに農山村地域におきましては高齢化、過疎化が進んでいるところが多く、高齢者に対する保健福祉サービスの提供体制の整備が急務となっております。

厚生省といたしましては、これらの地域におきましても整備が円滑に進むよう、例えばゴールドプランに基づいて、特別養護老人ホームは一般的には定員五十人以上という規模を設定しておるのでございますが、過疎でもございまして、小規模町村でもございまして、定員を三十人以上でも

結構だというような点、あるいは小規模デイサービスセンターなども、一般的には一日当たりの利用人員を十五人程度と決めておるのでございますが、これも八人程度で結構だと、こんなように柔軟に対処することによって、できるだけこういったものが受け入れやすいような方策を考えておりますし、また過疎地域等におきましては、生活不安のある方に対する住居や地域住民との交流の場とともに、給食とか入浴とかあるいは生活指導等のデイサービスと一体として提供する高齢者生活福祉センターの整備を促進しているところでございます。

これも年々進んでまいりまして、昨年度は高齢者生活福祉センターは百三十二カ所、三十人以上の小規模特別養護老人ホームは百五カ所、八人でもいいという小規模デイサービスセンターは百三十四カ所、ことしから創設をいたしました小規模ケアハウス、これは通常三十人なんです、十五人でもいい、特別養護老人ホーム等に併設するものでございますが、これが十カ所、今実績としてございます。

今後とも、地域の実情に応じた取り組みが進むよう、ゴールドプランの推進に当たってできるだけの配慮を行ってまいりたいと考えておるところであります。

最後の真実切りでございますが、今年度二割しか補助金がかからないで、みんな来年度回し八割じゃないか、来年度は大丈夫だろうな、こういう御質問でございますが、ほかの委員会でも同様の御質問をちょうだいしました。

そこでもお答えしたのでございますが、本年度の特養の整備につきましては、都道府県から厚生省に対する国庫補助の協議額が予想額を大幅に上回ったことは事実でございます。これは、老人保健福祉計画を策定していただいて、これに基づく需要が本年度顕在化したことと、さらに景気対策もこれありまして、五年度の再三にわたる補正予算で緊急に行うこととした特別養護老人ホームの整備の継続分の経費の確保が必要になったという

ことによるものでございます。

そこで、今年度の採択に当たりましては、なかなか苦慮したのでございますが、協議のあった事業が各自自治体が策定した計画に基づくものでございましたから、すべての事業を採択することとし、新規の特別養護老人ホームにつきましては、したがって大変数があったもので二〇%、八〇%は翌年度送りという二カ年継続事業として採択したものでございます。

したがって、平成七年度におきましては、この六年度からの継続事業分については優先的に補助採択を行うこととしておと思っています。七年度においてすべて措置するのかという御質問だと思いますが、まだ予算編成はこれからでございますから、当然に優先的に補助採択を行うことというお答えにさせていただきますかと思っております。

○千葉委員 文部大臣にお伺いしたいと思います。

農業、農村にかかわる文部省の主な施策として、農業従事者等の人材の育成が非常に大事だ、こういうことで、小中の学校教育を通じて、農業に魅力を感じ意欲と能力を有する人材を育てていこう、こういうことをやっているのですが、これまで行われてきた子供さんたちのふるさと交流等を見ますと、どうも「帯に短し、たすきに長し」みたいで余りに短い、あるいは里子方式になると今度は二年も三年もかかって、今度は家族の負担が大変だ、こういうことがあるわけですが、そういう中で、各県に二校学習研究推進校を決めてやる、こういうようなものも考えているようなので、そういうところではカリキュラムの中に、一年間の中で二週間なり三週間なりをきっちり時間をとって、このふるさと交流ができるようなそういう教育方針をとってはどうか、こう思っておりますが、まずよろしくお願ひします。

○与謝野国務大臣 今回の全般的な農業に対する対策の中で文部省の担当しておりますのは人材育成という面でございますが、先生の御質問の御趣

旨は、農業の重要性について学校教育でどのように教えているのか、こういうことであろうと思っておりますが、学校教育においては、農業が我が国の重要な産業であるとの認識のもとに、小中高等学校を通じて社会科を中心に、農業に対する関心と理解を得させるよう指導することとしたしております。

例えば、小学校第五学年では、我が国の農業の特色や国民の食糧確保の上で農産物の生産が大切であることを理解させるようにすることとしております。また、中学校の地理的分野においては、産業と地域についての学習の中において、地域の地理的条件と関連づけて農業の様子などについて理解させることとしたしております。また、学校行事やいわゆるゆとり時間の活動において、子供たちが勤労のとうとさや働くことの喜びなどを知ることができるよう、農産物の栽培など勤労体験学習を推進しております。

今後とも、農業が我が国の重要な産業として国民生活に果たす役割について適切な教育が行われるよう努めてまいりたい、そのように考えております。

○千葉委員 郵政大臣、お願ひしたいと思います。

情報通信による中山間地域の振興促進、こういうことを考えていただいているわけですが、具体的に今言えることをお願ひをしたいと思います。

○大出国務大臣 具体的に今御質問でございますが、(千葉委員「短く」と呼ぶ)時間がからぬように申し上げたいと思っておりますが、これから急速に光ファイバー網が計画に基づいて伸びていく形になりますし、衛星通信網も同様でございますし、また、最近では急速なCATV、有線テレビの申請が出てきています。

既に大分県などでは、来年から段階的に始めるのですが、さっきお話しした、これは五年かかっておりましてすぐにはできませんけれども、医療過疎という地域、専門のお医者さんが少ないわけ

ありますから、そういうところで写真を撮ったものを伝送するシステムをつくりまして、遠隔医療診断、来年から始めるんです。県の医師会長さんとも県知事さんとも議会の皆さんともこの間お話ししておりますけれども、これが成功いたしました、いろいろな活用が、さっきのお話にも関連しますが、できます。ぜひひとつ頑張りたいと思っております。

また、今学校のお話もございましたし、就職のお話もございましたが、山形県の朝日町は来年からテレワークセンターというのをつくりまして、就職機会の均等、田舎、遠隔の地におられても、ここにこういう仕事がある、雪が降りますから、したがってこういう形でやってみようということで、行政の側は懸命に進めて、来年から着手する。

さらに、具体的に宮城県でございますという、鳴子町に移動通信用の鉄塔施設の整備事業というのがございまして、これは一億四千二百三十六万ぐらい規模としてはかかるのでありますけれども、郵政省が三分の一補助をいたしまして、つまり四千七百四十五万三千円補助をいたしまして、四千七百万を超えるのであります。これをやりますと、移動通信用鉄塔でございますから、今急速にふえている携帯電話、これが相当な規模で使えるようになってまいりまして、そういう意味では活性化の一助になるだろう。

また、気仙沼市で民放テレビの難視聴解消という意味での事業がございまして、五千七百七十万がかっておりますが、このうちの千二百九十万を郵政が支出をいたしまして、この種のことが方々にございますけれども、地域の活性化を中山間地域を含めまして一生懸命進めてまいりたい、こう思っております。

簡単にございまして……
○千葉委員 今各府県に對しまして、それぞれ中山間地対策に對して誠意を持っておたえていただきたい、こういうことを具体的にお願ひを申し上げた次第でございます。

今回のガット・ウルグアイ合意を受けて、本
に国として、総理として万全を期す、こういう
とで本場に苦渋の選択をしてスタートしていた
いたわけですので、どうかそれにこたえる、やは
り政治の信頼は真心でこたえていく、こういう政
治の姿勢をぜひしっかりとやっていただきたい、お
願いを申し上げます、終わりにさせていただきます
たいと思います。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 この際、松田岩夫君から関連質疑
の申し出があります。田名部匡省君の持ち時間の
範囲内でこれを許します。松田岩夫君。

○松田委員 改革の皆さんの御了解を得まして、
松田岩夫でございますが、御質問を継続させてい
たきます。

ガットは、言うまでもありませんが、一九二九
年の大恐慌、その後を受けて一九三〇年代、世界
各国が報復関税の引き上げ戦争を始め、世界の貿
易が大幅に縮小し、世界の経済が大幅に停滞し
た。そういう中であの戦火を迎え、そして戦後、
まさに人類の英知として戦後の経済をどう立て直
すか、そういう中から生まれたのが皆さん御案内
のとおりこのガットと、そして国際通貨基金と世
界銀行、こういうわけでありました。

そして、自來八回交渉が続けられてまいりまし
た。最初の五回は、まさに関税の引き下げのみで
ございました。六回目からは名前がつきまして、
ケネディ・ラウンド。六回目は、まさに大幅な関
税の引き下げ交渉でございました。そして七回
目、名譽にも東京ラウンドという名前をいただ
いておるわけですが、この関税以外に、物の
貿易の分野ではありますが、しかし、非関税障壁
というものを対象にして再び大がかりな交渉が行
われた。

そして、今回ウルグアイ・ラウンド。今度は、
まさに物の貿易ばかりではない、新しい分野とし
てサービスや知的所有権といった範囲も含めら
れ、そしてまた、いろいろ各国によって違ってい
た貿易上のいろいろなルール、それを少しでも整

合化しようという努力がなされ、そしてまた、お
互いに紛争が起ったときの紛争解決の手續を
しっかりとせよということ、まさに八六年九
月から七年間かかって、しかも、今回は世界の百
二十五の国と地域が参加をした。

ちよつと調べてみますと、さっき言ったケネ
ディ・ラウンドではたかだか四十六カ国、もちろ
ん国がその後あえまされたことも大きいわけであ
りますが、そして東京ラウンドでは九十九カ国、今
度はほぼ主要な国が全部参加するという形で管々
七年、世界の国々がそれぞれ痛みを伴う、もちろ
んです、交渉事でありまして、いいところもあ
れば悪いところもある、だからこそ交渉が成り立
つ。そういう中でこの交渉がようやく妥結を見
て、今ここにあるわけでございます。

こんなことを思いますと、私はこれまで、今開
僚をやっておられる皆さんもそうでありまして、
これまで七年間、閣僚としてこの問題に管々携
わってこられた皆さん、きょうは関係各省の皆さ
んも大勢おられますが、全省挙げて七年間、いや
日本ばかりじゃありません、まさに世界じゅうの
百二十五カ国ないし地域のすべての方々が関係し
てこれを築き上げてきたわけでありまして、

私は正直、そんなことを思いますと、まさに人
類の英知といえますが、知恵といえますか、こう
いう努力が積み重なればこそ今日の平和があり、
その平和のもとでまさに落ちついた経済活動がな
され得る環境ができておるのだなと、しみじ
みそんなことを思わさせていただくにつけても、
現在閣僚である皆さんの御苦労に心から敬意を
表するわけでありまして。

さて、ちよつと前置きが長くなりましたが、そ
うした感懷を踏まえながら、どうですか、総理。
今回のこのウルグアイ・ラウンド、私は、それな
りに範囲も広くなった、奥行きも深くなった、実
によくやってくれた、私は正直それが素直な印象
であり、本当によくぞ人類挙げて偉大な成果を
生んでくれたな、心からそう思う一人でありま
す。

総理、まずこのウルグアイ・ラウンドについて
の総合的な評価、総理のお言葉で聞きたいとい
います。

〔委員長退席、中川（昭）委員長代理着席〕

○村山内閣総理大臣 今松田議員から感慨を込め
たお話がございましたが、ウルグアイ・ラウンド
交渉は、単に工業用製品だけの関税引き下げでは
なく、農業分野を初め、新たな分野である知的
所有権や金融、運輸などのサービス貿易分野を含
み、最終的には百二十五の国や地域が参加をし
て、今お話もございましたように一九八六年九月
から約七年以上もかけてようやくこの包括的な話
し合いが成立をした、ある意味では歴史的な一大
交渉であったというように私は考えています。

このような交渉の決着は、多角的自由貿易体制
の維持強化、国際経済秩序に対する信頼の確保、
こういった観点から極めて重要なことでございま
して、貿易立国である我が国にとりまして、全
体として極めて意義の深いものであったという認
識を持っておりまして。

○松田委員 自民党は、この間いろいろ意見が
ありました。私は、過去のことは問いません。党
総裁として現在外務大臣、外務大臣の見解はいか
がでありますか、きょう現在で結構でございま
す。

○河野外務大臣 私の記憶が正しければ、たしか
倉成外務大臣当時からであったかと思いますが、
まさに議員お尋ねのように、管々としてこの交渉
に携わってこられた幾多の先輩の気持ちをお我々
忘れてはならないと思います。ウルグアイ・ラウ
ンドという名前もたしか倉成大臣の命名であった
という話もたしか聞いたことがございますが、恐
らくスタートの時点ではこれほど包括的な、そし
て、しかも百二十を超える国と地域が参加をし
た、言ってみれば、国連に次ぐ国際社会の最も多
くの国々を含む協議が成立をした。そして、あと
それぞれの国に持ち帰ってそれぞれの国の国会に
おける批准承認を待つという今の段階でございま
すから、私ども、先輩の御苦心、御苦労というも

のを肝に銘じてこの審議に臨まなくてはならな
い。

ともすれば、もちろん我が国にとって農業問題
という極めて厳しい状況もございましてけれども、
しかし、トータルに考えれば、これは我が国の将
来にとって極めて画期的なものであるはずでござ
いますし、それはまさに我が国だけではない、国
際社会にとって、世界の貿易をさらに一段と発展
させるために越えなければならない大きな場面
に我々はいるといふふうに考えているわけござ
います。

○松田委員 余分なことかもしれませんが、つい
でもう一言。

こうしたことが可能であったのはなぜだろう
か。これまでのガットの交渉を振り返ってみます
と、やはり私は、アメリカという国が自由貿易を
大事だと考え、それなりに力強くリーダーシップ
をとってきてくれたからではないかなと思うので
す。今そのアメリカがいろいろの意味で悩んでお
ります。

総理、今こそ我が日本がアメリカとともに、い
や、アメリカよりもっと、自由を開かれた世界
があることによつて最も大きな利益を受けている
我が国が、今こそ力強いリーダーシップを持つ
て、このでこがったウルグアイ・ラウンド、W
TO協定はもちろんのこと、これからさらに未来
に向かつて一層強いリーダーシップを発揮してい
くべきときに我が国はあり、そのリーダーの先頭
は、あなた、総理大臣です。そういうお気持ち
でこれから頑張りたいだきたいということをお
らかじめ申し上げまして、具体的な点について御
質問を進めたいと存じます。

まず最初に三つほど、今度のウルグアイ・ラウ
ンドの成果について具体的にお聞きしていきたい
と思います。

一つは、言うまでもありません、このガット・
ウルグアイの交渉において大変頑張っていただ
いた紛争処理手続の抜本的な改正、新しい制度の確
立に關してであります。

しておると聞いております。

今回のダンピング防止協定は、ダンピングの防止措置を適用いたします際の要件及び手続を、現行のものに比べまして一層精緻なものにいたしております。その結果、ダンピング防止措置を適用するに当たって、透明性及び予見可能性は確実に向上すると思われまします。

これは、具体的な改善点として申し上げることでありましても、例えば、ダンピング防止のための調査はいかなる場合でもその開始後「十八箇月を超えてはならない」とあるいは「暫定措置は、調査の開始の日から六十日が経過するまでは、とつてはならない」といったことで、従来時々ありました、期間を超えていつまでも引つ張られるとか、いきなり暫定措置が課せられるとか、こうしたものについての歯どめはかけられました。言いかえれば、手続におけるタイムリミットが設定されております。あるいは、不十分な調査に基づいて暫定措置をとられることも抑制されるであろうと考えられます。

なお、迂回防止措置につきましても、WTOのもとに置かれますダンピング防止措置に関する委員会が今後検討が進められることになっておりまして、これらについてもなお議論を尽くしてまいりたいと考えております。

○松田委員 もう一つ、日本がよくやらされてきたといえますが、輸出自主規制というものですが、本当は輸入国の方で正式の手続をとって手を打つべきであります。アメリカ、ヨーロッパは日本に対して、君の国から出ている輸出で影響を受けている、君の方でぜひ輸出を自主規制してくれと。やむを得ず日本はそれを受けて、多くの品目で輸出自主規制というのをやっています。現在もなおやっているものがありますが、今度の交渉でこういった輸出自主規制、まあ灰色措置と言っておるわけですが、これは禁止されたと理解してよろしいですか、大臣。

○橋本国務大臣 今回のウルグアイ・ラウンド交渉におきまして合意されたセーフガード協定で

は、委員が今お話しになりましたように、産業保護的な効果を有する輸出自主規制などいわゆる灰色措置、原則としてWTO発効後四年以内に撤廃となつております。委員が御指摘のように、日本は過去何回かさまざまな分野でこうした措置をとつてまいりましたわけですが、こうした措置を撤廃した措置につきましても、セーフガード協定のつとつて適切に今後対応していきたいと思ひます。

○松田委員 今三つほど例示的に取り上げてみました、一方面的な措置である通商法三〇一条、あるいは次いでアンチダンピング、そして今の輸出自主規制。ともに、我が国がアメリカやヨーロッパからいろいろ悩まされ続けてきた事柄でありまして、今回のウルグアイ・ラウンド交渉の結果として、一〇〇%とは申しませんが、それなりに我が国の主張が取り入れられ、いや、我が国ばかりじゃありません。我が国よりもっとおかれて今発展途上にある国々がそれぞれ悩まされてきたわけでありまして、そうした問題が解決されたほんの三つの例示を、解決された、少し解決された、いや大幅に解決された、評価は分かれましようが、それなりに解決されたという例示を申し上げたわけでありまして、お聞きしたわけでありまして、ぜひひとつ、ほかにもたくさん成果があったわけでありまして、せつかく批准をするのであれば、こうした成果が十分生きるように、それぞれ御担当の大臣におかれてはしかと運用に当たつていただきたいということを申し添えまして、次の質問に移ります。

さて、これまでのガットは、言うまでもありません、戦後先ほど申したようなことででき上がったわけでありましても、あのときはITOをつくらうと。今WTOと言うわけですが、Wはワールド、Iはインターナショナル。当時はインターナショナルということでITOをつくらうというところでございましたが、御案内のようにアメリカの議会が、これは国の主権を侵すものだというところで反対をいたしました、できまへんで

した。

その結果、今あるガットの組織は、實際上ワイクしておりますけれども、事実上の機関として存在しております。それがこのたび、このウルグアイ・ラウンドでしっかりとした正式の機関としてWTOが発足することになった、していただいたわけでありまして、この協定によつて、WTOはそういう意味でまさに、戦後三つくらうとしたことが今ようやく実ったとも言えるわけでありまして、さつき言ったIMF、そして世界銀行、そしてWTOと。

いよいよこの三つが力を合わせて世界の経済の繁栄と安定のためにぜひ頑張つていただきたいと思ひます。わけてあります、とりわけ、貿易立国であります日本にとりましては、WTOというのはとても大事な大事な新しい機関だと思ひます。

私は、このWTOの事務局長に、世界で最も大きな貿易国、貿易で最も大きな役割を果たし、世界に先駆けて自由な体制をつくるのに最も先進的でなければならぬ国として事務局長に立候補するのは当然の責務ではないか、私は実はそう考えた一人でありまして、御立候補をなさつておられない。一体どういうわけでございますか。これは、総理が外務大臣からお聞きしたい。

○河野国務大臣 確かに、WTOという組織に対して我々は重大な関心を有しております。そうしたことからいへば、我々が候補者を擁立して事務局長のポストに積極的にかかわっていくということが正しい判断であつたかも知れません。

しかし一方、隣国韓国が早く金詰寿氏を候補者として擁立をして、我が国にも候補者として支持をしてほしいという旨の申し入れがございました。この申し入れに對しまして、我が方としては慎重に検討した結果、この際は金詰寿氏を候補者として支持しようという判断をしたわけでございます。

これは、一つは、国際的なさまざまな関係なども考慮に入れて、今日は金詰寿氏の支持ということ

とで努力をいたしているところでございます。

○松田委員 金詰寿氏が立候補を韓国としていち早く表明をされたのだということですが、なぜいち早く日本がしなかったのかという答弁にはなつておりません。

しかし、正直、今そういうことで進展しておるということでございますので、今回はこれ以上のことを申し上げませんが、しかし、私は、そろそろ日本の国もこのWTOといった大事な機関の事務局長を積極的に引き受けさせていたであつて、しっかりとその責任を分担していくという考え方を持つべきときに来ておるなというのを心の底から思つておることだけ強く、総理、お伝えしておきます。ぜひそんな気持ちで頑張つていただきたいと思ひます。

さて、今度の交渉で新しい分野となりましたサービス、知的所有権。新しい分野ですので、その中で知的所有権の問題について若干御質問申し上げたいと思ひます。

経済活動がグローバル化し、また、まさにハイテク化が進む中で、特許権とか商標権とか、こういった工業所有権あるいはまた著作権といった、これらまとめて知的所有権、この制度の未整備な国があるために、まさに我が国もその影響を受けておるわけでありまして、こういった権利を侵害した物品が横行したり、あるいはまた逆に、日本はそうではないと思ひますが、先進国の中には、逆にこの特許権侵害を理由に、正しい物品、しっかりと法律を守つておると思はれるような物品の輸入まで抑えるといったような、知的所有権をめぐる貿易上の問題が今や多発し始めておるわけでありまして。

こういった事態を受け、まさに経済の一層のハイテク化、グローバル化が進む中で世界の経済が健全に進んでいきますためには、明らかにこの知的所有権について、全世界それぞれの国、特に後進国が痛みを伴うわけですが、一緒に進んで守つていくこそ一層の経済の発展があることは明らかでありますから、今回のウルグアイ・ラ

ウンドで貿易に関連いたしました知的所有権の権利の保護について合意ができたということは、私は、大変な成果であり、高く評価し、敬意を表したいと思うわけであります。

その関連で、今の認識は一致しておりますね、わざわざ御返事をいただくまでもよろしいですね、そういう感じで受けとめておられると思いますが、そういう中で二点ほどお聞きしたいと思ひます。

一つは、言うまでもありません、この規定、この知的所有権の保護ということは、正当なことではあります、しかし発展途上国から見ますと、まだまだ未整備でなれていない、できていないということもありまして、ある意味で大変な痛みを伴う制度なわけがございます。そういう意味で私は、日本として、まさに知的所有権の先進国として、せっかくできたこのWTO協定が有効に働いていただく意味でも、ぜひ知的所有権制度の未整備な国、途上国に多いわけですが、そういうところに対しては積極的な、国際的な協力といったものを日本は率先して行っていくべきではないかというふうに思ひます。現在既にそういった努力が一部なされておりますが、ぜひさらに一層強力に推し進めていただけたらと思ひます。

工業所有権について通産大臣から、著作権について文部大臣から、どんな取り組みがされているのか、お聞きしたいと思ひます。

〔中川(昭)委員長代理退席、委員長着席〕
○橋本国務大臣 今回のTRIPSの合意に伴いまして、委員御指摘のように、発展途上国におきましては、法制上の整備の問題、さらには運用の改善、人材の育成等各般の協力が必要になるところが出てまいります。

通産省は、既に従来から、途上国の知的所有権制度の整備あるいは特許審査技術の向上を支援するためのプログラムを持ってまいりました。特許庁におきましては、途上国への審査ノウハウあるいは特許情報の提供を行う、また、世界的知的所有

権機関の途上国協力のためにジャパン・フアードを設けて、ここにおきます専門家の派遣あるいは研修生の受け入れ、さらにラウンドテーブルの設置等、そして、国際協力事業団その他の各種機関を活用いたしました人材育成、専門家派遣の事業等、既に実行してきておられるわけであります。

先般の大阪におけるAPERCの中小企業大臣会合、また、今回総理にお供をいたしましたジャカルタのAPERCの総会におきましても、これらの点に対する協力は非常に要請が強く、従来以上に日本に努力してほしいという要望のあった点の一つでありました。我々としては、今後ともに最大限の努力を展開していくつもりです。

○与謝野国務大臣 WTO関連で、著作権法の改正を当委員会にお願いをしているわけでございますが、先生の御質問は、著作物が国境を越えて利用される、そういうところの未整備に対してどういう対応をしているのか、こういう御質問でございますが、やはり、著作権が国際的にも適切に保護されるためには、各国において著作権制度が整備充実される、こういう必要があると思ひます。

しかしながら、特にアジア地域については、必ずしも著作権制度は十分に整備されていないことが指摘をされておまして、アジアの一員である我が国としては、率先してこうした状況の改善に努めることが求められていると考えております。

このため、昨年度から、アジア地域著作権制度普及促進事業を行っておりまして、同事業は、いわゆるWIPO、世界的知的所有権機関の開発協力プログラムに対して毎年継続的に拠出金を出しております、そのプログラムの充実に協力する、こういうことでございます。

ちなみに、例を申しますと、平成六年では、著作権・著作隣接権セミナーというのも行っておりまして、アジア諸国に専門家派遣をしておりますし、また、アジア諸国からの日本への研修生の受け入れ、こういうことも行っておりまして、我が国としては、著作権の国際的保護の確立という

大きな課題を達成すべく、今後とも積極的に国際場裏において協力をしてまいりたいと思っております。

○松田委員 ぜひ、知的所有権のまだ未整備な地域に対する手厚い、それこそ温かい協力を力強く推し進めいただくことをお願いしておきます。

今回のこの知的所有権の交渉を通じて、例えば特許権といった工業所有権の分野でも、国際的なハモナイゼーションが大変進みました。結構なことだと思ひますが、その成果から見ても、大変目立つのが、主要国の中でアメリカの国だけが維持しております先願主義というものであります。我々の国は先願主義というところでございます、最初に出版した人が、全く新しい発明であればまさに特許権がいただけるというわけでありまして、アメリカは先願主義、こういうわけでありまして、さあ出版した、大丈夫だろうと思ひついたら、何が、後から出てきた人が、いや、あなたよりも先に発明をしておったということを言うと、そちらに権利が与られてしまう。まさに主要国の中ではアメリカだけが、我々と違った、世界のほとんどの国がとっておるこの先願主義と違った制度を持っておるわけでありまして。

そういう意味で、私はぜひ、アメリカの国がいつまでもこんな違った制度を持っておることは、一層ハイテク化が進み、一層グローバル化が進む中で、まことに不都合きわまりないことだと思ひます。これをまた、先ほどの話じゃありませんが、それは内政干渉だということかもしれません。しかし、グローバル化していくとかあるいは地球が一つになっていくということは、お互い不都合なことは、先ほども申しましたけれども、通商法三〇一条も同じであります、しっかりと主張していくということが大事だ。

そういう意味で、こちらの方はもう交渉していただいているのかと思ひますが、今後一層、この特許分野の国際調和を図っていく上で、私はアメリカに対してこの先願主義の是正、先

願主義への転換というものを強く求めていくべきではないかと思ひますが、これは通産大臣かと思ひますが……。

○橋本国務大臣 昨年の秋、我々が野党でありました時期、アメリカが態度を変更して先願主義に変わるのではないかと情報がいっとき流れ、私どもは非常に前途に明るいものを見た感じをした時期がありました。

ところが、本年のたしか一月であつたかと思ひますが、現政権ブラウン商務長官が、アメリカとしては依然として、自分の先願主義を続けるというような意思を明らかにされたとき、非常に残念に思つたことを、今委員の御質問を聞きながら振り返っております。そして、まさに私は、残されたこの世界における最大の問題は、アメリカを初め、御近所内ですとフィリピンがたしか先願主義をとっておつたと思ひますが、ごく少数の国が採用している先願主義を直していくことと思ひます。

これまで、世界的知的所有権機関におきまして特許調和条約交渉が進められている中で、依然としてアメリカが消極的であることは委員御指摘のとおりであります、我々としては、欧州その他各国と連携をしながら、これを変えさせる努力を全力を尽くして行つていきたいと考えております。

なお、今回御審議をいただきます特許法の中におきましても、従来この先願主義のおかげで一番問題となりましたサブマリン特許等につきましては、相当程度と申し上げてよいと思ひますが、手当てができるようになっております。

○松田委員 一層ひとつお互いに、この点についてはアメリカに強く当たっていくべきだということを確認させていただいて、次の質問に参ります。

今度のウルグアイ・ラウンドを通じて、この交渉の結果、我が日本の国も多くの痛みを伴う分野を当然のことながら持ちました。多くの同僚議員から既に農業問題を初めとして多くの質疑が、

多くの質疑といいますが、これまでのわずかな質問時間の間では、比較的多くの時間が農業問題に費やされております。本場に大きな痛みを伴うことになりました。この痛みを、逆に他方で日本が得るところがあるわけでありまして、その得るところがあることを多としながら、国民的な課題として痛みの伴うところはみんな助けて解決していく、これが政治だろうと思ひます。

そういう意味で、ぜひ農業の我が国におけるあり方、その本場の意味で互角の国際競争力をつけていくことができるのかどうか。実はこの点については、私は、日本の農業については、いろいろ条件が違ひ過ぎるので、極めて悲観的な見方を持つ。持つのであれば、逆に産業として普通の産業並みに国際競争力をつけていただくという、そういう努力も一方で大変していかねばなりません。が、しかし、そうしたからといって、米国の農業あるいはその他の本場に好条件に恵まれた農業と比べて、互角にはとてもなれないというふうにいる。

私としては、農業に対する政策について、単に産業政策的見地だけではない新しい考え方を打ち立ててしっかりとやる必要があると思うわけでありまして、きょうは、その点についてはまた次回しっかりと御質疑させていただく機会を得たいと思うわけでありまして、とりあえずもう一つ大きな分野として、今、これは第一次産業ではありますませんが、製造業の分野で、繊維産業であります。

御案内のように、繊維製品の我が国への輸入は大変な勢いでふえておまして、とりわけ隣国の中国からは大変な輸入の伸びであります。もちろんそれぞれ得意なものをつくり合つて、そしてお互い融通し合つて生きていく、これが自由貿易といえは自由貿易であります。しかし、また同時に、農業とは違つた意味で、急激な変化のために計画的な構造転換がうまくいかないと、あるいは事業転換をしようと思つても急激に来るこのあらしの中でただ戸惑つておられるというのが今の

繊維産業の姿ではないかな。

であればこそ、歴代政府、繊維産業に対して特別に注意を払い、特別の対策をいろいろ講じてきたことも事実であります。しかし、現状を見ますと、不況、そしてその後続く円高、そして今度のまたウルグアイ・ラウンドによる関税の引き下げと、打ち続くあらしの中で、我が繊維産業、大変な状況ではないかと思ひます。大変な状況だと私は思つております。

そういう意味で、今度のウルグアイ・ラウンドの交渉の関連でまず一つ御質問したいのは、MFA、多国籍繊維取り決め、今度の交渉では、十年後にはガットの一般原則といひますが、それに統合されるということに相なつたわけでありまして、正直言つて私にとつても実はこれは極めて難しい問題であります。一体どうしたらいいのか。MFAを、まだこれルールもできていないわけでありまして、一体政府はMFAを発動する気があるのかどうか、一体ルールはいつで上がるのか、そんなことをお聞きせざるを得ない心境になつておるわけでありまして、どうでしょう、通産大臣。

○橋本通産大臣 カレンダーを三十年ほど返してみますと、大変皮肉なことだと思ひました。私は、私は当時綿紡績の社員でありまして、通産省の繊維担当部局に書類を届けるのに、玄関をくぐるたびに深呼吸をいたしておりました。委員はそのころ通産省におられたわけでありまして、当時、我々として非常に怖いお役所であつたと改めて今思ひ出しております。しかし、その繊維が非常に大きく状況を変えて、今委員がお話になるような厳しい情勢にあつておることは承知をいたしております。

そして、今日までも、実は自民党政権の時代にも、自民党政権が倒れまして我々が野党の時期にも、通産省に私はセーフガードの発動を何回かお願いをした経験を持っております。そして、本年五月十七日に繊維産業審議会の通商問題小委員会がセーフガード措置の取り扱いについての提言をまとめたいただきましたので、これを参考にし

て、もう本場に近い間にルールを策定するべく作業を行つております。恐らく、そう長い時間を要さずにそのルールは策定できると思ひます。

発動条件の可否ということになりますと、これは具体的にルールが作成された後、個別の案件ごとにルールに基づいて検討することになるわけでありまして、我々は権利として持つものを行使することを恐れるというつもりはございません。権利として持つものを行使することを恐れるつもりはございません。

○松田委員 何かちよつと明確でないのをごさいます。今御検討の最中と、早い御判断をお願いしておきます。みんな待つております。

しかし、このMFAを発動されても、実態、繊維産業をしっかりと支えてあげませんと、単に輸入を少し調整するという程度のことだけではもはや日本の繊維産業は立ち行かない、そういう状態になつておる。ざつと三百万人今従事しておると言われるわけでありまして、厳しい見方をすると、いづれ半分程度になるのではないかと、そんなことをおっしゃる方もおられる。まことに厳しい状況だと思ひます。

そういう意味で、これまでもいろいろな対策を講じておるわけですが、今までの政策の継続線上では問題はどうか解決しようにないぞ、新しい、思い切つた発想を何とかこの繊維対策にも導入しないといけないのではないか、一次産業における米問題、二次産業における繊維問題、みんな同じようにしつかりと考えてあげないといけないのではないかと、私はそう思つておるわけですが、聡明な通産大臣、七年度からはばらつと変わった、創意に満ちた繊維産業対策が出てくることを期待して、どうでしょう、いいお話はありますせんか。

○橋本通産大臣 通産省においてその方のベテランであられた委員からいい知恵を求められましても、そこに書類を届けていた私からは、そんないい知恵はなかなか出てきません。ただ、冗談は抜きにしまして、私は、このMFA

Aの準備が整うということは日本の繊維産業が一つ戦う武器を、堂々と戦う武器を一つ持つことになる、この点は大きく変わつていくと考えております。そして、先ほど私は、もうその作業の終盤に差ししかつておりますだけに大変微妙な言い回しを申しましたが、このルールができてから具体的にどう対応していくかということはこの後の話とさせていただきます。そういう意味で微妙な言い回しをいたしました。しかし、新しい武器を持つということには事実であります。

そして、その上に、今までも努力を積み重ねてこられました繊維工業審議会あるいは産業構造審議会が新繊維ビジョンをまとめてこられた、その中に我々としての将来性を見出すわけでありまして、従来から我が国の繊維産業の弱点とされていた部分をカバーしていくことを我々は考えていきたい、そう思つております。

○松田委員 時間がだんだん参つておりますので、繊維対策について一つ一つ細かくお聞きするのを次の機会に譲りまして、次に、私は、今度のウルグアイ・ラウンドの締結を契機に、一層水際では今までもより自由になつていくわけでありまして、

問題は国内だ。国内が、多くの規制の中で新規産業を始めようとしてもだめだとか、あるいはそのことが、水際では自由にしたのだが中へ入つてみるといろいろ不都合で、実際には輸入を自由にしたことになつていない、あるいは開かれた市場になつていないということに相なるわけでありまして、今度のウルグアイ・ラウンドのまさに締結を契機に、このWTO協定の理念を一層発展させる意味でも、私は、国内における規制緩和といったものは、今、前政権もその前の政権も、現政権もこれを政策の大きな柱として進めておられます。しかし、実際に口ほどには中身が出てこない、このこともまたよく聞かれております。

WTO協定批准を契機に、一層水際の自由化とともに国内における自由で開かれた社会をつくり上げていく。そのことがまさに、今こうして大き

な円高の中で、内外価格差、円高の割にはちつとも、つまり、円の価値が国際的には上がったという割には国民はそれぞれの生活の場では本当の豊かさを実感できないでいる、そんなこともまた耳にたがえるほど聞かされていただくきょうのごろであります。こうして勇気を持ってWTO協定を批准し、窓をどんどん広げていくわけであります。そういう意味で、一層この機会に規制緩和に力強く対処していただきたい。

私は、村山さんになられてから口ばかりでちつとも中身が進んでいないんじゃないかということをよく聞くのです。そうかどうか。どうですか、総理、しっかりやっていたんですか。何を一体、ここでひとつ具体的に、いや、こんなわかりやすいのがありますよと、こうしますよ、ここはこんな自由になりましたよ、だから、ほら見てごらん、こんなに安くなりましたよと、外国の製品も、ほら、こんなに入ってきていますよと、ちつと具体的なケースを挙げて、あるいはそういうものが今ないというのなら、そういうものがこういう分野で出てきますよということを含めて、固い決意を述べていただきたいのです、総理大臣に。

総務庁長官ですか。総務庁長官ぐらいでできますか、これ。——いやいや、私は全省に関係しているから総理大臣と言ったのです。

○佐藤委員長 順次当てますから。

○山口国務大臣 お答えいたします。

松田委員御指摘のように、現在の数々の規制が内外価格差の要因となっていることは、そういう御指摘は確かに当たっている部分があると存じます。

したがって、政府といたしましては、村山内閣になりましたから、七月の閣議におきまして二百七十九項目、具体的に言えば住宅・土地、それから輸入促進・市場アクセスさらに流通・金融・為替、これらの問題に対して規制緩和を決定いたしましたことは、委員御存じのとおりだろうと存じます。

これで十分であるとは、私思っております。村山内閣も、規制緩和については積極的に進めると総理みずから何回も明らかにしているとおりでありますので、具体的には、この十一月に各閣僚が参加したしております行政改革推進本部の全体会議を開催いたします。そして、そうして現在各業界から規制緩和に対する要望を承っております。

そのほかに、この際アメリカあるいはヨーロッパの財界の方もおいでをいただきまして内外からの御意見も承る、そういう機会もつくりたいと思っております。そして、今、各業界の方々をお願いいたしまして規制緩和検討委員会のメンバーを調整中でございます。近くメンバーも確定すると思っております。

これらの方々の御意見も参考にしつつ、今年度内に、明年の三月末までに五年間の規制緩和推進計画、これを策定をいたしまして、そして内外の要望に応じた、また委員御指摘のような、今回のウルグアイ・ラウンド合意に基づいて、こういった時代の要請にこたえた規制緩和、これを実施をいたしたいと考えておる次第でございます。

○村山内閣総理大臣 今総務庁長官から答弁がございましたけれども、計画として推進しておる段取りは申し上げたとおりであります。

ただ、お話しございましたように、これはやはり内閣全体として取り組んでいく必要があるというので、私は閣僚懇談会でたびたび各閣僚にも要請をいたしておりますし、年度内に必ずこの五カ年計画をつくってそして確実に推進をしていくということについては、もうたびたび確認も求めておりますから、そういう決意で進めていきたいというふうに思います。

私はどちらかというと訥弁の方であります。議員ほど雄弁ではありませんから、口でばかり言っておつてやることやらぬじゃないか、こういうお話でございますけれども、できないことはできるだけ言わないようにしているつもりです。

ら、どうぞよろしくお願いいたします。

○松田委員 何をおっしゃったのかな、今は。今何を言いたかったの。よくわかりませんでした。今、まあ、時間がありませんからいいですが、私は訥弁だから、何だつて、よく意味がわかりませんでした。雄弁だということと何の関係もありませんよ。そんなことで、こんな大事な規制緩和の問題を、ふまじめですよ、今の答弁は。それでしよう。一体総理たるもの、何ですか。規制緩和についてかたい決意を述べてください、はつきりと。それだけで結構です。

○村山内閣総理大臣 いやいや、決意は述べましたけれども、口ばかりでやることやってないじゃないか、こういうお話でございましたから、それに対してお答えをしたのです。(松田委員、私が言っているんじゃないんです、皆さんが言っているんですと呼ぶ) いや、あなたの口から聞いたから、私はそう言ったんですよ。だけれども、それは、悪ければ取り消しますけれども、今御指摘のありました規制緩和については、内閣を挙げて取り組む決意には変わりありませんから、そのことははつきり申し上げておきます。

○松田委員 今の言葉のとおりにしてください。ですから、さつき申しましたように、わかりやすい例を挙げてくださいますように、わかりやすい言もおっしゃってください。こんな規制緩和ができましたよ、あるいはこれからこういうことをやってこんなふうになりますよと、国民に易しく、わかりやすい説明をしてくださいと申し上げたんです。一言もなかったから、だから言葉だけじゃないですかと、また改めて申し上げて次の質問に移ります。真剣に御対応を願いたいと思えます。日本の国にとって今とても大事な政策なんですよ。規制緩和は。これはもうみんな一致しているんですよ、勇気を持って進めてください。

さて、次の問題であります。総理、APEC御苦勞さんでございました。何人かの閣僚が既に御質問いたしました。若干別の観点から御質問させていただきますと存じます。

二〇一〇年先進国、二〇二〇年発展途上国、貿易・投資をそれぞれ自由化しよう、言い方はいろいろあるでしょうが、大ざっぱに言えばそういうことでございましたね。

今、こうしてきょうから始まって、ウルグアイ・ラウンドのWTO協定の締結をしよう。まさにこれから各国が批准して、お互い痛みを伴った、関税の引き下げだ、自由化だ、これをこれからやる、まだこれから議論して、いいなら承認して、そして批准して、そういうことです。

そんなやさきに、突如、APECとはいえ、これ世界のまあ国内総生産で言えば約半分ですが、この地域でいきなりまた二〇一〇年、二〇二〇年と貿易・投資の自由化というので、実は私びっくりいたしました。これからせつかくみんなの英知でつくり上げてきたこのWTO協定をしっかりと確実に百二十五カ国全部が批准して、そして実施していく、そのために今国内でできる痛みをいかにしてとやっている最中なんです。これからですよ。

ですから、私、こういう話結構なんです。この話、否定しているわけじゃないんです。しかし、今我々が気をつけるべきことは、しっかりと意識すべきことは、まず各国が、特にAPECの中の発展途上国の皆さん、大事な国々ばかりです。このウルグアイ・ラウンドの締結によって、私どもは農業問題を初め大変な痛みを伴いました。この発展途上国の方々、大変な痛みをそれぞれ持っているんですよ。まずこれを着実に自分のものにしていく、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果を確実に実施していくということが、まず我々が一生懸命心してあげなきゃいかぬことだというふうに私は思うんです。

そうだとすると、先ほど工業所有権のところでも申しましたけれども、痛みを伴うそれぞれの国に対して、何らかの形で援助が必要なら、このウルグアイ・ラウンドの結果を着実に実施していただくために、いろいろ協力して、いってあげるとい

うようなことがまず先決なんですね。これは決めちゃったんです。そして、これから批准してもらう、そのことも話し合いなさいましたね、みんなやっていたことと。私は、そのことがまず第一にしっかり確保されなければなりませんよ、その点はどうですか、総理。総理が首脳会議に行かれたんで、首脳会議の関連で。

○村山内閣総理大臣 今委員言われたとおりでありまして、ウルグアイ・ラウンドで合意した事項は、それぞれの国がやはり忠実に守っていただく、実践していただくということが一番大事だ。その前提に立って、先般のAPECの会合の中でも、これは太平洋・アジア地域で加盟している十八カ国でございますけれども、先進国もあれば発展途上国もある。それぞれ多様な国柄を持っているわけですから、そういうものがお互いに持っている力を出し合って、そして持っている特徴点もお互いに提供し合って、そして協力し合い支え合ってともに発展していくというのではない、こういう枠組みでつくられておるのがAPECですね。

したがって、私は、ガットで、ウルグアイ・ラウンドで合意された事項を補完しながら、さらに内容的に強めていく、こういう役割をAPECが持っているのではないかとこのように考えておりますから、そういう方向でこれからもさらに進めていく必要があるのではないかとこのように考えています。

○松田委員 総理おっしゃるように、ぜひ日本の国としては、このAPEC加盟諸国が円滑にウルグアイ・ラウンド交渉の結果を実施していけるように、温かい協力を進めていただきたいと思います。

新聞で見たんですが、閣僚会議で橋本通産大臣も同様なお話をしておっしゃったのかと思うのですが、統合アプローチなどという、なかなかおもしろい言葉だなと思わさせていただいたんですが、通産大臣が閣僚会議でいらっしゃった意味というのはどんなことでしょうか。今私が申したようなことを踏まえて、温かい支援をしてい

う、こういうことでしようか、通産大臣。
○橋本通産大臣 二点について申し上げたいと思います。

まず第一点は、委員が今まさにお使いいただきました統合アプローチという考え方であります。これは、結局、私どもが比較的優先して取り組まなければならない課題として、例えば基準・認証の整合性でありますとか、あるいは知的財産権保護制度の整備など、むしろ貿易と投資の制度の整備、調和を進める、こうした部分がまず必要であろうと考えております。

その場合に、こうした考え方に合意をするだけではなくて、これに実技を備える、言い換えれば、実施体制を整えるために、検査体制あるいは審査体制の整備などに必要な人的、技術的な協力をパッケージとして組み上げて提供していく、こうした考え方が必要ではなからうかということをお願いしました。そして、これは大変喜んでいただき、協力が求められる分野でございます。

もう一つは、それぞれの国のやはり土台を支えるすす野産業としての中小企業、その中小企業の育成のノウハウ、日本はおかげさまで中小企業庁という独立した外局を持ち、中小企業対策を一元的に運用しております。各国はそうした制度をまだとっておりません。こうしたものに對するノウハウの提供もござります。

さらに、九月に行われましたAEM-MITの会合で、ASEANの通商代表たちに私から申し上げましたことは、投資保険の活用、貿易保険の活用ですね。それと同時に、信用保証の仕組みというものを各国がこれからつくっていくかというところ、投資保険制度を持っていない国がたくさんあります。こうしたものに對するシステム、ノウハウの提供、さらには信用保証といった道、こうしたものの協力も我々は惜しまないということをお願いしております。

○松田委員 APECの中で、日本がどんな役割を果たしているか。アメリカが一方にあり、ASEAN諸国がそれぞれ自信を持ち、それぞれい

ろいろな意見を表明されておられます。そういう中で、日本がAPECの中でしっかりとしたりーディングシップを確保しながら、そして地域全体の発展、ひいては世界の繁栄のために頑張っていくという意味で、私は、このウルグアイ・ラウンドの結果がこの十八地域内、十八、日本を除けば十七ですが、そういった中でしっかりと定着していくように、お互い助けるべき相手には手を温かく差し伸べていく、そんなことを強く思うものですから、ぜひそういった方向で一層頑張っていくっていただきたい。

次に、このAPECでの貿易・投資の自由化の促進、非常にいいことです。ウルグアイ・ラウンドの成果を踏まえ、さらにそれを乗り越えて、もっとも自由な貿易や投資環境をつくっていく、まことにいいことでありますが、いろいろ問題、気をつけたいことがあるわけであり

す。一つは、言うまでもありません。これは外務大臣も総理もおっしゃっておられると思うんですが、完全に私は域外に開かれたものでなければいけないと思うわけです。そういう意味でちょっと気にかかるところですけれども、APECの賢人会議というのがありますね。あの賢人会議の方々の提案、あれは別にAPECそのもののじゃないわけなんですけれども、貿易の自由化を進めるに当たって域内と域外で差を認めるようなことをおわせない表現が入っている、私は非常に気にかかるところでございます。

我が国というのは、言うまでもありませんけれども、これまで一貫して自由、無差別、多角的貿易体制、まさにガットの精神そのものであります。その維持強化ということに強くコミットしてきておるわけでありまして。私は、この考え方は変えるべきではないし、また正しい行き方である、APECにおいても、貿易や投資を自由化していくに当たって、当然域外にひとしくその成果を均てんさせていくべきであると心から信ずる者の一人なんです、総理、これは非常に大事な点なん

です。

これからAPECの中でこの貿易・投資の自由化の話がますます具体的になっていくわけでありますが、その際、総理、どんな意味でも絶対に排他的な貿易ブロックなどはつくるつもりはない、完全に域外にも開かれたAPECとしてやっていくと、はっきりそう理解させていただいていいですね。断言していただけますか。大事な点なんです。世界の国々が非常に注意をして、ヨーロッパの国もそうです、アフリカの地域の国々もそうです、非常に心配をして見ております。

○村山内閣総理大臣 今委員御指摘がございましたように、例えばEUがありますね。それからNAFTAがある。と同時に、今度はAPECがある。こういうふうなその地域ごとにブロックをつくってそれが対立し合うというような形になったんでは、これはWTOの役割というのは果たせなくなるわけですから、したがって、そういうものではなくて、あくまでもアジア・太平洋地域のAPECは緩やかな仕組みとしてアジア・太平洋地域内におけるお互いの発展のために協力し合う、そして平和と安定を期していくということはもちろんでありますけれども、それはその地域で固まるといっていいわけではなく、それがすなわち世界に開かれて、世界全体がやっぱり共通してそういう状況になっていくようなそういう役割を果たしていくのではないかとこのことは、お互いに確認し合っていることでありますから、そのとおりには考えています。

それから同時に、先ほどちょっと答弁の中で十八カ国と申し上げましたけれども、十八の国と地域というふうに訂正をさせていただきます。済みません。

○松田委員 私も、そういうえば軽率に使用しました。ごめんなさい。

今の点、とても大事な点ですね。さらに、そのことに関連して、まだまだこれらの問題ですけれども、つまり、APECというものを一つの自由貿易地域域にしてい

こうかなという思いの強い国といえますか、地域といえますか、いやそうじゃない、APECというの、あくまでもお互い協力をし合う、中小企業の問題とか、基準・認証の問題とか、いろいろお話が通産大臣からありました、お互い助け合っていく、そういう緩やかな協議体だと、協力のための協議体だと、当初の発足はそんなことであつたわけでございます。

日本やオーストラリアが非常に積極的になられてきた、私は、アジア・太平洋地域におけるすばらしいこれはステップであつたと高く評価する者の一人なんですが、だんだんこの貿易・投資の自由化、二〇一〇年、二〇二〇年というのが出てから、それ以来、前からこの賢人会議の提言などでも出てきているわけですが、何か、何かその地域を、緩やかかたかたはいろいろ差はあるにしても、一つの自由貿易地域のようなものにしていくという考え方も出てきておる。

これは将来どうしていくのか。もしそういうふうにしていくとするならば、それこそ今私が強調した、総理もそのとおりだとおっしゃった点があることに大事でありまして、ということでございます。将来このAPECをどんなふうにしていくのかというところは、きょうの当面の議論するにちと早過ぎるかとも思いますが、しかし、将来どうしていくか、お互い、まさに日本が中心になつて考えていかなければいかぬことですから、私は、いずれまた議論をする機会を持ちたい、お尋ねする機会を持ちたいと思うわけであります。

さて、次にでございますが、もう一つ驚いたことは、総理、普通はこういう自由化を進めようという話は、当然のことながら先進国から出てくるわけでありまして、アメリカが今まで多かったわけですね。アメリカがまずイニシアチブをとられて、そして自由化、各種の自由化交渉が始まってきた。今度は、これは文字どおりインドネシアのスハルト大統領が御提言なさつたんですね。そう、これは、行かれる前の国会質疑等でも総理から

はそんな話は何もありませんでしたし、外務大臣からもそんな二〇一〇年、二〇二〇年にこうするよななという話は一切、それはまあ外交交渉でもあるんですから、事前にはそんな話はないのかもしれないが、しかし、それにしても、一切そんな雰囲気はなかつたわけですので、これはインドネシアのスハルトさんが御提言なさつたんです。ちょっとそこを確認させていただきまして、これはスハルト大統領の完全なイニシアチブで始まつたことでございますか。

○河野国務大臣 本年の議長国インドネシアのリーダーとして、スハルト大統領がイニシアチブをおとりになつたというふうに聞いております。

○松田委員 そういう意味では、議長国であつたということもあるのかもしれませんが、日本の国の経済と比べますれば、まだまだいろいろ、何といひますか、解決すべき課題を抱えておられるインドネシア経済であります。その大統領がこうして御提言なさつた、私はその大きな提案に、そういう意味では心から敬意を表したいと思うわけであります。そう思ふと思うほど、総理、そこにおかれて一体総理は何をしておられたんですか。何もなさなかつたんですか。どういうことだったんですか。日本の顔がさっぱり見えなかつた、これはまた言われたんですが、これは総理です。そこには外務大臣、いたんですか。総理、総理に聞いています。それだけでも……。

○河野国務大臣 ちょっと先に一言、お許しをいただいて私から首脳会談に至るまでの経過がございますので、御説明をさせていただきますと思います。

私は、議員がまさにおっしゃつたように、この問題をインドネシアが提案をしたというところに非常に意味があると思うのです。それはもう、つまり先進国は二〇一〇年、発展途上国は二〇二〇年だと、そこに十年差をつけたということは、まさに発展途上国にとっては自由化というものは厳しいものであるわけですね。その厳しいものであ

ることを承知の上で、その発展途上国であるインドネシアがこういう提案を、あえて自由化に向かつて大きな提案をしたということに、非常に意味があると私は思います。

そこで、まず閣僚会議の段階で通産大臣と私もともに、大きな自由化に向かつての方向を打ち出すためには、やはり発展途上国の方々と先進国との間にいろいろなまだまだ、おっしゃる言葉をかりれば解決しなければならぬ問題をより多くお持ちでしょう、そこで我々日本としては開発についての協力をできるだけしたいというようにことを申し上げた。

これは一般論として、国際的な今の環境をずっと見てみますと、どちらかというと先進国がやや援助疲れという感じがございまして。つまり、開発についての協力をしましようという声はひとつよりやや小さくなつてきている。そういう中で、我々はAPECの仲間に対して、開発について大いに我々も協力をいたします、ただその協力については、発展途上国同士が協力というのでもいいでしょう、それから先進国同士が協力をして発展途上国に対する支援をするというやり方もある。つまり、いろいろなやり方方を組み合わせて、いずれにしてもAPEC加盟国がみんな自由化という大きな方向に向かつて歩けるようなことをやろうではありませんか、我々そういうことを提案をしたいということも私も申し上げたわけでございます。

加盟国の中からは、日本がイニシアチブをとる開発への協力、我々は前進へのパートナーというものを提案をしたわけですが、これに対する期待は非常に大きかつたというふうに閣僚会議で我々は感じました。この点は総理にも申し上げ、非公式首脳会議の席でも総理からこの点については言及をされたということ聞いております。

○村山内閣総理大臣 首脳会議というのは、十八カ国・地域の代表が一堂に会して、そしてスハルト大統領が議長となつて、そして司会をしてこの会議を進めるわけですね。これは限られた時間です

から、発言を一回しかしなかつた代表もありますし、二回した者もあるし、私は三回発言をさせてもらいましたけれども、その三回の最後の発言は、来年は大阪でやるものですから、大阪でやるということについて提案がございまして、賛成した国もございましたから、それに対してそのお礼を申し上げて、そして私の決意を申し上げたというのが一回ですから、会議に対する発言というのは二回ですね。

その中で、特に私の方から申し上げましたのは、貿易・投資の促進、自由化と並んで開発の側面における協力が重要である、こういう観点を強調したわけですね。特に、各メンバーの特徴をできるだけ組み合わせて、と申しますのは、先ほど申し上げましたように、先進国もあれば発展途上国もあるわけですから、それぞれやはり特徴を出し合つて、そして発展途上国は発展途上国と先進国とはどういふ協力ができるのか、こういういろいろな組み合わせの中でお互いに協力ができるような、そういう体制をつくつて進めていくことではないかということも提案申し上げました。

同時に、そういうことをするためには、特に中小企業の育成あるいは人材の育成や、あるいは特にこれからはエネルギー、安全保障といったようなものも重要なものになってまいりますし、環境の保護ということもゆるがせにできない。したがって、開発と環境といったような問題については、特にやはり重視をしてこれからお互いに知恵を出し合つていく必要があるのではないかと、そういうことについて意見を述べさせていただきました。

○松田委員 よくわかりました。確かに、スハルト大統領、発展途上国の立場から言われればこそ意味があつたという考え方もできます。また同時に、今総理がおっしゃつたように、せっかく生まれ出たその気持ちをしっかりと大きなものに育て上げてあげる、それにはやはり開発のための協力を強力に進めないとうまくいか

ないと思います。

そういう意味で、これから本場にAPECもまた新しい段階に入ってくる、それが来年の大阪の首脳会議と。いよいよそういう意味では、総理、総理のリーダーシップ、これが問われるわけです。今後の問題ですので、これから大いに詰めていただき、しかし、ちよつと気にかかったことがあるのですよ、総理。記者会見といいますがテレビを見ていまして、事務当局がまたいろいろ検討してなんというのをすぐ言われる。総理みずから問題でやってくださいね、これ。これは大事なことです。とても大きなことですよ、これ。そうですね。

○村山内閣総理大臣 私は、この首脳会議に出ておりました、これまでは比較的、昨年のアメリカにおける首脳会議、それから今回のこのインドネシアにおける首脳会議とを見ておりました、言うならば、今お話もございましたように、加盟しておるアジア・太平洋地域をどのように組み合わせをして、そしてお互いに力を出し合い、知恵を出し合つてともに発展できるような基盤をつくっていくか。そんな意味では、まあまあ総括的な、緩やかな話し合いの討議で済んだと思うのですね。

しかし、これからは具体的に、どういう範囲でどういう分野をどのように進めていくかというよりは、写真をつくっていくかなければならぬというふうな役割が課せられてくるのではないかと、このように思いますから、そういう意味ではこれからが大変だな、こういう気持ちもいたしました。したがって、そうしたことに十分こたえ得るような決意を固めて準備もし、取り組み必要があるというふうな認識をいたしました。

○松田委員 そのお気持ちでぜひ頑張っていたいただきたいと思ひます。

さらに、話をちよつと広げ過ぎるかもしれませんが、せつかくインドネシアのスハルトさんがそう言われて、全世界の経済の規模でいえば約半分を占めるこのAPECで貿易と投資の自由化を進

めていこうというモメンタムといひますが、そんな気持ちがあつたと出てきたというのであれば、ウラグアイ・ラウンド、これは八回目のガットの交渉でありますが、この前の交渉から見れば約十五年ですが、東京ラウンドから見れば、次なる大きな目標に向かつて世界全体を再びまたといひますが、今度は九たびということになりますか、自由な開かれた世界経済、いよいよ世界は経済の面で一体になっていくという努力を我々はしていかなければならぬわけであります。

そういう意味でいいますと、半分の国が、世界の経済規模の半分の地域がやってく、しかもそれを、先ほど私も確認しましたように、外に開かれた、域外に開かれたものに仕上げていくのだというふうなことが本場にできていくのであれば、総理、私は思うのですよ、これはすごい力だ、すごいエネルギーだ。そのエネルギーをもつと膨らませて、まさにWTOのもとの第一回の新しいラウンドという発想もここからまた生まれ出てこないかな、そんなことを、僕はそういう大きい話が好きなもので、それから思うわけですが、これは具体的にどうしてくださいますか、これは私全然煮詰まってるわけではありませぬ。しかし、こういうことは、まさにそういう一つのモメンタムといひますが、一つのエネルギーが大きくなってきたときに初めてみんなだまどって大きな交渉が始まるわけでありませぬ。

また次なる大きな交渉に向かつて、何らかの時期を選んで、そのときにはもう、私は思うのです、日本はその旗振り役でなければならぬ、そんなふうにいるわけですが、そんな意味で、どうでしょう、これをWTOの後の第一回目の世界的な規模でのラウンドとして育て上げていくといったような気持ちは、どんな感想を持ってお聞きになられましたか、総理。

○村山内閣総理大臣 お話を聞いていますと、もうずつと開けて、展望が明るくなるような気持ちがありました。

もう確かに、ある意味では、国境も経済ではな

くなっていますし、お互いに地域で争ひ合うような時代でもないし、もう全世界が地球規模でお互いに力を出し合い、知恵を出し合つて、人類の幸せのために、経済の発展のために、あるいは平和と安定のためにどうしなかならぬかというふうな時代に私はなつていっていると思うのです。

そういう意味で、このAPECが、そうした地域だけの問題だけではなくて、先ほど来申し上げておりますように、全世界に開かれたものにしていくという、やはり展望を持つて私は取り組んでいく必要があると思ひますし、あるいはWTOもそういう位置づけで、やはり日本の政府としても積極的に貢献をし、協力していく必要がある、役割を果たしていく必要があるということ強く感じさせられました。

○松田委員 ぜひ、今後どういふふうに進展していくかあれでございますが、APECのとりあえず当面の、今回首脳会議で合意されました中身を、実のあるものにしていく努力を我々はしていかなきゃならぬ。そういう意味で、来年の大阪での首脳会議まで一年、長いようで短いです、これは。しかも、与えられた課題は、今私が申しましたような、奇想天外に聞かれた方もあるかもしれませぬが、しかし、そういう大きな展望までも踏まえて、どんなものにしていくのか、しっかりと考へていく必要があると思ひます。そういう意味で、ぜひ頑張っていたきたいと思ひます。

そのAPECとの関連でもう一点。ちよつとこれは質問通告してないかもしれませぬが、非常に大事な問題と私が思ひます。ああ、質疑時間が終了いたしましたか、中国のガット加盟問題というところでありますが、質問時間が切れましたので次回にまたさせていただきますが、簡単に言えは、これだけの大きな規模の中国、ガットにぜひ入っていただきたい、そして一緒に進んでいっていただきたいと思ひます。中国は今いろいろ条件をつけておられます。できるだけみんなとハーモナイズされた形の中で大きくひとつ包み込みた

いが、しかしまた、余り例外ばかりあつてといふんじやませぬ。中国をどううまくガットあるいはこのWTOの中に友として迎え入れていくか、非常に大事な問題であります。そのことだけ指摘して、時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○佐藤委員長 次に、遠藤利明君。

○遠藤(利)委員 民主新党クラブの遠藤利明です。

きょうは、十分間という短い時間ではありますが、農業に対する基本的な問題を改めてお伺いしたい、そして、後日、具体的な内容についてまたお伺いしたいと思つております。

先ほど松田委員の質問の中に、農業は特殊なものがある、そんな話がありました。私も農村の中で育ちましたのでその思いは大変強くしておりますし、県議員時代に、産業として成り立つ農業をどうだ、そんなことをよく申し上げたのですが、しかし、現実には世界各國の農業を見ても、やはりなかなか日本と世界の農業を同じ枠の中で考えるというのは難しい。そういうことを踏まえたときに、では農村、農業を捨てていいのか、もう一つは、食糧というものを日本としてどうするのか、そういうことに結論としては行き着くのではないだろうか。そんな意味で、私は、どうしてもやはり食糧というのは大事なものであるし、国家にとつて必須の条件ではないかな、そんな思いを強くしているわけでありませぬ。

そこで、ちよつと観点を交えて総理にお伺いしたいわけですが、日本の外交、下手だ下手だとよく言われます。主張がないとかあるいは顔が見えないとかよく言われるわけですが、APECで、あるいはサミットでいろいろ皆さんが努力をされて、それなりの成果を上げられていく割には、大変残念ながら評価がいまいち高くない。日本人の性格もあるいはあるのではありませんかと思ひますが、しかし同時に、そうしたときに、外交というのは、やはり何を言ひましても国

益と国益をかけて争うけんかのようなものであるわけでしょうから、ある場合には激しくぶつかり合う、そうしたときに、自分の国の切り札といえますか持ち味を持つていなければ、どうしても主張すべきものが主張できない、そんな感じがしているわけでありませう。

人間にとりまして衣食住というのが基本だということから考えれば、国家というのは、存在の意義というのは、衣に相当するものがやはりエネルギーかな、食はもちろん食糧でありますし、住は防衛ではないかなと。そんな意味で、衣食住、国にとりましての必須の条件、これが外交のあるいは切り札になるのではないだろうか。そんな意味で、私は、エネルギー、食糧、防衛がそんな意味を占めるのではないかなと思っておりますが、まず総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○村山内閣総理大臣 御質問の趣旨が、外交において確保すべき目的というものは何かというようなことであるとすれば、私は、いずれの国におきましても、外交における目的というのは、国益の確保についてどう考えるか、あるいは国家間の相互依存関係が深まっている今日、外交を進めるに当たって大事なことは何かというようなことを考えてみなければならぬと思うのです。

具体的に申し上げますと、例えば多角的自由貿易体制のもとでの世界経済のインフレのない持続的成長の確保のためには何をすべきかと、あるいはまた我が国の安全の確保、地域紛争の平和的解決、不拡散体制の強化並びに国際社会における軍縮の一層の促進についてどういふに進めたいのかとか、あるいはまた開発途上国や市場経済への移行努力を続ける諸国に対する支援をどうしたらいいのかとか、先ほど来議論もありませんが、そういう問題も含めて私は真剣に考えていく必要があると思ひますし、同時に、地球規模の環境問題とか人口問題とか、あるいは麻薬、エイズの問題とか、今いろいろ問題が出ていますけれども、そういう問題についてどのような取り組みを

していくのかといったようなことが、これからやはり外交上の大きな課題になるのではないかと、いふふうに認識をいたしております。

○遠藤(利)委員 国際社会の中でいろいろな意味で協調社会をつくっていく、そういうこれからの求められる外交の姿勢、私も当然そうあるべきと思っておりますが、しかし、そうした中で、やはり現実のサミットでありあるいはAPECであり、そういう協調姿勢を求めるとともに国益をどうやって守っていくか、そういうこともまた、ある面では当然必要な部分ではないかなと思ひます。

そうした中で、きょうは特に食糧だけ限定して申し上げたいと思うのですが、エネルギーは、残念ながら日本は資源が少ない、一次エネルギーの輸入依存度は今八三・四％ぐらいというふうなこともありますし、防衛につきましても残念ながら、自給という言葉は変ですが、自給体制にはないということではないかと思うのです。そうしますと、もう一つ食糧、切り札が少ないわけでありますが、せめて食糧だけは何とかできないだろうか、自助努力によって私は可能ではないかと思うのです。もちろん、一段のコストダウンとかいろいろなことは考えなければならぬかと思ひますが、しかし、最近のマスコミの論調あるいはいろいろな大都市の皆さんの声を聞いておきますと、もう農業は必要ないじゃないか、安いものをほかの国から買ってくればいいじゃないか、ましてやこういうガット・ウルグアイ・ラウンド等の国際協調社会の中であるいは自由貿易体制の中で、国内の農業はもう衰退してもいいじゃないか、場合によっては石炭産業のように安楽死でもいいのじゃないか、そんな極端な議論さえも出てきておるのではないかなと案じているところでありませう。

しかし、これからの食糧が安心して供給してもらえないのかどうか、あるいは人口の増に食糧の生産が追いつけるのか、そういうことを考えていきますと、果たして国際分業論という物の考え方

でいいのかどうか、やはり日本としてそういう必須の条件である食糧というものを常に生産し、維持していく、こんな努力が必要ではないかなと私は思っているわけでありませう。

そこで、総理に改めてもう一度お伺いしたいのですが、国際分業論的な物の考え、そして食糧安全保障的な物の考え、この二つがあるわけでありませうが、私は、やはり食糧は自給すべきだ、こんな見解を持っておりますが、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○村山内閣総理大臣 先ほど来議論がございませうように、できるだけ多角的な貿易自由化で門戸を開放して、そしてどの国とも貿易ができるような、そういう国際的な環境をつくっていくということも、私は、お互いに協調し合つて発展をしていくという意味からすれば大事なことでと思ひますね。

しかし、今委員からお話がございましたように、食糧というのは国民生活にとって欠かせないもののなのです。これは、いつどういふ事態が起こるか分からない状況の中で、輸入食糧だけに頼っておつていいのかということ、当然これはやっぱり不安になるわけでありませうから、したがって、どういう状態になろうとも安全な食糧を安定的に供給できるように賄つていく、保障していくというのは、ある意味では国の責任でもあると私は思ひますから、食糧だけは分業論ではなくて、やっぱり自給度を高めて、そして国内で充足できるような、そういう確保の方向というものをしっかり考えていく必要があるというふうに私は思うのです。

ただ、農業というのは、輸出を前提にしてやっている国もあれば、国内自給だけを求めてやっている国もある。日本の国の場合には、どちらかというと輸出ではなくて、国内の自給を賄つていくという意味でつくられている農業が主体ですから、したがって、これだけ国際貿易の自由化が進む中で、大変厳しい問題もありますけれども、しかし、そういう問題も含めながら、可能な限り自

給度を高めていく努力は必要ではないかというふうに私は考えています。

○遠藤(利)委員 時間がありませんので、最後に農林大臣、簡単にひとつお伺いしたいのですが、そんな中で、各国ともまだ自給率向上のためにいろいろな努力をされておる。しかし、日本の国の中、私たちがそうですが、自給率を上げよう上げようと言いつつながら、現実には自給率がどんどん下がつてきて、四六％とか、あるいは穀物では二九％、いろいろなことを今言われております。

そうした中で、農政審の中の報告書があります、何か中身が見えない。そこで、新たな農業基本法のようなものをつくつて、具体的に数値目標といいますか、例えば日米包括経済協議の中でアクションプログラムというのがありました、具体的な、こういう形で何年度にはこれだけの自給率の達成をいたします、そんな形の農業基本法なりあるいはそういう目標値をつくれないうかどうかが、ぜひつくつていただきたい。

最後に農林大臣の御所見をいただいて、当面終りたいと思ひます。

○大河原国務大臣 二点、お答えいたします。食糧に関する農業基本法の問題でございませうが、先般の農政審議会においても、その制定、改廃の要否を含めて至急検討するという提案がありまして、今度の新政策、新しい農業合意に伴います国内対策におきましても、新たな基本法の制定に向かつて検討を始める、その場合においては、現行の基本法に欠けている点は食糧の問題が一つ大きな問題でございませうので、検討に値すると思ひます。

それからもう一つは、自給率の問題ですが、これは需要と供給で、分母が必要で、その需要については、食物の選択、組み合わせは国民の嗜好に、今日の自由国家においては、我が国もさうでございます。それからまた、供給については作物の選択と組み合わせ、これは生産者の主体的なものになっております。したがって、がっちり自給率をどうするかという点についてはな

なかなか難しい問題があるというふうに、率として、先進国には一切ございませぬ、結果においての自給率はございませぬけれども、これから、これまで自給率を上げるというようなことは残念ながらないわけでございます。

○遠藤利一委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 次は、松本善明君。

○松本(善)委員 総理に伺いますが、マラケシュで調印されましたこの協定は、日本の農業を守り、日本国民に安定的に安全な食糧を供給するということを初めといたしまして、国民生活に非常に深刻な影響を与える極めて重大な案件であります。

ここに政府から提出された資料だけ並べてもこれだけあります。協定が発効しますと日本も従うことになるという発がん物質なども含まれる食品添加物などの基準、食糧の安全性にかかわる国際基準、これはやとと英文をきょう提出するという事になったのですけれども、訳は出さないう。それもこれぐらいはあります。大変な膨大なものであります。

一昨日開かれました第三十三回消費者大会では、ガットの合意協定の危険性が大議論になりました。米の輸入自由化反対とともに、WTO協定の国会批准は国民に開かれた慎重で徹底的な議論をしてほしいということが決議されたのです。

この協定が発効しますと、関税が大幅に引き下げられることによって、大企業は多少もつかるところもあるかもしれませんが、円高に苦しむ中小企業は重大な影響を受ける。あらゆる面から本当に慎重な審議が必要だと思えます。

まず、農業から入りますが、この問題は単に農家の問題だけではなくて、現在、将来にわたる全国民の食糧の問題であります。平たく言えば、日本人がどんなときでも安心して食べていけるかどうかという問題であります。昨年のような米不足がもつと大規模に起こったときに、一番困るのは農業をやっていない消費者なのです。だから、国民に安全な食糧を安定的に供給することが政府の

極めて重要な責任になり、国民の食糧の問題は、その自給の問題にせよ、安全性の問題にせよ、外国に譲ることのできない国の主権の問題であります。だから、全会一致の三度にわたる衆参両院の決議で、「食糧自給力の向上を図り、国民食糧を安定的に供給することは、将に国政上の基本的且つ緊急の課題」として、「国民生活の安全保障体制として食糧自給力の強化、安全保障です、米の輸入自由化の要求は認められない、こう決議しているわけです。

さらに、だからこそ、この間の総選挙では、すべての議員が政党政約としては米の輸入自由化反対を公約したのです。先ほども、今でも反対だと閣僚で手を挙げられた方があります。それを今村山内閣はやろうとしている、これに反することを、私はそう思います。

先ほどはやはりこの問題が問われて、総理は、社会党は苦渋の決断で態度を変更したということとを述べられました。しかし、社会党が決めたからといって、態度を変更したからといって、国会の決議は変わらないのです。この国会の決議は、国権最高機関の決議です。これを否定するということ、これは、国民主権の否定であります。私は、総理に、この米の輸入の自由化ということが国会決議に明白に反しているのではないかと、その点、総理は何と考えているのかということをお聞きしたいと思えます。

○村山内閣総理大臣 ウルグアイ・ラウンド交渉の中で、何とか米を主体にしたこの農業問題は別枠で話ができるようにすべきではないか、何としても国会決議はやっぱり守るべきだ、こういう立場で私も頑張りましたし、恐らく政府もそういう立場で頑張っていたと私は思っております。

しかし、このガットは単に米、食糧だけの問題ではなくて、先ほど来お話がありますような、そういういろいろな工業製品の品目やら、あるいは知的所有権やら等々各般にわたる話し合いをして、そして国際的に協調できるような貿易自由化

をしていこうではないか、こういう話し合いをしているわけでありまして、日本の国が米だけで一切反対だ、こういう立場をとり続けられれば、これは貿易立国である日本にとつては大変大きなやっばり打撃を受けることになるので、私は、ぎりぎりまで頑張ったのだけれどもミニマムアクセスを受け入れざるを得なかった。こういう現実の事態については理解はされなければならぬものだというふうに私は思っておりますから、苦渋の選択をして、やむを得ない、こういう決断をしたわけでございます。そういう点につきましては、十分皆さん方にも御理解を賜りたいというふうに私は思います。

○松本(善)委員 国会決議に違反してもやむを得ないという御答弁と承りました。

自民党は、当時の声明でもはっきりと明白に、国会決議に明らかに反する、そう言っているのです。総理も聞いていてください。自民党も、あんなの与党の自民党もはっきりと声明でそう言っているのです。この国会決議に違反をしているという問題については、河野外務大臣、何と考えますか。

○河野外務大臣 御指摘のとおり、国会は三度にわたって決議をいたしました。その決議に基づいて、かつて自民党政権は懸命な努力をして、国会決議に反しないように努力をしてきたところでございまして、しかしながら、自由民主党が政権の座をおりまして、その後政権につかれた方々も懸命の努力をなさったと思えます。

しかし、国際的な趨勢あるいは国際的な協議の中で、懸命の努力にもかかわらず、ミニマムアクセスという特例まで設けるというところまでは行つたけれども、完全に国会決議どおりというわけにはいかなかった。しかし、今総理からもお話があったように、そのことが結果として、トータルに考えて、日本の行くべき道の一つの選択というふうにお考えになったに違いない。これを合意をされた。

そして、私どもは、今議員が御指摘のとおり、

その合意について、農業問題についてはこれは我々は納得できない、これでは恐らく農業、農村に大きな打撃を与えることになるであろうということを我々は大変心配をしたわけでございますが、今回、農業農村対策についてできる限り政府・与党が一致して真剣な対策を協議してその対策を決めたというのを踏まえて、今回皆様方にWTO協定についての御賛成をお願いをしている、こういうことでございます。

○松本(善)委員 外務大臣も国会決議どおりでない、違反であるということをお認められたということであらうと思えます。

国内対策の問題に言及をされましたけれども、その問題に関してお聞きする前に、大河原農水大臣にお聞きしようと思っております。

あなたは、参議院でも、ここにもおいでになります。畑元農林水産大臣に対する問責決議案の決議者として、農業合意が三度にわたる国会決議に違反し、米の実質関税化を初め重要基幹農産物の輸入自由化を招いた、これにより食糧の安全保障を放棄し、我が国民の生命を他国に牛耳られることとなり、農業のみならず農村、国土の荒廃をもたらすおそれを生ぜしめ、国益を大きく損なつたことは我が国農政史上かつて例を見ない大失態で、我が国稲作農業に致命的な打撃を与え、その根本的な責任を追及をしております。あなた、この認識は間違っていないのですか。

○大河原農水大臣 松本委員の立場からこの種の質問をしなれば、もう二度三度ちようだいしております。

ウルグアイ・ラウンドの十二月の実質合意につきましては、その妥結の過程その他について、政府の努力なり結果についてはいろいろ問題があった、それに対する農民の気持ちや代弁して私どもはこれに対する問責を行つたわけでございます。ただし、一方においては、外交関係の継続性とか、あるいは国際社会における我が国の責任ある地位と国際公約、この問題について重く受けとめなければならぬというふうにご感じておつたこと

ろでございす。外交は継続、内政は改革と。

村山連立内閣が発足いたしました。そのもとに
おいては国際公約を守る、そのためのWTO協定の
設立、これについては我々としても万全の努力
をいたさなければならぬ、今河野総裁が、自民
党総裁、外務大臣がおっしゃったように、国内対
策は我々としては十分な対策が講ぜられたとい
うことをもって、皆様方にWTO協定の承認と関連
法案の成立をお願いしておるところでございま
す。

○松本(善)委員 党の立場で言いますが、国会
決議の立場で聞いているのです。二回目でありま
すけれども、あなたが実際に現職の農水大臣だか
ら、この問題は極めて重大なんですよ。あなたは
国内対策をやるんだと言っけれども、そのときの
趣旨説明では、我が国農政史上、取り返しにつか
ない大失策だと言っているのですよ、大失態だ
と。国家国民を裏切り、農民を奈落の底に突き落
としたとまで激しい言葉が並んでいますよ。

今あなたが言われました国内対策というの、
すべての農民が対象ではなくて、十ヘクタールか
ら二十ヘクタールの規模拡大農家を育成するとい
う新政策に沿ったものであります。結局、国内対
策の対象にならない中小零細農民は切り捨てられ
るのですよ。規模を大きくする農家もそれでやっ
ていけるかどうか深刻な不安があるし、北海道
ではその規模の農家で自殺したり離農したりとい
うことが起こっていること、御存じのとおりで
す。最大の国内対策は輸入の自由化をしないとい
うことなんです。

私は、総理にお聞きしたいのは、現職の農水大
臣が取り返しのつかないと言っていることを総理
はやろうとしているのですよ。とんでもないこと
なんだ。そういう問題だからこそ、総理は選挙公
報で「コメの輸入自由化については、断固阻止し
ていきます」と言ったのですよ。今あなたの
やっていることは、輸入自由化の推進ですよ。一
月一日発足のためにやってくれと、無理な日程を
押しつけようとしているのですよ。これが断固阻

止というあなたの公約の中に入りますか。あなた
の選挙民に、大分の選挙民に約束をした、この公
約の範囲にあなたが今やっていることは入るん
ですか。はっきりお答えいただきたい。

○村山内閣総理大臣 先ほど来お答えを申し上げ
ておりますように、まだ交渉の段階でございま
すから、私も、農業だけは別枠で扱うべきでは
ないか、そして切り離すべきだ、あくまでも関税
やら自由化を受け入れるべきではないという農民
の声を代弁し、国民の声を代弁して私どもは叫ん
できたのです。

しかし、交渉の経過の中で、先ほどお話がご
ざいましたように、関税化ではなくてミニマムア
クセスで、六年間の調整案が出て、この調整案は
のまざるを得ないという客観的・主観的条件
というものがやはりあって判断をしてきたので
あって、安易にしたのではなくて、そういう努力
の経過も踏まえた上でやむを得ないという判断
をしたのであって、これは私はやはり政策的な判
断として、国民の皆さんもある程度全体がわかっ
ていただければ御理解をいただけるのではない
というふうに考えています。

○松本(善)委員 国会の外では絶対通用しない
ですよ。これはあなたもやむを得ないと言っ
ますよ。先ほど来、国会決議に違反しても、公
約に反してもやむを得ない、そんな理屈は絶対通
らないです。

米の輸入の自由化で、日本の農業はもう壊滅的
な打撃を受けることは明らかです。一方、アメリ
カはどうかといいますと、日本からの輸入を国内
法で厳しく規制をするという身勝手さでありま
す。例えば、牛肉・オレンジの輸入の自由化で日
本の畜産農家は大打撃を受けました。ところが、
一方アメリカでは、日本からの和牛の輸入につい
て事実上輸入を厳しく規制している。そのため
に、日本からの和牛の密輸が摘発をされていると
いうことが最近報道されています。
これは、アメリカが貿易を自由化をすると言

ながら、その実この協定がアメリカと多国籍企業
の利益のためであるということを端的に証明して
いると私は思います。だから、クリントン大統領
が、この協定でアメリカは毎年一千億ドルから二
千億ドル、日本円にして十兆から二十兆円の利益
をアメリカにもたらすと言ったのですよ。アメリ
カの経済覇権主義です。これについてはクリント
ン大統領はある大学で、アメリカ国民の利益を優
先するということが世界の繁栄のためにも、公
然と経済覇権主義を言っている。あなたはこうい
うことをクリントン大統領が言っていることに
ついて怒りを感じませんか。総理に聞きたいと思
います。

○村山内閣総理大臣 クリントン大統領がアメリ
カの大統領としてどういう発言をしようとか、そ
れは大統領の見識であって、それは、例えば日本
の国とアメリカの国と協定をしているとか、ある
いはガットで決められたことをお互いに侵し合っ
たかというようなことがあれば、それなりにやは
り交渉の道もありますし、紛争処理の道もあるわ
けですから、そういうルールに従って片をつけ
ばいいのであって、一々大統領が発言したこと
に對して、こっちはどう思うかどう思うかとい
つて言うべき筋合いのものではないと私は思いま
す。

○松本(善)委員 それは、アメリカの考え方の基
礎にそれがあるからあなたに聞いたのです。あ
なたの言われる具体的なことをこれから聞しまし
ょう。

今アメリカ国会で審議をしているのは、この協
定そのものではないのです。アメリカ政府が協定
を解釈して実施をする実施法案であります。そ
の法案の百二条には、ウルグアイ・ラウンド諸協
定のどの規定もアメリカ合衆国の法律に反するも
のは効力を持たないと明記をしております。
この問題については、きのう外務省条約局か
ら、この協定をアメリカ国会に提出をしたときの
アメリカ政府の声明なるものをもらいました。こ
れは、きのうまで出ない、まだきょうも出てま

ん、翻訳は。その分だけでも翻訳して出したらど
うだと言ったが、これも出さない。それは、意訳
ですけれども、私どもが翻訳をして、要旨をわか
りやすく言いますならば、実施法は、このアメリ
カの実施法ですよ、協定の義務を履行するもの
だ、協定に反する法律は修正や新法をつくる、そ
れは議会で個々に立法化されるのだ、現行法には
変更を必要とするものはない、まあ言うならば、
協定の義務を履行するという政府の態度は表明を
されています。

ところが、やはりアメリカ合衆国の法律に反す
るものは効力を持たないという、百二条ははっき
りしているのですよ。これは何を意味している
か。議会が法律を定めるまではアメリカ国内法が
優先するということなんです。ある意味では、ア
メリカ議会が協定と国内法が矛盾するかどうかと
いう問題が起きたときに、アメリカ議会が決める
わけですから、事実上協定の解釈権も留保してい
るということなんです。

先ほど、同僚議員二人もスーパースーパースー
パー三〇一条は生きていくわけですよ。これは反
しないというのがアメリカ政府の見解です。これ
について問題が起こっても、アメリカ議会が変え
ない限りは変わらないのですよ。これはもう徹底
したアメリカ中心ですよ、経済覇権主義です。こ
れを私は外務大臣に聞きたいと思う。あなた、そ
う思いませんか、これは。どうぞ御答弁くださ
い。

○河野国務大臣 アメリカと日本とは法律の立て
方が違うわけございまして、アメリカが実施法
でやるのはおかしいという御指摘でございま
す。これはアメリカの制度の問題であって、ア
メリカは、上下両院、この法律をきちんと通して、
そしてWTOに参加をしていくということにさ
さかの疑いもないというふうに私は見ており
ます。いつ成立するかというのを言っているの
ではなくて、実施法でも問題はないというふう
に私どもは見ております。

あなた これでも経済覇権主義だと思いませんか。これは総理に聞きましょう、ちゃんと解明したのだから。何と思います。あなたはさつきは、具体的にこの協定との関係で起こった解決するのだと。実際にはそういう問題なんです。そういうことは考えていませんでしたか。

これも大変なアメリカ中心の経済覇権主義ですが、これは、日本が批准しない限りアメリカも参ります。

日本が批准しなければ、私は絶対に世界貿易機構は発足できないと思います。先走りすること

一つは、貿易の自由を広げることが望ましいことではあるが、途上国の意思に反してこれを押しつけるものであってはならない、二つ目は、発達した諸国の間でも、無制限の自由貿易ではなく、一定の限られた分野では一定の保護措置をとる権

限を認めるべきだ、三番目、多国籍企業の利潤第一主義の活動を許さない、この三つであります。

我が党は、WTO諸協定の批准に断固反対をいたしました。今述べた基本方向に沿って再交渉する、これを強く要求するものであります。御答弁があればお答えいただきたい。

○河野国務大臣 WTOという多角的自由貿易体制を進めていくことは、繰り返し申し上げておりますが、我が国にとって極めて重要なことだと私も思っております。しかしながら、そのために農業の分野で極めて困難な状況に陥る方が出るということもまた我々は心配をして、先ほど来申し上げておりますように、政府・与党一体となって真剣な討議の結果、対策をとったということを実がございします。その対策をとったということ踏まえて、今回、WTOの協定を国会でぜひ成立をさせていただきたいということもまた申し上げているところでございます。

先ほど来委員のお話を伺っておりますと、もう日本はWTOのこの考え方をとるべきでない、これからもうこういう考え方はやめてしまえとおっしゃっているように聞こえますが、私は、そういうことでは我が国はやっていけないだろうというふうに思います。

また、何も一月一日からスタートをさせることもないではないかというような意味のこともおっしゃいますが、このWTO協定をスタートをさせることによって、先ほど委員が御心配になっておられたように、さまざまな貿易上のトラブルを解決するルールというものもこれによって新しくできるわけでございますし、あるいは物以外の問題についても貿易上のルールができるというメリットがあるということもまた考えていただかなければならないと思います。

百二十五の国と地域によって協議が成立をして、我が国もまたこれに既に署名をしているわけでございます。我が国としては、先ほど来繰り返しになります、明年一月のスタートに向けて、

誠実に国際社会の中における約束を守るという努力をすることが大事ではないかと私としては考えております。

○松本(善)委員 時間がなくなりましたので、最後であります。私も、貿易の自由を広げることは当然だということ、先ほど言ったとおりであります。ただ、日本の国民が農業のみならず食っていけるかどうかという重大な主権に関する問題は絶対譲歩すべきではない、だから再交渉すべきだ、その権利は国際法上も認められていることなんだ、そういう立場をとるべきだということと主張しておるのであります。政府のこの態度はもう極めて遺憾だということをお願いして、質問を終わります。

○佐藤委員長 本日の質疑は、以上で終了いたしました。

次回は、来る二十一日月曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会